

平成 23 年 第 2 回

# 菊陽町議会 6 月定例会会議録

平成 23 年 6 月 7 日～6 月 15 日

熊本県菊陽町議会

平成23年第2回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
6 / 7	火	開会・行政報告・提案理由説明・研修報告
6 / 8	水	一般質問（5人）
6 / 9	木	一般質問（4人）
6 / 10	金	休会（議案調査）
6 / 11	土	休会
6 / 12	日	休会
6 / 13	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
6 / 14	火	休会
6 / 15	水	議案審議（議案第34号～報告第3号）質疑・討論・表決・発議・閉会

平成23年第2回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	甲斐 榮治 (P25～)	1. 菊陽中部小学校建設計画について	①屋上へのプール配置を再検討できないか ②3階への体育館配置を再検討できないか ③運動場地下の調整池の安全性とメンテナンスに問題はないか ④予算編成は緻密になされているか ⑤本建設計画に関する地方債について（その種類・利率・償還計画など） ⑥総工費の最終的見込みを示せ
		2. 町財政の今後の見込みについて	①今後予定されている大型事業名・事業費の額・事業実施の時期を示せ ②町の債務総額の今後（10年間）の予測される推移を示せ ③町の自主財源と依存財源の増減の傾向について今後の予測を示せ ④町財政の弾力性は維持できるか
		3. 高齢者に配慮した公共交通機関について	①町内巡回バスの小型化・巡回の頻度を増やすことはできないか ②高齢者（特に運転免許返上者）に対して、公共交通機関の運賃を軽減する措置はとれないか
2	小林久美子 (P40～)	1. 福祉とくらしが大切にされる安心・安全なまちづくりについて	①東日本大震災を受けて町の防災対策の見直しについて ②避難所・災害時の食料の備蓄などの状況は ③災害時の要介護者や障がい者などの対策について
		2. 学校・公共施設・民家の耐震化などについて	①現状と今後の計画について
		3. 子育て支援について	①無認可保育園への町の支援は ②子ども医療費を町外の病院でも窓口無料化に ③保育料の減免基準の拡大について

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
3	渡邊 裕之 (P53～)	1. 臨時保育士の待遇改善について	<p>【臨時任用に対する問題点など町長の認識を伺うと共に、解決すべきと考えているのかを問う】</p> <p>①臨時保育士任用の問題の認識 ②正規職員との職務上（責任）の違いと待遇 ③法令上の問題を解決する為の方法</p> <p>【全国的な問題となっている官製ワーキングプア臨時職員（保育士）任用問題。3つの解決策を提案し行政とともに改善策を講じる。】</p> <p>④正規職員採用枠の拡大 ⑤指定管理者制度での保育所運営 ⑥社会福祉協議会での雇用</p>
		2. コミュニティ改革（第一弾）	<p>①菊陽町内の東西の地域コミュニティ（自治会組織率、地域活動、協力体制など）格差、都市化する町の問題点について ②自治活動支援、自治会加入促進、地域コミュニティにおける義務など、区長、住民等による自治組織に関する条例策定（住民発議）の必要性について ③公民館新築・増改築助成の拡大。「菊陽町地区公民館整備費補助及び融資に関する要綱」の見直し</p>
4	吉本 孝寿 (P69～)	1. 菊陽第二土地区画整理事業について	<p>①現在の進捗状況は ②今後のスケジュールは ③交渉の遅れをどの様に対処していくのか ④下原・堀川線の信号機設置について</p>
		2. 菊陽中部小学校建設について	<p>①地域住民への説明は十分に行われているのか ②さくら保育園の園児に与える影響はないのか ③町長及び検討委員会のメンバーは震災後、屋上のプールと3階の体育館建設をどの様に考えているのか</p>
		3. 新興住宅の防災体制について	<p>①本町の消防団は現在5分団で編成されているが、消防組織のない地域を町はどの様に考えているのか ②火災の際の消火活動などの啓発活動は行っているのか</p>
		4. 白水・久保田地区の振興について	<p>①町長の選挙公約にあった白水・久保田地区の振興についての本年までの取り組みは ②今後の方針は</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
5	芝 和長 (P83～)	1. 光の森複合施設建設について	<p>【23年度当初予算で（仮称）光の森複合施設基本設計委託料として19,958千円が計上されている】</p> <p>①再度、建設の主眼は ②この施設の規模・内容等の概要は ③建設にあたって住民の意見集約及びその方法・手段は ④建設完成に至る行程表を示せ</p>
		2. 通学路の安全施策について	<p>①小学校の通学路の安全施策についての見解 ②通学路の安全点検の責任者は ③通学路の安全を守る責任は ④武蔵ヶ丘小学校の光の森から通学する子ども達を通る武蔵ヶ丘1町内と2町内の通学路の7:30から8:30の間の車両進入禁止（西からの）処置はとれないか</p>
6	福島 知雄 (P101～)	1. 子育て支援について	<p>①私立保育所（認可保育園）への国、県、町の運営費負担額は ②私立幼稚園への町からの私立幼稚園就園奨励費補助金は ③私立幼稚園の入園料の補助はできないか ④保育園の延長保育時間を午後8時まで実施すべきでは ⑤日・祭日における平日並みの保育サービスを望む</p>
		2. 総合交流ターミナルの施設について (通称：さんふれあ)	<p>①利用客の安全確保の為、施設正面入口南側のスペースに車寄せ、或いは車が旋回できるようなロータリーの整備はできないか（進捗状況を問う） ②駐車場に進入する道路を駐車場の西端に移設すべきではないか（進捗状況を問う） ③利用客の憩いの場である「大広間に舞台設置の為の増築」を望む</p>
7	佐藤 竜巳 (P114～)	1. 地球温暖化防止のための取り組みについて	<p>①「グリーン（ゴーヤ）カーテン菊陽」に対して、今後町はどのような支援策を考えているのか ②国は節電目標を15%と決定したが、町はどのような取り組みと対応を考えているのか</p>
		2. 農業問題について	<p>①菊陽町の食の安全・安心を問う ②JAカントリーへのこれからの町の対応は</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		3. 鼻ぐり井手について	①総合政策課の鼻ぐり井手調査等委託料の内容は ②生涯学習課の鼻ぐり井手調査委託料の内容は ③この2件の委託料の調査結果はいつ頃わかるのか
		4. 菊陽空港線延伸について	①進捗状況は
8	梅田 清明 (P124～)	1. 福祉について	<b>【総合的な地域支え合い事業】</b> ①高齢者支援策（病院や買い物等）として、「1回500円の無料クーポン券」「登録メンバー家庭への巡回」はできないか ②認知症等の徘徊に対応する為見守りネットワークの構築 ③地域支え合い体制の構築に対する人材の育成は
		2. 県への要望事項の結果について	①集落内開発制度と都市計画法第34条第14号についての柔軟な運用について ②市街化区域の飛地設定規模要件の緩和について
9	野田 恭子 (P137～)	1. 菊陽中部小学校建設について	<b>【校舎費＋9億9,820万円について】</b> ①文部科学省の35人学級での整備方針が増額の原因ときいているが、助成の要請はしているのか ②総工費45億5,711万2千円について、校区外の町民はどう思っているのか
		2. 幼稚園について	<b>【町立幼稚園の必要性について】</b> ①幼稚園待機児童の把握はされているか。町外幼稚園へ通っている児童数は ②幼稚園（公立・私立）の今後の計画についてどう考えているか ③子ども園についてはどう考えているか

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成23年6月7日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成23年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成23年6月7日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第34号から報告第3号までを一括議題

日程第6 町長の提案理由の説明

日程第7 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 中岡敏博君

2番 野田恭子君

3番 吉本孝寿君

4番 吉山哲也君

5番 渡邊裕之君

6番 坂本秀則君

7番 石原武義君

8番 甲斐榮治君

10番 岩下和高君

11番 佐藤竜巳君

12番 福島知雄君

13番 川俣鐵也君

14番 加藤眞佐男君

15番 上田茂政君

16番 小林久美子君

17番 梅田清明君

18番 大塚昇君

3. 欠席議員は次のとおりである。

9番 芝和長君

4. 会議録署名議員

3番 吉本孝寿君

4番 吉山哲也君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤三雄君

副町長 中富恭男君

教 育 長 赤峰洋次君

教育次長 水上孝親君

総務部長 吉岡典次君

福祉生活部長 眞鍋清也君

産業建設部長 松本東亞君

会計管理者兼  
会計課長 阪本修一君

総務課長 平野誠也君

総合政策課長 吉野邦宏君

財政課長 實取初雄君

税務課長 阪本浩徳君

人権教育・  
啓発課長 堀川俊幸君

福祉課長 渡邊幸伸君

健康・保険課長 村田節子君

介護保険課長 宮本義雄君

環境生活課長 大 山 陽 祐 君  
武蔵ヶ丘支所長 堀 川 正 信 君  
建設課長 松 村 孝 雄 君  
下水道課長 今 村 敬 士 君  
総務課長補佐  
兼庶務法制係長 服 部 誠 也 君  
学務課長 松 本 洋 昭 君  
生涯学習課長 佐 藤 清 孝 君

町民課長 山 崎 謙 三 君  
農政課長 荒 木 一 雄 君  
都市計画課長 坂 本 恭 一 君  
商工振興課長 吉 川 義 則 君  
図書館長 堀 行 徳 君  
中央公民館長 矢 野 陽 子 君  
農業委員会事務局長 志 垣 敏 夫 君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君  
書 記 山 川 真喜子 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

本日は芝和長君から欠席の届け出がっておりますので、ご報告いたします。

それでは、ただいまから平成23年第2回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番吉本孝寿君、4番吉山哲也君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

この件につきましては、去る5月31日の議会運営委員会で協議の結果、今定例会を本日より6月15日まで9日間と諮問することに決定をしました。

会期日程につきましては、別紙のとおりといたしたいと思っております。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月15日まで9日間としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から6月15日までの9日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査（2月、3月、4月分）の結果報告は、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、全国町村議会議長・副議長研修会が5月17日から18日まで東京メルパルクホールで開催されました。全国町村議会議長・副議長研修の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配りましたとおりであります。

次に、今回受理しました陳情等は、別紙のとおり配付のみといたします。

これで諸般の報告を終わります。



#### 日程第4 行政報告

○議長（大塚 昇君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、本日から15日までの9日間にわたり、平成23年第2回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、ご多用の中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

去る3月11日に発生しました東日本大震災における災害につきましては、現在懸命に復興が図られているところであり、一日も早い復興を願うところであります。

また、福島第一原子力発電所の事故につきましても、放射性物質の飛散対策の効果が発揮され、一日も早い収束を願うところであります。

また、九州北部におきましては、先日日曜日に梅雨入りし、雨量の多い季節を迎えましたが、今年には既に台風も発生しておりますので、先般防災会議を開催し、災害発生が予想される段階での待機体制や関係各機関との連携等について再確認を行ったところであり、気象情報等の収集に努め、早期に対策を講じることにより被害を最小限に抑えてまいり所存でございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、東日本大震災の被災自治体への人的支援につきましては、現在まで、保健師1名を含め6名の職員を被災地支援に送っております。なお、今後も引き続きまして、要請に応じ派遣したいと思っております。

次に、地球温暖化防止対策についてであります。地球温暖化防止を目的としました住宅用太陽光発電システム及び太陽熱温水器につきましては、今年度が当初予定の補助期間の3年目でございます。この2年間で、発電システムが約300件、温水器が約120件の合計420件ございまして、金額にしますと約2,200万円の補助を行ったところでございます。今年度につきましても、5月末現在で合計60件の申請が上がっているところでございます。

また、原発事故に伴います影響で、さらなる節電への関心、対応が求められる昨今の社会情勢の中で、本町のグリーンカーテンの啓発及び普及は順調に推移しているところでございます。一昨年からは町民の皆様方への啓発用として設置しました公共施設のゴーヤカーテンも、今年度からは個人住宅への普及にシフトいたしました。グリーンカーテンの普及啓発を進める民間ボランティア団体の設立のお手伝いをしまして、その皆様方のご協力のもとに、町民センターなどの7施設でゴーヤカーテンの講座を開催いたしました。あわせて、数千株のゴーヤの苗もいただきまして、今年度は約250人の町民の皆様方のご自宅でゴーヤカーテンにチャレンジしていただくことになりました。都市部と農村部の交流のかけ橋を兼ねましたこのゴーヤの苗

の成長を今後の楽しみにしているところでもございます。

次に、雇用対策についてであります。雇用状況は依然として厳しい状況にありますが、平成21年度から取り組んでおります緊急雇用対策事業において、延べ52名の雇用を創出したところであり、本年度におきましても、約34名の雇用を創出すべく、10の事業を展開しております。

次に、企業誘致についてであります。景気は持ち直しておりましたが、東日本大震災の影響により失業者が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあります。このような中、既存の企業に対し増設等の投資をお願いすべく、情報収集や本社訪問等の活動を行っているところであります。

次に、ニンジン焼酎「酔紅」の販売についてであります。ニンジン焼酎「酔紅」につきましては、昨年の芋ベースから米ベースとなり、2,000本限定で、6月2日から町内15店舗において販売開始をしております。

次に、下水道事業についてであります。下水道事業につきましては、昭和58年度に事業に着手し、昭和63年度に一部供用開始して以来、受益者の皆様方のご理解とご協力により、平成22年度末での汚水処理人口普及率は97.1%となりました。平成23年度事業につきましては、汚水の面整備として、主に第2土地区画整理事業地区内の下水路整備を行い、国道443号線道明曲手間の一部及び県道辛川鹿本線の一部、馬場・長塚地区と町道緑ヶ丘線について、管渠の布設工事を行います。

また、雨水の面整備につきましては、第2土地区画整理事業の進捗により整備を実施する方針です。

さらに、下水道施設の長寿命化計画の策定のため、テレビカメラ等による管路の調査を行います。

菊陽中部小学校改築事業では、平成25年4月の新校舎完成を目指し、事業を進めております。現在は、役場西側の町民グラウンドに仮設校舎を建設してありまして、本年7月には完成、夏休みに仮設校舎へ引っ越し、その後新校舎の工事請負契約、既設校舎の解体、新校舎建設に着手する予定で進めております。

国際化時代に生きる人材育成を目的として平成8年から始まった本町の中学生海外派遣事業も、今回で15回目を迎えます。本年度は、夏休み期間を利用して、7月24日から8月6日までの14日間、菊陽中学校、武蔵ヶ丘中学校より6名ずつ、計12名の生徒をオーストラリアへ派遣する予定で進めております。現地で生徒たちは、バックスマーシュグラマー校の授業に参加しながら、10日間ほどのホームステイを体験いたします。このような外国での生活を通して、日本では得ることのできない貴重な経験をしてもらい、今後の中学生生活はもちろん、将来にわたって生かしてもらいたいと思います。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出議案第34号から報告第3号までを一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議案第34号から報告第3号までの件について一括して議題といたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第6、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、行政報告に続きまして、本定例会に提案します付議事件について、その提案理由を申し上げます。

付議事件は8件であります。その内訳は、議案4件、承認1件、報告3件についてご審議をお願いするものでございます。

付議事件の順に申し上げます。

議案第34号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、正規職員のみにも適用していた育児休業等を16日以上勤務する臨時職員にも適用させるため、本条例を改正するものであります。

議案第35号は、平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

新年度に入って2カ月余り経過したところでございますが、総務費、土木費、教育費などで急を要するものが生じたので、補正をお願いするものでございます。

内容は、歳入歳出予算の総額に300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億5,800万円と定めるものでございます。

歳入では、財産収入を300万円増額し、歳出では、総務費を448万1,000円、土木費を446万4,000円、教育費を267万4,000円増額し、衛生費を341万4,000円、消防費を205万5,000円、予備費を323万円減額するものでございます。

議案第36号は、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてでございます。

内容は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である玉名市玉東町病院組合と球磨郡公立多良木病院組合の名称変更により規約を変更するものであります。

議案第37号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、菊陽中部小学校の建て替えに伴い新設、拡幅いたします中部小学校東線について、新たに町道として認定するものであります。

承認第5号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める

ものであります。

改正の内容は、地方税法等の一部改正に伴い、東日本大震災に係る住民税の雑損控除の特例及び住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例を附則に加えるものでございます。

報告第1号は、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した平成22年度菊陽町一般会計予算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書として報告するものでございます。

繰り越します事業は、総務費の第5期菊陽町総合計画策定、民生費の保育所小規模改修、土木費の道路橋梁維持・道路新設改良単独、北小学校原水駅線道路改良、緑ヶ丘線道路改良、土地区画整理、教育費の小・中学校環境整備の9件で、総額は3億344万6,000円でございます。

報告第2号は、菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

内容は、菊陽町土地開発公社の平成22年度の決算に関する書類及び平成23年度事業計画に関する書類を報告するものであります。

報告第3号は、有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出についてであります。

内容は、有限会社さんふれあの平成22年度決算に関する書類及び平成23年度事業計画に関する書類を報告するものであります。

以上、付議事件の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際にご説明申し上げますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 研修報告

○議長（大塚 昇君） 日程第7、研修報告を行います。

5月12日から13日に東京で開催されました地方自治経営学会研究大会に甲斐榮治君外2名の議員が参加されましたので、代表で甲斐榮治君に研修報告をお願いします。

○8番（甲斐榮治君） おはようございます。

5月12日、13日、ただいま議長から報告がありましたように、恒例の地方自治経営学会研究大会が明治大学のアカデミーコモン棟で行われております。本町からは、私と石原議員、岩下議員、3名が参加をいたしました。2日間、9時から5時まで、一番最後の日だけは、ちょっと飛行機便等の関係で一番最後のものだけは聞き損ないましたが、あと全部、3人でしっかり聞いてきております。その報告をいたしたいと思います。いわば復命報告書と申しますか、それに当たるかと思いますが。

いろいろ、今回は大学の先生、それから京都府知事、総務大臣の政務官あるいは片山総務大臣、増田前総務大臣等、主立った方はそういう方の出席がありましたが、他は目立った方はいらっしゃいませんでした。3年前は、ちょうど民主党に政権が移るか移らんかという非常に際どい状況の研修会でしたので、人物も多彩で、大変勉強になることがありましたけれども、今

回は、東日本の大震災の関係もあつたでしょうか、少し登場人物も前に比べたら多彩さを欠いたといえますか、今非常に前面に立ってらっしゃる方たちが余り出席がなかったといえますか、少し寂しかった気がいたしました。

いろいろなことがありましたけれども、特に今日は議会でありますので、その中から2件だけご報告をして、報告にかえたいと思います。

第1点は、東日本の大震災復興への取り組みということで、パネルディスカッションがありまして、京都府知事の山田啓二さん、それから北海道大学教授の山口二郎さん、それから由布の市議会議員、これ大分の由布なんです、小林華弥子さん、それから総務大臣の政務官である逢坂誠二さん、こういう方がパネルディスカッションに参加をされました。余り聞くべき内容はなかったかと思いますが、若干拾ったものをお伝えしたいと思います。ほぼ東北の大震災については、テレビ等で報道されている以上のものは余り聞けなかったかと思いますが。

まず、山田京都府知事ですけれども、今関西の2府4県の知事で、環境と観光と防災、この3点について広域連合の委員会をつくってるそうです。これ、へえと思いましたが、大体連合と申しますと、組織ができて、予算もついてという形になっておりますけれども、関西連合の場合には、ただ協力し合うという知事間での一致点一点だそうです。そして、その問題に応じて知事が協議をして、それでその組織を決めたり、予算を決めたり、そういう形をとっておると。組織をつくって予算をつけると、各自治体間で引っ張り合いがあつたり、あるいは閉じこもりがあつたりというふうなことでうまく動かないということを踏まえてのそういう連合のつくり方だというふうにおっしゃってました。これが具体的にどうかということは、ちょっと時間がなくて聞けませんでしたけれども、そういう連合の形があるということで、今後の研究課題になるなと思いつつ聞いておりました。

それから、北海道大学の山口教授は、これはもう山口先生だけではなくて皆さんが共通して言ってることですが、県ではなくて市町村などの基礎自治体がこの震災復興についてはよく頑張ってる。ちょっと言い過ぎかもしれませんが、ある人では、県は邪魔だというふうなことまで言われた方がいらっしゃいます。その基礎的な自治体の対応があればそれで十分じゃないかと、かえって障害になるというふうな話が主流を占めておつたようです。

それで、もう一つは、最近まで小さな政府、小さな自治体というふうな、そういう基本路線で来てたと思っておりますけれども、ここでは、この震災を踏まえたときに、リストラ、リストラ、縮小、縮小でいく小さな政府論は誤りだと、これがほとんどの論者の意見でした。というのは、いろんな対応が非常に複線的に入りこんで必要になる。そういうときに、リストラで絞つてしまえば対応ができないと。ですから、小さな政府論というのは考え直さないかんという論調がほとんどでした。

それから、この山口先生がおっしゃったのは、もう一つは、原発は危ない、こういうのは最初から分かってたことだと。それを、今になって地域がただ非難の声を上げるのはいかがなも

のかというふうな発言もちょっとあっておりました。これ、私たちもやっぱり考えなくちゃいけない問題かなというふうに思います。

それから、小林という由布市の市議会議員、この人が何でここに来られたのかよく分かりませんが、被災地の議会が何をしているのかが伝えられていないと、マスコミを通じて。議会の姿が全然見えないのが気がかりだということをおっしゃってました。これから、その非常時の際に議会がどう動くかと、市長の姿はよく見えてる、議会の姿が見えない、議会がどう動くかということを考えなくちゃいけない。

それから、この人も行かれたそうですが、現地に、行政機能が失われても自治が失われることはないということがよく分かったと。所によっては行政機能そのものが壊滅したところがありますですね。しかし、この自治機能というのは自然発生的に生まれてくると。これは信頼していいんじゃないか。特に日本の社会の尊厳といいますか、日本社会の尊厳といいますか、これまで培ってきたその自治の意識に基づいて、自治体の機能が、行政機能が失われても自治が立ち上がってくると、こういうのをあちこちで見かけたということを書いてらっしゃいました。これはもうこの人に限りません、ほかの方もそうでした。

それから、総務大臣の政務官ですけれども、今度の災害を機に、エネルギー、物流、生産のあり方が変わるだろうと、全く変わるだろうと。これはもうテレビを見てらっしゃるとよく分かると思いますが、生産拠点がやられたり、流通機構がやられたり、それが単に東北だけではなくて、世界に実は大きな関連を持つてるとということが如実に分かりましたですね。その辺が非常に変わってくるんじゃないかということでした。

それから、菅内閣がどうやら先が見えてきたような感じもしますが、対応が遅いという批判があちこちでありますですね。だけでも、この民主主義の中では、合意を得ながら緊急事態に対応しなくちゃいけない、これが非常に難しいと。全体主義あるいは上意下達の組織であれば、ただそれであれば早く片づくことも、民主主義の場合にはどうしても手間暇がかかると。しかし、それは大事なことだと。それで、少し事態が遅れておるけれども、それについては、やっぱり民主主義の手順、民主主義の価値の問題、ここを考えて対応してほしいと、こういうことを言っておられました。

これが1日目の一番目立ったパネルディスカッションです。

その次、これはもう私たちに直接関係がありますので、皆さんも注意しとってほしいと思いますが、地方自治制度が今変わろうとしております。特に、皆さんご存じのように、名古屋、阿久根、あるいは大阪府、こういったところで首長の動きがちょっと今までになかったような動きを見せてる。これについての意見と、それからそれを踏まえた地方自治法の改正案が今国会に提出をされようとしておるといことですね。その骨子を、せっかくですから申し上げておきます。地方自治法がどんなふうになるのか。

1つは、地方議会は通年会期とすることができるというのが第1点だそうです。御船がこれやっております。現行法でもできるのかもしれませんが、まだ不勉強でよく分かりませんが、い

つでも議会を招集して、起きてくる事態に対応できると、こういう状態をつくれると、これを法制化するということですね。これ1点です。

2点目、議長が請求しても、これ議会の招集権は長にあります。首長が臨時議会を招集しないときは、議長が臨時議会を招集できるようにすると、これが第2点目です。議長に招集権が認められてくるということです。

それから、首長は、副知事、副市町村長の選任を専決できない。これは阿久根市の例ですね。専決処分で副市長を決めたという、その辺を踏まえての法改正だろうと思います。

それからもう一つは、議会の解散、解職請求に必要な署名数の要件を緩和すると。数をちょっと申し上げておきますが、有権者数16万から40万人は6分の1でよろしいということですね。有権者数40万人を超えるところは10分の1でよろしいと。その他の場合は3分の1であると。これは、名古屋の例のリコール、議会のリコールですね、この辺についての、ちょっとやっぱりハードルが高過ぎたんじゃないかという反省があるそうです。

次です。これが大きなまた変化だろうと思いますが、大規模な公の施設の設置は住民投票に付すことができると。大規模な公共的な施設、それは、言うならばその住民に直接尋ねて、そしてその投票によって決することができる。これは、過半数の同意がなければ設置できないというふうになるそうです、住民投票の結果ですね。直接民主制、今、代表制をとっておりますけども、直接民主制を若干法に取り入れてくると。

それから、国が地方自治体に違法の是正請求をしても応じず、その自治体が国地方係争処理委員会への申し立てもしない場合、国は訴訟を起こすことができる。これは阿久根市を踏まえた法改正であろうと思います。国がおかしいと思った場合には訴訟を起こすことができると、こういうことですね。

そういうことが主な点として変わってくるということですね。

少し時間がかかりましたから、ちょっと端折ります。

名古屋とか阿久根とか大阪、いろんなことが起きておりますけれども、これは法改正もされますが、議会としても反省をしなくちゃいけない点が多々あるということが指摘されております。議会の透明度が低い、つまり何をしているのかわからない。チェックもしない、立案もしない、報告もしない、これを透明度が低いというふうにおっしゃってましたが、そういうふうな状態であると、大衆迎合主義が起こる。要するに、名古屋、阿久根、あるいは大阪府、特に議会の議員の報酬とか、あるいは議員の定数であるとか、そういったものを道具にして、首長が自分の主張、オピニオンですね、意見を通していくと、そういう形になりやすい。だから、議会よ、しっかりしなさいという話でした。

一つの方向としては、定数の問題もありますが、議論の多様性、それからチェック機能を充実するというふうになれば大きな議会、それから政策を立案して、それを提案して、その政策を通して実行していくならば小さな議会、大体そういうことであろうというふうに、どちらを選択するかの問題であるということが言われておりました。

最後に、先ほどの直接民主主義の話があります。住民に意見を聞くという話ですが、これはここに参加したその講師の人たちの大体統一した意見ですけれども、例えば首長が新党をつくって議会を支配しようとするのは、これは明らかに民主主義に対する挑戦であると、誤りだと。民主主義というのは、これはやっぱり手間暇かかるんだということですね。意見が違って、そのすり合わせをしっかりとやって、手順をしっかりと踏まえて結論に至ると、そういうことが大事であると。ですから、この住民投票も、これも問題の設定の仕方によっては変な方向に行ってしまうので、用心をしたほうがよろしいと。例えば減税ということでアンケートをとるならば、当然減税賛成という結論しか出ないと、これが住民投票の危険性の一つであると。

だから、あくまでも、やっぱり議会あるいは首長は、選挙で選ばれたという、そのことをきちんと踏まえて自分の責任を果たすべきだと。安易に住民投票あたりに持っていくのは、これは責任放棄である。議員は責任を取りなさい、首長も責任をとりなさい、自分の見識と情勢判断で決したことに対して責任をきちんと取りなさい、決定もしなさい、これを評価するのは住民であると、こういうことが皆さんの共通した認識であったと思います。

最後に、感想ですけれども、日本、なかなか今元気がありません。今度の研修会を見ても、それが如実に出てました。ただ、私たちが考えにやいかんのは、追いつけ追い越せで来て、追い越してしまっ、諸外国を、そして先頭に立ってみたら、目の前に目標とするもの、模範とするものがなくなっていた、それを切り開かないかん。少子・高齢化なんかは全くそのとおりですよね。日本は世界が全然直面していなかった問題に今直面をしているんだ、それを解決していくのは我々の手であり、我々の足であると、こういうことが言われております。特に議会と首長、選挙で選ばれたそういう人たちは、その辺をしっかりと認識をして頑張ってもらいたい、これが私が研修会を通じて感じたことでございました。

以上をもって報告にかえたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 研修報告を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

明日から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦勞でございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時36分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成23年6月8日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議事日程(2日目)

(平成23年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成23年6月8日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 中岡敏博君 | 2番  | 野田恭子君  |
| 3番  | 吉本孝寿君 | 4番  | 吉山哲也君  |
| 5番  | 渡邊裕之君 | 6番  | 坂本秀則君  |
| 7番  | 石原武義君 | 8番  | 甲斐榮治君  |
| 9番  | 芝和長君  | 10番 | 岩下和高君  |
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君  |
| 13番 | 川俣鐵也君 | 14番 | 加藤眞佐男君 |
| 15番 | 上田茂政君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 梅田清明君 | 18番 | 大塚昇君   |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 3番 | 吉本孝寿君 | 4番 | 吉山哲也君 |
|----|-------|----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |       |                |       |
|-------------------|-------|----------------|-------|
| 町長                | 後藤三雄君 | 副町長            | 中富恭男君 |
| 教育長               | 赤峰洋次君 | 教育次長           | 水上孝親君 |
| 総務部長              | 吉岡典次君 | 福祉生活部長         | 眞鍋清也君 |
| 産業建設部長            | 松本東亞君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 阪本修一君 |
| 総務課長              | 平野誠也君 | 総合政策課長         | 吉野邦宏君 |
| 財政課長              | 實取初雄君 | 税務課長           | 阪本浩徳君 |
| 人権教育・<br>啓発課長     | 堀川俊幸君 | 福祉課長           | 渡邊幸伸君 |
| 健康・保険課長           | 村田節子君 | 介護保険課長         | 宮本義雄君 |
| 環境生活課長            | 大山陽祐君 | 町民課長           | 山崎謙三君 |
| 武蔵ヶ丘支所長           | 堀川正信君 | 農政課長           | 荒木一雄君 |
| 建設課長              | 松村孝雄君 | 都市計画課長         | 坂本恭一君 |
| 下水道課長             | 今村敬士君 | 商工振興課長         | 吉川義則君 |
| 総務課長補佐<br>兼庶務法制係長 | 服部誠也君 | 図書館長           | 堀行徳君  |
| 学務課長              | 松本洋昭君 | 中央公民館長         | 矢野陽子君 |

生涯学習課長 佐藤清孝君

農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君

書 記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 本日は日程に従って一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

なお、質問時間は1人60分以内の質疑応答でありますので、ご承知願います。

一般質問の発言の順位が決定しておりますので、報告します。

1番甲斐榮治君、2番小林久美子君、3番渡邊裕之君、4番吉本孝寿君、5番芝和長君、6番福島知雄君、7番佐藤竜巳君、8番梅田清明君、9番野田恭子君の順となっております。

なお、今回は2日間の予定でありますので、本日は1番から5番までの方をお願いします。

質問される方に念のために申し上げます。通告された内容以外の関連質問は認めませんので、よろしく願いいたします。

それでは、甲斐榮治君、一般質問を許します。

○8番（甲斐榮治君） 皆さんおはようございます。議席番号8番甲斐榮治、改選後初めての一般質問を行いたいと思います。

傍聴席の皆さんは、朝早くからお越しいただき、敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

さて、本議会は、改選後最初の議会です。6人の議員が交代をいたしました。議長が新しく選出をされました。これまで既に議会運営委員会とか全員協議会とかは開かれましたけれども、傾向を見ておきますと、これから先、この議会の活動を改善するための話し合いが始まって、次第と進んでいくのではないかという、そういう予感を持ちました。そういう時期でもありますので、常日ごろから私がいつも心にあることを改めて皆さんに訴えたい、そのことから始めたいと思います。くどいと思われる方もあるかもしれませんが、大事なことですので、よろしく願いをしたいと思います。

それは、とりもなおさず、常日ごろから言っておりますように、地方議会の中における与党、野党、あるいは町長派、反町長派という考え方、これは望ましくないし、そういう考え方に立つべきではないというふうに思います。ただ、案件に対して、町長から、執行部から提出されてくる案件に対してそれぞれ賛否があると、こういうことで、最終的には、話し合いの結果、それがいい次元で統一されていくという形が地方議会のあるべき姿ではないかと、これは私はこういうふうに思っております。

1つだけ例え話をいたしますが、江戸時代に江戸から遠く離れたある漁村がありまして、そ

の漁村の漁師の話ですが、江戸前のすしというのはネタの新鮮さが勝負であると言われております、どこでもそうでしょうけど。この江戸に魚を運ぶ漁師の中で、ほかの漁師の魚はほとんど死んでるか生きが落ちているのに比べて、ある漁師の魚だけが生きてまま、生きのよい状態で江戸に届けられたと。何でかと訳を聞いても教えなかったと。企業秘密というわけですね。後で、この方が死んでから分かったということですが、実は簡単なことで、船底にいけすがありますけれど、それを板格子で仕切って二重にしたと、そして下のほうにはサメを飼ったと、上のほうに商品である魚を入れたと。だから、上のほうの魚というのは、これはもう大変ですよ、下に天敵がおるわけですから。常に神経を鋭敏にして、それからその危機対策をせないかんというふうなことで、油断なく時間を過ごさないかん、そういう状況に置かれたわけです。その結果、江戸に着くまで生きてまま到達をしたと。例え話ですけれども、これは我々に引きかえれば、意見の違いがあっても、対立をしようと、そのこと自体がかえって生き生きした結果を生み出す、これが民主主義の一番基礎基本だろうと。意見の違いがあっても、やすやすとレッテルを張らずに、お互いにお互いの意見を、これは自分の反省も含めて言ってるんですが、お互いの意見をしっかり聞いて、そしてより高い次元で意見が一致するように、そういうふうに願いたい。そういう願いを込めて、私の一般質問に入らせていただきたいと思います。

質問席では質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 最初は、菊陽中部小学校の建設問題についてですが、これも先ほどの話と続きますが、これまでに厳しい対立をしてきた側面もあるかと思えます。けれども、今までの審議過程を踏まえて、せめてこのことだけは何とかならないかと、できるだけ安全・安心の学校をつくりたいというふうな、そういう基本的な気持ちの上で質問を行いたいと思えます。

まず、第1点目です。屋上へのプール配置を再検討できないか。まず、そのものずばりで聞きますが、よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、プールの配置、先に質問いただくんですが、体育館の配置もあわせてなんでございませうが、昨年度に実施しました基本設計におきまして、校区住民の代表の方、また学識経験者、こちらの熊本大学の工学部名誉教授を配置しまして構成された中部小学校建設検討委員会、この中で大きな課題でございました。中部小学校建設検討委員会で検討され、意見が出たものを、基本設計を受注しました専門業者、コンサルタントでございませうが、の方で構造などの専門的に十分に検討し、設計しております。

屋上へのプールの配置の理由でございませうが、その当時課題として検討されたものを羅列していきたいと思えますが、35人学級対応で校舎面積の確保ができることという大きな課題が出てまいっております。それから、運動場や校舎敷地、これを有効に利用できることと、グラウ

ンド面積を限られた敷地の中で確保していきたいと、それから先進地研修など行っておりまして、屋上プールの環境が良かったこと、それから木の葉などのごみが入りにくいこと、それから高いところにあるため、盗撮被害などを防止できること、また夜間におけるプール無断侵入、その関係の防止ができること、また屋上プールの漏水や地震について十分に安全であることと、ここが一番大きい課題ではございました。そういうものを踏まえまして、屋上プールで設計をしております。

現在は、ご存じのとおり、平成25年7月の新校舎完了に向け、今既に建築確認申請を許可権者である熊本県のほうへ申請しております。許可を待って、8月の工事請負契約に向けて進めており、これまでに町議会の皆様、または校区住民の代表で構成された中部建設検討委員会の意見など、合意形成をいただきまして設計をしておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 十分検討されているので再検討の必要はないという答弁だというふうに思いますが、ごく常識的に考えて、その水の、大変な重量の水が上に載るわけですね。その水が、例えば地震等が起きたときにどういう運動をするのか、どういう危険性があるのか、その辺も検討はされていると思いますが、その辺を考えれば、ちょっとやっぱり町民の普通の感覚として、屋上プールは危ないんじゃないかというふうな意見が非常に多いと。

それからもう一つは、水漏れですね。できた当初は、それはそれなりの、現在の建築の技術ですから、それなりのちゃんとした防水工事をされるだろうと思いますが、途中で、この前は震度7ですか、その大地震がありました。そういう中で、ラック、ひびが入ったり、それで漏水のおそれが出てくると。これはもう、専門家というよりも、私たちやっぱり一般の町民の素直な心配だというふうに思います。私も、学校を1つ預かっておりました、かつて。そのときに一番苦労したのがこの水漏れなんです。屋上にプールがあったわけじゃありませんが、ラックが入って、屋上から下にどんどん水が漏れてきて、雨漏りがすると。探しても、どこからどういうふうに伝わってくるのかわからんと。対策の打ちようがないというのがこの水漏れの特徴ですよ。そういったことも十分に考えられたのかどうか。

執行部の意見によると、この仮設校舎は安全であるということでした。今仮設校舎が建ち上がって、8月にはここに児童・生徒が入るんですね。その段階で、もう一度今私が申し上げたようなことを検討されるつもりはないか。あわせて、屋内プールの可能性はないのか。例えば1階とかなんとか、その辺ちょっと専門家でないから分かりませんが、屋内プールの可能性はないのか。紫外線の問題もございます。その辺も含めて回答をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今のご質問では、漏水の件もということになりますでしょうか。

（8番甲斐榮治君「はい」の声あり）

まず、今議員さんがおっしゃられましたとおり、今まで経験されてきているという状況の中

で、確かに鉄筋コンクリート等の屋上、屋根には防水工法でいろんな種類で防水をされたり、鉄筋コンクリートの場合、一般的な家屋での木造でかわらがあたりとかという部分はまた別でございますが、確かに鉄筋コンクリートの屋根部分には防水工法を施しております、これはもう全国的にもそれなんです、保証としましては、材料にしても、施工の程度にしましても、10年保証という部分がついてまいります。逆に、10年保証がつきますが、10年を過ぎましたらもうもたないかもしれないという、逆の意味からするとそういうものでございまして、ですから必ず10年たつぐらいにはまた点検を行いまして、要はその都度それを補修して、管理していくと、維持修繕しながらしていくと。または、今議員おっしゃられましたように、漏水の場所が見つからないと、そのような場合は全面をまた防水でやり変えるという作業もやるような形になろうかと思えます。

ただ、今回のプールにつきまして、まだ実際つくったわけではございませんが、今の設計の中での考え方でございますが、プールにつきましては、まず屋上に屋根、躯体の屋根があるんですが、その上にもう一個ふろおけを載つけるような形になりますので、それが仮に破損したとした場合、水が落ちてしまいます。ですから、その下にもう一つ受けのコンクリート枠をつくりまして、それで漏水部分を下へ落としていくという設計になっております。ですから、一応そういう二重の安全面を考えて、今は設計していているというのが一般的ということで、その辺で考えておるところです。

それから、地震、今回東北の地震あったわけでございますが、また後で議員さんの質問もあるんですが、その関係では、議員おっしゃられましたとおり、震度7という状況でございました。これまでの日本で起きている地震も、大きいもので震度7というのが繰り返されてる部分がございます。それに対する設計でつくっております。そういうことで、今後、その当時の被害等につきましても、プール等の大きな被害というのは確認されておりませんので、その辺で、一応私ども安心しているところでございます。

それともう一点、仮設校舎へ移ったときの時期での計画の変更ができないかと、再検討できないかということでございますが、今も申しましたようなことで、再検討をするということは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） るる申されましたけれども、今回の震災の教訓の一つは想定外であるということが出ております。ですから、この災害については、執行部としては現行法の中でやられるわけでしょうから、建築基準法とかその辺を踏まえてされると思いますけれども、想定外ということも今後やっぱり考えていかなくちゃいけないと、そういう状況であろうかと思えます。

私も、専門家の方に若干の意見はこの辺は聞いております。水の重量がありますですね、だからそれはやっぱり構造計画の中に入れなくちゃいけないということがありますね。それが

ら、そうなると、地中に埋めるくい、それから柱、はり、こういったものに対して、通常より鉄筋を多く使わなくちゃいけないし、その鉄筋も大きくならなくちゃいけないと、こういうことである。それから、上部に重量が偏るので、地震対策をする必要があると。当然下の階の構造躯体の建設費用がまたこれにかかってくると。ですから、これは、言うならば、安全・安心のほかにも、かかる費用もかさむという問題があるかと思います。この前の一般質問では大した違いはないという答弁であったかと思いますが、そんなことは私は考えられないと思います。

それで、そういった懸念があります。ですから、これはできれば、今仮設校舎に入って、執行部の言われる安全が確保された段階で、この辺についてはもう少し慎重な検討をしてほしいという気持ちです。

同じく、次に移りますが、3階への体育館配置です。これについても同様の危惧を持っております。これも私の経験からですけれども、最近の建築の技術からすると随分進んでおるとは思いますけれども、上階に体育館が来た場合、やっぱり下のほうの教室等に対する振動、騒音、これは大変なものがあります、私の経験からしてみると。私の学校も、一番最初は4階に体育館を配置しておりました。それが、やっぱり下の1階まで物すごい騒音になって響くというふうなことで、そういったこともぜひ検討しなくちゃいけないんじゃないか。しかも、やっぱりプールの場合と同じように、柱、はり、こういったのが通常よりも鉄筋を多く使わなくちゃいけない、また大きい鉄筋でなくちゃいけない、構造上でやっぱり費用がかかると、そういった問題があるかと思います。

それから、3階ですから、児童の移動、これについても、特に低学年が1階になりますので、ちょっと時間もかかるし、労力もかかるというふうな状況ですね。

それから、執行部のあれからすると、北から行くと1階でありますというのが体育館の従来の主張ですが、南から行きますとこれは3階なんです。学校は避難所として使われておりますが、避難所として果たして3階は妥当か、この辺についても再検討される気持ちはないか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

幾つかの質問が含まれてたかと思いますが、どうして3階にしたかという理由を述べたいと思います。

まず、教室を1、2階にして、体育館を3階に配置した理由でございますが、体育館は、ご存じのとおり、体育館ということで、中間に柱関係がありませんで、大空間となるため、屋根などを支えるために大きな柱とはりという部分が必要には確かになってまいります。ただ、体育館天井の高さが8メートルから10メートル程度となります。教室の天井の一般的な部分としましては2.7メートル程度で今考えております。教室に比べまして3倍程度の階高が必要になっております、体育館というものの高さでございますが。1階に体育館を配置した場合は、そ

の上に教室を配置しますと、教室の階数が4階、5階という位置的な部分になってまいります。そういうことから、体育館の上に教室という部分を、過重もそうなんです、過重を載せますと、その過重を支えるための構造的に柱やはりなどの負担が大きくなります。そこでできるだけ教室のような小さな空間の部屋、こちらのほうを下に設けて、できるだけ教室の階数を低くした設計という部分をしております。一番ここは階数を低くしたいという部分がございますので、そういう設計を優先的にしてきたという部分でございます。

設計では、体育館の玄関は、今議員おっしゃられましたとおり、私どもがいつも言っておりますが、体育館の玄関は北側敷地、正面玄関側でございますが、と同じ高さで、駐車場からバリアフリーで利用できます。それとまた、夜間の駐車場も、上から来まして、1階の社会開放時にも利用に優しい設計という形にしております。

それから、今言われました避難の場所にもなっております、体育館としては。当然北側からも利用できますし、グラウンドに駐車をされたり、仮設、大規模地震等になりましたら仮設住宅とかをグラウンドにつくると、そういう部分はありますが、そういう場合でもグラウンドのほうからの外部階段で体育館アリーナまで上がるという部分も2カ所ほど工夫して設置されておりますので、そういう形で、前に述べましたと同様にご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） もう一点、この避難所というのが今1つありましたけども、今朝ほどテレビを見ておりましたが、NHKで、その建物の躯体としては、その躯体の構造としては耐震が考えられておるけれども、盲点があると。どこか。天井らしいですね。天井は震度5で落ちるといのが今朝のNHKで報道されておりました。その辺については、その天井については検討がされておりますか。特にこれ避難所になりますので、大事な点だと思いますが、いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今回、ご質問が天井ということでございますので、天井に限って回答したいと思います。

天井につきましては、天井は、今回は山形ふうの天井になります。そして、その鉄骨組みになります。それから天井部分を、体育館の天井というものを1個また下につくってしまいます。それを支えるために、その鉄骨部分から天井つりの金具で天井をぶら下げるとい作業になります。一般的にそういうつくり方になります。それに耐震上のぶれどめで、こういうエックスのブレースを入れていくという作業も入りますし、今度東北の震災で、テレビ放映がありました。たしか空港だったと思いますが、お客さん、入り口のところで天井が落ちるのを見られているというような状況が放映があつておりましたが、そういうことのないように、地震でぶれましても、躯体、体育館の壁、柱や壁と天井が一体して動くといことでなくて、せめぎ合いせずに、壊れないようにすき間を設けるとい工夫がなされておまして、そうい

うことで耐震上の崩壊、この関係も検討しているという部分であります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 検討しておるといことですね。特に今朝の報道によりますと、とめ金が伸びてしまって、振動で伸びて崩落するというふうなことであつたようですので、ぜひこれは考えていただきたい。

時間の関係で次に移ります。運動場地下の調整池、これの安全性とメンテナンスに問題はないか。地層が、この地層の検査をされたのかどうか。つまり地層というのが、永久的に水を吸う、そういう地層であるかどうか。目詰まりを起こしはしないか。

それから、これはこの前ちょっと質問しましたが、調整池の天井、グラウンドとのこの間、その構造と耐久性、それから調整池の貯水能力、これがどのぐらいか、集中豪雨に耐えられるかどうか、その点についてお答えを願いたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、基本的な構造の部分でお話ししたいと思います。

今回の調整池の安全性につきましては、上からの載る過重の計算でございますが、自動車過重で25トンを考慮して、常時かかるというふうな部分で計算しておりますのと、あわせて、地震時、これは専門的な用語ですが、地震時の検討もそれで加算されているという部分で構造安定計算を行いまして、これらを満足する、コンクリートの現場打ちでなく、管理がぴしっとしますコンクリートの2次製品を採用しております。現在開発申請を行っている状況でございます。調整池の構造につきましては、開発の担当の熊本県により、審査基準に照らしまして了承を得ているということで、問題はない状況でございます。

また、メンテナンスにつきましては、今回計画しております調整池は、地下にコンクリートの箱を埋めるという形になります。2カ所に点検溝という形で、マンホールと考えていただければいいかと思いますが、こちらのほう2カ所設けまして、容易に中へ入ることができます。使用時におきましても、施設の状況を目視確認するということができる状況にしております。また、内空も1.8メートル程度をとっておりますので、万が一調整池内に土砂関係が堆積しましても、しゅんせつ作業等で可能になるという構造を選択しております。メンテナンスにつきましても、以上のようなことで問題はないということになります。

ただ、議員さんが、せっかくのご質問でございますので、一般的に開発といいますと、こういうコンクリートの箱を埋めるというのは、敷地が限られたような部分で施工工法として選択されます。ただ、大面積、大きい面積で開発を起こして余裕がある場合は、オープンで調整池を掘るという作業が一般的です。この場合は、議員さんがおっしゃいましたように、菊陽町でいきますと、上から地質調査も行っております。その調整池を掘る場所においても地質調査を行っておりますし、建物の建つ場所でも地質調査を行ってありますが、そういう結果から、一

般的にも菊陽町におきましては、阿蘇の火山灰の堆積しました赤土、黒土と、赤ぼく、黒ぼくという部分でできとりまして、七、八メートル下に入りますと、れきまじり層がありまして、ここが水だめ、水がめみたいな層で、抜けるという部分がありまして、上に水がたまりましたら、一般的に粘土でございます赤・黒土の部分を下へ掘り抜いてあげますとすつと抜けてしまうという、菊陽は性質を持った地質をでございます。

そういうことで、一般的にはそういう層まで掘り下げて、調整池をつくって、浸透させて流すという方式をとつとるんですが、今回は、今設計で申しましたとおり、2次製品の箱をグラウンド内に埋めるということで、およそ2,100立米程度をためると。これは、開発の基準でもそうなつとるんですが、過去50年間の中での最大降雨を見まして、最大降雨とその関係で、熊本の場合は、昭和28年の大水害、この降雨量が一番大きゅうございますので、大体それを採用するという形になりますが、それで一時ためるということで、2,100立米ほどためるということでカバーできると。そして、コンクリート管をもちまして、一番保育園の東側の排水路へ放流していくという部分で考えておりますので、地下浸透とかそういう部分は考慮をしてないという今回の考え方になります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） この地下の貯水槽についても問題はないという答弁ですけれども、私たちとしましては、1番目に申しあげました屋上のプール配置、それから3階への体育館配置、今の運動場地下の調整池については、まだ懸念を完全にぬぐえていないという状況です。ただ、今日は時間もありますので、今日のところはこの程度の確認にとめておきますが、引き続きこれは、この経過については注視をしていきたいというふうに思っております。

それから再度、これは要望ですけれども、8月に仮設校舎ができ上がって、ここに生徒たちが、児童が移動しますね。そうなりますと一応の安全は確保されるという、その段階で、今私が申しあげたこと、そういったことも含めて、ぜひ検討をお願いしたいと。これはお願いですから、答える必要はありません。

それでは、次に移ります。

4番目ですね、予算のこの編成といいますのは、中部小関連の件ですが、町の監査の報告でも、不用額が多過ぎるという指摘がございました、ご記憶と思いますが。不用額が多いということは、予算とその実績の差が非常に多かったということなんですが、例えば基本設計の場合あたりも、3,000万円の予定価格に対して780万円ですね、それが28%の落札率。それから本設計が、これはもうほかの費用も含めて1.1億円、1億1,000万円の予算に対して、本設計料が1,722万円、30%というふうなこと。それから仮設校舎は3億円を予定しておって、1億9,740万円ですか、66%。余りにもこの差が大き過ぎると。結局これはもう不用額になってくるわけですよ。予算編成とは一体何なのかという気持ちもいたします。議会には、しかしこういう数字で来て、そしてそれで許諾をとられるわけですから、もう少しやっぱり厳密な査定が

必要じゃないかと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今のご質問で、まず基本となる部分は、基本設計、実施設計を発注いたしております、昨年度の話でございますが。これにつきましては、おのおの設計の基準というものを、国なり、県なりの基準を利用しながら、すると単価関係も、決められた物価本とか、市販されている部分とか、県の単価とか、基準がございます。民間でありますと、民間なりのその辺をデータベースとしてつくられて発注されるという部分はございますが、私ども公共団体におきましては、どうしてもその辺の設計基準というのが変えることができません。また補助事業という部分で、その後の会計検査等に照らしましても、やはり違う基準を使って特異なことをしていると指摘されると。で、国庫返納が発生したりという部分がございますもんですから、どうしてもそういう基準に沿って、一般的に妥当な価格で委託業務なり、工事を発注していくという作業になります。

ただ、入札という形がまたそれから、発注しましたら出てまいりますので、これにつきましては、業者さんの企業努力という中で、おのおの会社でできる範囲の価格を入札で応札されます。その中で、落札という形で、どうしても低価格という部分が今回まれにもう2件続いて出たわけでございますが、そういう状況で発生したと。

また、今後も、その関係で、工事を積算関係も私どもがしていくわけでございますけども、その辺も基準に照らして設計書をつくってまいります。そして、発注してまいります。そこで、企業さんのほうでの応札があって、やはりそこでどうしても落札率で、請負残という形での不用額が出てしまうという部分はどうしても免れないものかなというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 安いにこしたことはないんですけど、町民の方の税金ですから、安いにこしたことはないんですが、余りにもその差が大きいので不安になる部分があるということ指摘しておきたいと思います。

ですから、例えば、次に移りますが、今度の中部小の建設計画に関する、地方債も含まれますけれども、総額が、総工費が45億5,711万2,000円ですか、概算として、これだってまたどういうふうに動くかわからん。しかし、予算としてはもうちゃんと、地方債が28億円になるとか、いろんなことまで決めて出して、議会にかかってくるわけですよ。その辺についても、少し正確を欠くんじゃないかという気持ちも持ってます。これはもう気持ちを述べてるだけですから。

それで、今回は、この中部小の45億円余りの総工費に対して28億円以上の地方債を起こすということですが、その種類、利率、それから償還の計画、これを簡単に結構ですから教えてください。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 簡単でということで、2分程度を目標にいきたいと思います。

それと、その前に、継続費で継続しておりましたのは28億円程度でございますけども、仮設校舎等々で、また別途地方債の発行、23年度当初予算においても継続費と一般会計の歳出に計上しておりました地方債の額は差があったかと思しますので、それらを含めると約30億円程度になっていくというふうに今のところは考えております。その前提で申し上げます。

菊陽中部小学校改築事業を推進しますために発行します地方債は、一般会計債の教育・福祉施設等整備事業の中の学校教育施設等整備事業に該当するものと考えております。また、そのことを前提といたしまして、これは民間資金ではなく、政府資金の財政融資資金を受けることができるものと考えておまして、その場合の今回の学校建設については、償還期間を25年、そのうち据置期間が3年で、半年賦元利償還均等での償還になるというふうに思っております。なお、年利率につきましては、平成23年5月20日以降の適用でしか最新版はありませんので、それで見ますと1.7%ということでございます。

そこで、償還計画まで申し上げてよろしいですか。そういう前提で、23年度から25年度までの借入総額が約30億円程度になりますので、その場合の元利償還額につきましては、元金が当然30億円、それに利子見込み額が発生しますので、これが先ほどの前提でいきますと約7億円になります。合計で37億円を25年かけて返済していくということになります。

3年据え置きということでもありますので、元利均等償還ということでもありますので、25年度までの継続費等々の事業の推進の中で最大になるのが29年以降でございます。それ以降は、この関係では毎年約1億6,000万円の返済になっていくということでございます。なお、利子額は、償還期間を短くすれば金利は下がることとなりますし、実際の地方債の発行に当たりましては、毎年の国の地方債計画が定められますし、その後の協議を経まして、施設整備の内容等により充当率あるいは借り入れ年度、借入額、借入利率が定まった上で各年度の償還額が確定していくこととなります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 考える資料として、今の件承っておきたいと思います。

それから、次行きます、時間の関係がありますので。総工費の最終的見込みを知らせてください。

あと、仮設校舎への引っ越し費用、それから仮設校舎から本校舎への引っ越し費用、それとCコートの原状復帰、そういったものがかかってくると思いますが、今概算45億5,700万円ですが、それらを含めたら大体幾らぐらいになるんでしょう。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 概算になってしまいますが、まず本体工事45億5,700万円ということでご承認いただいているところでございますが、これに追加する引っ越し費用というのが、今

回、一回夏休みにこちらへ引っ越してきます。それと、その分はもう既に費用として入って来てるところがございまして、追加という部分では、今度は新しい校舎ができてから仮設校舎へ引っ越す場合、およそでございますが、800万円程度はかかるんじゃないかというふうに考えております。それから、仮設校舎を平成25年8月以降解体するという作業になります。そして町民グラウンドに今基礎コンクリートで建物をつくってきておりますので、この関係を解体して現況復旧をするということで、グラウンドには、皆さんご存じのとおり、下の方に配水管等をいけておりまして、この関係が傷んでる部分等を完全に復旧する必要が出た場合、今は全額は出ないんじゃないかなというふうに考えているんですが、すべてを復旧せないかなという場合を想定しますと、およそ3,300万円程度かかるんじゃないかなというふうに考えております。ということで、およそ総工費の見込みとしましては、45億9,800万円程度と想定しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 以上のことを踏まえながら、次に移ります。

町財政の今後の見込みについてですが、時間もありますので、答弁は簡潔にお願いをしたいと思います。

今後予定されている大型事業名、事業費の額、事業実施の時期を教えてください。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今、今年の3月に第5期基本構想を議決いただきましたので、現在基本計画の策定作業に入っているところであります。その中で、今後予定される大型事業等の関係でありますけれども、既に継続事業、そして実施設計等が終了したものにつきましては、中部小学校が23年度から25年度で、今申し上げたような金額であります。それから、光団地整備事業、建て替えでありますけれども、23年度から26年度で約7億5,000万円程度を見ております。それから、菊陽中学校が、これが耐震補強、耐震建て替え、大規模改修等で、これは25年から26年まで見ておりますけれども、約18億円程度かかるのではないかと考えております。

そして、23年度で何らかの形で予算化したもの、事業実施時期の目標は持っておりますけれども、まだ基本設計等が終わっていないというふうなことで具体的な事業費は確定していないものとしましては、道路関係で、これ23年度でこの予算化はしておりますけれども、川久保南方線やセミコンテクノパーク周辺道路の渋滞解消事業費で、これは今回、23年度予算では川久保南方線等は予算化しておりますけれども、今回の東日本大震災の関係もあったかと思っておりますけれども、国のほうから非常に財源等がつかないというようなことで、3割ほどしかついていませんが、3年から5年かけてそういう事業を実施したいと思っております。それから、光の森の複合施設整備事業でありますけれども、これは23年度に基本設計費等を1,900万円ほど予算化しておりますので、その中で、事業規模等も、また後で質問もあっておりますけれども、そういった中で決めま

して、24年度に実施設計のほうで持って行って、25年度から実際の建築のほうに入っていきたいと予定しております。

それから、菊陽西小学校の整備事業でありますけども、これは23年度に実施設計をいたしまして、財政的な課題、体制的な課題もありますけども、実施年度等については今後詰めをしていきたいと思っております。

次に、鼻ぐり井手公園でありますけども、23年度に調査のための予算を組んでおりますけども、国等のいわゆる補助事業等も調査を行いまして、できるだけ早く実施に持っていききたいというふうに考えているようなところであります。

さらに、まだ今後事業規模や実施時期を決めていくものとしましては、町営住宅では古閑原団地のほうが残っておりますし、光の森多目的グラウンド、町民体育館等の建て替え等がありますけども、今非常に国も県も財政状況が厳しい中で、非常にこの補助採択を受ける等が最近厳しくなってきました。要望額のとおりつかないこともありますし、また町のほうの歳入の見込み、いわゆる一般財源等の見込みも非常に立てにくいというふうなところがあります。さらには、予定外のもので急を要するもの、例えばこの小学校の35人学級あたりも予定していなかったものであります。そういったものとか、さらにまた待機児童も増えとるといようなことで、事業年度やこの事業費については変更も出るということをご理解していただきたいと思っております。

そして、いずれにしましても、基本構想に基づき今基本計画を立てておりますので、その中で、できるだけ単年度に集中しないような、財政状況を踏まえた上で計画のほうの策定にしていきたいということ考えておるところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 少し事業費について、光の森は前は、光の森の複合施設は7億円、8億円ぐらいだということでしたが、そういう理解でよろしいですか、概算。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） そういうふうに答えたこともあったかと思っておりますけども、大体目標としては持っておりますけども、これから詰めをする中で、どういった内容に最終的に持っていかということで、それをやって、基本設計、実施設計等やらないと確定した数字は出ませんので、まだ確定してないものの、数値としてはまだこれからはっきりした額は詰めていくという形になります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） これからだということですが、今お聞きただけでも、今後菊陽町の場合には、たくさんの施設あるいは道路、そういったものの大きな事業が待っております。

2番目に移りますけれども、町の現在の債務総額ですけれども、現在101億円余りの債務がございますが、これから、今の事業等を勘案した場合に、この101億円を超えていくような債

務の状況が出てくるかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） お答えいたします。

地方債残高は、今おっしゃったとおり、一般会計が101億円、土地取得特別会計が、公共用地先行取得債の残が今13億円ございますので、普通会計ベースで114億円ということでございます。

この中で、地方交付税の財源不足分を地方債の発行によって賄っております臨時財政対策債、これは将来の元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるものですが、これを除きますと、約81億円という状況でございます。この数字からの状況で説明させていただきたいと思っております。

なお、これまでの10年間ということで見ていきますと、平成18年度で約108億円でございます。今の81億円に対するのが108億円というピーク時がありまして、現在はそれを抑え込んできているという状況が1つございます。

ただし、今甲斐議員のほうからあるいは町長のほうからいろいろな事業等々ということで申し上げられた状況の中で見ていったときに、地方債の残高っていうのは、当然ご存じのように、元金の償還が毎年出てまいりますので、その分が減ってまいりますし、償還が終了するものも出てまいりますので、その減っていく状況と新たな発行の状況の中で地方債残高というのが出てまいりますけども、また実際の借り入れ等々の状況については、なかなか、先ほど申し上げましたように、確定する部分は難しゅうございますけども、単年度、単年度の財源確保という点では、地方債の発行は有効な手段でありますので、必要最小限の額を地方債で賄うという点で見ていきましたときに、現段階で理解しているのは、平成25年度、これはやはり中部小学校の関係も含めた事業費が膨らんでくるということで、その関係の地方債も出てまいりますので、25年度がピークとなりまして、約104億円、先ほど言いましたのが、81億円が約104億円まで膨らむのではなかろうかと思っております。ただし、これまでの10年間のピークの108億円までには至らないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 少し3にも足を踏み入れますけれども、そういう、104億円に至るというふうなことで、現在101億円というその債務ですけれども、それから若干ふえるという状況からすると、余り町の資金繰りとしてはそう危険な状況にはならないのかなという気もいたしますが。

あと、今東日本の大震災等で、国の補助金とかの依存財源、これが減ってくるのが十分見込まれます。それから自主財源については、人口増が続いておりますので、増えていくかと思っておりますけれども、そういったことを踏まえて、その資金繰りの安全性、これについて尋ねたいと思っております。

4までちょっともう一緒にやりますけれども、今の町の財政の状況ですけれども、この前の決算の報告書を見ておきますと、標準財政規模というのは上向いておりますですね。それから、公債費の、要するに借金の比率ですが、これは14.3%になっておると。15%を超えたら黄信号だと、20%を超えたらもう赤信号になると、この公債費の比率ですね、これが上昇してきておるといのがちょっと気にかかります。それから、経常収支比率、これは、何ていいますか、88.7%、大体70%から75%が良好な状態という注釈がありましたが、これも若干超えてきておるといことですね。それから、財政力の指数については、1に近いほど財源に余裕があるといことですけれども、これは0.948という状況であると。これは良好に近いんです。

そういったことを踏まえて、財政課の課長さんとして、今後のこの資金的なショートが起きたりとか、資金的にいろんな困難な面が予想されたりするのかもしれないのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（實取初雄君） 答弁させていただく前に、私の答弁内容がまずかったのかと思いますけれども、先ほど申し上げました一般会計が101億円と土地取得が約13億円ありまして、合計で114億円が普通会計での21年度末の債務といことでありまして、そのうちに交付税の財源不足分の臨時財政対策債が33億円あるといことですので、これを差し引きますと、81億円が交付税措置、ほかにも交付税措置受けるのはあるんですけども、一般的には81億円をめどにしたいといのをベースでございます。それに対しまして、104億円まで伸びますけども、ですから、20億点程度伸びますけども、これまでの10年間のピークの108億円まではいかないので、しのげるというような内容でご説明したつもりでございますので、よろしくお願いたします。

それで、③と④の自主財源と依存財源といことでございます。

まず、自主財源につきましては、これまでおっしゃったように、人口の増加とともに年々多くなってきておりまして、平成21年度でも確実に高くなってきておりまして、約76億円といことでございますので、財政力指数の増加とともに喜ばしい点でございますし、町の財政の安定化が図れる部分でございます。あるいは国等の財源に依存しない部分の財源の確保ができていとい点ではいことでございます。

この自主財源の動向につきましては、やはり町税が一番の基幹税でございますので、その町税について概要で申し上げますと、景気の動向等がありまして、当然今地震の影響等々ございまして、なかなか予想が難しい状況に来ておりますけども、個人町民税や固定資産税のうちの土地・建物等については人口増を見込んでおります分、家屋評価替え等もございまして、一定の伸びはあるかと思っています。軽自動車税も同様でございます。ただし、法人町民税の動向が、震災の影響もありまして、予測が困難でありますし、企業の設備投資につきましてもなかなか見きわめにくいといことでございます。

また、自主財源の中では、保育料の負担金あるいは住宅や施設等の使用料、窓口等の手数料などがありますので、これらについては受益者負担の基本的な部分を押さえていく中で確保し

ていく必要があるものと思っています。

また、不用額という話がありましたけども、繰越金についてもこの自主財源の一つでございまして、不用額はなるべく発生しないように、予算の見込みどおりの決算をしたほうが一番ベターだと思いますけども、予算を計上した中でも、必要でないものについては不用額として残し、繰越金として翌年度の財源として確保する姿勢というのは必要と考えているところでございます。

また、さらに自主財源の中には基金繰入金がありまして、基金につきましては、財源調整の財調基金とか公共施設整備のための公共施設整備基金、学校建設基金等を確保しておりますので、その辺も自主財源として有効に活用していきたいということでございます。

ただ、こういういろいろなもろもろの状況を見ていきますと、自主財源の動向というのは町税の動向に左右されますけども、今後の動向といたしましては、21年度、22年度が今後決算していきますけども、その動向で、大体大きな増加、大きな減少ということではなくて、現状維持で進むんでなかろうかというふうに思っております。

ただし、もう一点、依存財源につきまして、話がありましたように、国県補助金が、町長の話からも、思ったとおりに来なかったという状況もございますので、その辺との関係で、事業の推進にはなかなかの慎重な進め方が必要と思われれます。

次に、4番関係で、弾力性は維持できるかということでは、やはり今話がありました、将来の公債費の動向が一番影響してまいりますので、これがどのように動いていくかということについては先ほど申し上げたものでございまして、臨時財政対策債については公債費比率あるいは経常収支比率等でも当然算入すべきものではありませんので、それを抜いていきますと、公債費は極端に大きくなるものではないということ、それと甲斐議員の話にありましたように、標準財政規模が人口増加とともに大きくなりますので、その中で……

(8番甲斐榮治君「課長、あと一分ですから、もうお渡しください」の声あり)

すいません。

○議長(大塚 昇君) 甲斐榮治君。

○8番(甲斐榮治君) いろいろ数字も提供してもらいましたので、今後の考える材料になるかと思えます。

まとめますと、中部小も約50億円になんなんとするような税金が使われます。もう税の公正な使用というのは、執行部にとっても、私たち議会にとっても一つの大きな課題であろうかと思えます。そういった辺を踏まえながら、今後ともぜひ検討すべきところは検討していただきたいと、そういうことを要望して、私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長(大塚 昇君) 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時1分

再開 午前11時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君、一般質問を許します。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。

今回は、皆さんのお手元にあると思いますが、質問事項の第1が福祉と暮らしが大切にされる安心・安全なまちづくりについて、東日本大震災を受けての町の防災対策の見直しについて、避難所、災害時の食料の備蓄などの状況は、災害時の要介護者や障がい者などの対策について。2、学校、公共施設、民家の耐震化などについて、現状と今後の計画について。

3、子育て支援について、無認可保育園、子ども医療費の問題、保育料の減免基準の拡大について通告を出しておりましたが、先日の全員協議会で、新しい保育所の新設、創設等を町としても今後検討されている、そういう説明がありまして、この問題につきまちは9月議会で行わせていただきます。担当課の課長さんは準備をさせていただいて大変申しわけありませんが、9月議会に移りたいと思います。ですから、町の答弁もかなり時間がゆっくりとれますので、少し、傍聴者の方もたくさんいらっしゃいますので、少しゆっくり目に答弁をしていただいたほうがいいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

私は、今回は選挙の公約実現の立場で、選挙戦で掲げました福祉と暮らしが大切にされる安心・安全なまちづくり、また学校、公共施設、民家の耐震化について質問をしたいと思っています。

3月11日の東日本大震災が発生しまして、皆さんもご案内のとおり、阪神・淡路大震災の4倍の死者、行方不明者が約2万5,000人、住宅、公共施設をはじめ水産関係、民間の事業所など、暮らしのなりわいの基盤が非常に広範囲にわたって壊滅的状况になりました。役場の職員の方もいち早く支援に駆けつけられたと聞いています。

私も、発生当初から何かできないかと考えていました。私は、もともと保健師・看護師ということもありまして、普賢岳の仮設住宅の支援や、また阪神大震災も、そこではなかなか医療支援はできなかったんですけども、1週間後に現地に行った経過があります。今回、5月22日から26日まで5日間、復興支援ボランティアに、私を含め5名で出かけました。23日は、塩竈市議の案内で塩竈市内、多賀城市の港周辺、七ヶ浜町、東松島の野蒜地域を回りました。外洋向きで直接被害を受けた七ヶ浜町の地域は、家の土台からなくなり、今まで見たことがない光景でした。野蒜地域は、野蒜小学校の体育館に200名を超す方が避難され、津波に巻き込まれて亡くなられています。そして、いまだにその小学校で避難生活を送られていました。一瞬にして町と暮らしが消えてしまったことに言葉がありません。各地域とも、丘に打ち上げられた船や車の残骸、全壊した家や工場などなど、悲惨としか言いようがありません。町の至る

ところのがれきが積み上げられていました。私は、地元の人と一緒に仮設住宅にお伺いし、九州から届いた野菜の支援物資をお届けしながらお話を伺いました。しかし、仮設住宅の条件もありまして、入所は約半分という状況でした。訪問の状況については、後で要避難者の計画のところでも少し触れたいと思っていますが、この国難とも言われる大震災から私たちは何を考え、今後取り組んでいくのか、とても大切だと思い、この質問を上げたところです。

少し紹介をしますと、ちょっと見えにくいかと思いますが、この地図で塩竈市と七ヶ浜町っていうのはずっと海に面してまして、ここは全体的に被害を被ったところです。日本三景がある松島がその上のほうにあるんですけども、そこはこの海の小島で、松島三景は守られたという状況になります。菊陽町の職員の方が支援されたのは、そのもう少し上の東松島市に行かれたというふうに聞いております。

時間を少しおかりしまして、紹介をさせていただきます。これは、仙台港付近の工場地帯で、この付近だけで新車が5,000台、港がありますので、トヨタや日産、新車が500台ずつぐらいの規模で置いてありまして、職員の車2,000台と合わせて計7,000台の車が流されたという状況です。それから、港の埋立地のところですけど、地盤沈下で、港はどこもでこぼこ状態です。また、500トンかどうかわからないんですが、大きな、これだけ大きい船が津波で海岸に打ち上げられています。それから、これは3階建てなんですけれども、七ヶ浜の町ですが、2階までで津波は来ない、3階は大丈夫だって言われてたそうですけれども、結局は2階の窓はサッシごとなくて、3階もすべて水が来ています。その前の「井戸」と書いてあるところは、ここは住宅地がたくさんあったところですけど、住宅地は全部流されて、見えません。この七ヶ浜の菖蒲田浜、松ヶ浜というところがありますけど、ここもガソリンスタンドの屋根部分だけを残して、全部町ごと消えています。あと、七ヶ浜の漁港、微妙なバランスで漁船が屋根の上に鎮座してるという状況です。それから、これは仙石線といいますが、海の近くを走っておりまして、もう線路はずたずたになっています。ここの野蒜地区の駅も崩壊をしてるという状況です。2カ月たって、やっと今、がれきを取り除いたりしてるという状況です。それから、これも野蒜地区ですけど、田畑だと思いますが、ほとんどもう木はありません、一本も。それから、この野蒜小学校、先ほどお話ししましたところですが、これは環境生活課の大山課長のほうが詳しいかと思いますが、この体育館に避難をしましょうということで、地域の住民の方、小学生の方がここに避難をされて、200名を超す方が亡くなられたと。今こちらのほうに3階建ての小学校があるんですけども、そこで避難生活を送っておられました。ただ、そこはちょっと訪れることはできませんでした。それから、これはお隣の多賀城市の文化会館の中にある避難所ですけども、2カ月半もたっているのに、自分で段ボールを仕切られた状態です。私は、やはりここは、この日本でもっとこういうところはすぐ改善をできないかとすごく思いました。これは、思い出の写真が集められた避難所の風景でした。

こういう東北の震災から、私たちが、一過性ではなく、引き続く支援と、今後それを町の防災にどう生かしていくかという視点で、まず第1に質問をさせていただきます。

東日本の大震災を受けて、町の防災対策は万全なのか、また今の対策を今回の震災を契機に、そこから学んで見直していくことはないのかについて第1点質問をします。

それから、2つ目ですけれども、やはり今町民が一番心配なのは、菊陽町で考えられる災害、地震の発生の可能性がどうなのかということです。これも、熊本県に影響を及ぼす地震についてということで、町当局のお考えをお聞きしたいと思っていましたが、今日の朝の熊日新聞では、国の地震調査研究推進本部によると、県内にある布田川・日奈久断層帯が今後30年間でマグニチュード7.6の直下型地震を起こす確率は最大で6%、これは低いと感ずるかもしれないが、最大8%とされていた阪神大震災に匹敵する高い確率、熊本でいつ起きてもおかしくないというふうに報道されていますが、今町としてはどういうふうにとらえておられるのか、この2点についてまずお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

小林議員もおっしゃったように、本年3月11日に発生しました東日本大震災につきまして、議員ご承知のとおり、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、地震と津波、原発事故によりまして、東北・関東地方の太平洋岸の広い範囲で甚大な被害をもたらしております。多くの尊い命が奪われております。改めて自然災害の恐ろしさと自然に対する人間の無力さというのを痛感しているところでございます。小林議員におかれましては、直接現地に出向かれておりまして、その思いというのは、私の思いをはるかに超える強い思いをお持ちのことと推察いたすところでございます。

さて、ご質問の防災対策の見直しについてでございますが、東日本大震災におきまして、これまでにない甚大な被害が広範囲で発生しまして、自治体の防災対策の基本となる地域防災計画の見直しが各方面から言われているところでございます。このことにつきましては、議員にもご出席いただきまして、去る6月1日に開催いたしました防災会議において、その内容をご説明したところでございます。主な見直しの点につきましては、昨年9月に策定いたしました菊陽町災害時要援護者避難支援計画に基づく要介護者や障がい者等の避難支援体制の整備の項目を追加したところでございますが、そのことにつきましては後ほど質問が通告されているようでございますので、その内容については省略させていただきます。

ところで、今回の震災を契機に、町民の皆様の防災意識は高まっているものと思われ、日ごろからの訓練と災害発生時の避難誘導、救助の面において、消防団あるいは自主防災組織等の重要性が再認識されているところでございます。なお、本町におきましての当面の対応といたしましては、避難勧告等の伝達方法、勧告に当たっての具体的な判断基準について再度検討を行い、地域におきまして町民の皆様の防災意識の高揚に努めるとともに、各区自治会での自主防災組織の育成強化を図り、地域住民の皆様と一体となった防災体制を整える必要があると考えているところでございます。

一方、国におきましては、中央防災会議の防災基本計画の見直しの案が今年の9月ごろにで

き上がるということでもあります。また、熊本県におきましても、見直し作業が現在行われておりますので、国及び県の防災計画等の見直し及び策定状況を踏まえまして、本町の防災計画につきましても、必要な事項につきましては更なる見直しに取り組んでまいりたいと存じております。

ところで、議員も被災地に行かれまして、その悲惨さを目の当たりにされてこられたということでございますが、本町の職員も、現時点までに、保健師1名を含め5名が県の合同チームとして被災地に行っております。それからまた、1人が別に行っております、計6名が、議員が先に言われました宮城県の東松島市と南三陸町において支援活動を行ったところでございます。この経験、体験というのを今後の防災のあり方に反映させていければというふうに思っております。

なお、支援活動につきましては、今後も引き続き要請に応じまして行っていくことといたしているところでございます。

それから、次にご質問のありました熊本県内の状況で、布田川・日奈久断層帯の分でございます。ここに布田川・日奈久断層帯がありまして、マグニチュード7クラスの地震が想定されているということでございます。これによりまして、熊本県内におきましては、今後30年以内に震度6弱以上の強い揺れに見舞われることがあるということでございます、この新聞の発表前に、既に確率はやや高いと推定されているところでございまして、その6%が低いか高いかということでございますが、それについては私どもはやや高いというふうに判断をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今吉岡部長から答弁がありまして、実際派遣をされた職員の方からしっかり、国や県からの方針がある前に、またぜひ懇談等していただいて、菊陽町ですぐ生かせるものは生かすという立場で1つはお願いしたいというふうに思います。

それから、避難勧告の伝達方法なんですけれども、やっぱり現地に行きまして一番、津波が余りにも大規模だったものですから、自家発電といいますが、発電機が、停電が長くてなかなか情報を伝えられなかった。電話も使えなかった、携帯もつながらない、防災無線もなかなか厳しい、庁舎がやられているというところもありますから厳しいというふうな状況もおっしゃってましたけれども、一番私たち地元の共産党の市会議員の方がずっと回って言われてたのは、自家発電を、特にあれだけ災害があった場合は、避難所にも必要ではないかと、自家発電のことをすごくおっしゃってました。この菊陽町でも、地震や台風などの災害が考えられると思うんですけれども、町内の自家発電は今、昨日平野課長にお聞きしますと8時間ぐらいということでしたけれども、それで、1機で大丈夫なのかという問題もありますし、防災無線も、いざ災害があったときに十分対応できるのかっていうのを私は心配していますので、その点がどうかっていうことを1つはお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、原発は非常に遠い話のようなふうに私たちはどうしても受けとめがちですが、佐賀の玄海のありますけれども、この80キロと100キロの円をつくってみますと、菊陽町は、80キロがこの中の円なんですけれども、外が100キロ圏内ですが、菊陽町は100キロから110キロか、少し出てるかなというふうに思いますけれども、やはりこれは、私たちに関係ないということではなくて、恐らく県でも原発に対する対応等、今後とも防災に組み込まれていくのではないかとというふうに思いますから、その点も町としてもぜひ注視して取り組んでいただきたいと思います。

特に今お話ししました自家発電等の情報を速やかに町民に知らせるための対応で、今のままで十分なのだろうか、十分でなければ、今後どういうことが必要なのかということでお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） 幾つかの質問がありましたけど、まず避難所での自家発電機の設置でございますが、避難所に設置するための自家発電機っていうのは、現在町で保有しているものはございません。ただ、菊陽町土木建設業協会との災害復旧に関する協定に基づきまして応援してもらうことにしておりますので、そちらのほうで幾分かは対応していただけるのかなというふうに思っております。

それから、伝達方法の一つでございます防災無線の件ですけれども、これは蓄電池を備えておりまして、たとえ停電になったといたしましても、使用頻度によって変わってまいります。5分間利用して、その後55分間休んで、次に5分間休む、すなわち1時間に5分程度使うということであれば、24時間ぐらいはその蓄電池はもつのかなというふうに思っております。その間に何らかの対応を、現在では24時間以内に次の対応をする必要があるということでございます。これにつきましても、その対応ができるのかどうか、そういったものについては、今後検討していく必要はあるというふうに考えております。

以上でございます。

（16番小林久美子君「原発は何もありませんか」の声あり）

原発の件につきましては、今80キロから100キロの圏内ということでございますので、これにつきましては、本町のほうで、ちょっと今私どもで想定できるものっていうのがほとんど、資料等とかいろんなものを持っておりませんので、県ですとか、あるいは国が今後防災対策を今考えておりますので、その計画の変更等を参考にしながら進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 自家発電機の問題等も、町内の建築関係の方で十分賄えるのかどうか、その辺もやっぱりこの機会に再度点検をしていただきたいと思います。それで、庁舎内も、8時間の1機で十分なのかどうかっていうのも、近隣やほかのところも調べていただい

て、やっぱり町民が安全・安心できるように体制を整えていただければというふうに思います。

それと、原発の問題も、県任せではなく、いろいろ情報等も収集していただいて、やっぱり一旦事故が起こればかなり広範囲に影響があるっていうのは、もう東北の件で明らかですの  
で、ぜひその件も視野に入れていただきたいと思います。

それから次の2番目ですけれども、避難所、災害時の食料の備蓄などの状況はという質問です。現地に、東北のほうに行きますと、最初避難所は、ほとんどもうおにぎりとパンと、もう汁物がないという状況で、1カ月ほどはそういう状況で過ごされたというふうに聞いています。それで、その後、食費も、避難所の場合は1,100円ぐらいだったものが、かなり要望して、1日1,500円になったということでしたけれども。いろいろその時点、時点でいろんな問題が変わっていきませんが、今度仮設住宅に入ると、もう着のみ着のまま被災されて出てらっしゃるにもかかわらず、食費は一切ないと。収入もないという状況の中で、非常にご苦労されてるなというふうな印象を受けました。

この菊陽町の場合、食料の備蓄などの状況はどうなっているのかについてお尋ねをしたいと思います。

町民の方も、やはり町ではどの程度蓄えてるんですかというのは、お会いするとお聞きされますので、ぜひその点についてお答えをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

災害時における食料の備蓄につきましては、流通備蓄と現物備蓄の2つの方法があります。流通備蓄につきましては、スーパーや飲料メーカーと協定を結びまして、非常時に物資の提供を受ける方法でありまして、また現物備蓄につきましては、あらかじめ必要な物資を購入し、確保しておく方法でございます。本町におきましては、複数の大型スーパーや飲料メーカーと協定を結んでおりまして、災害時に必要な物資を提供していただくことといたしております流通備蓄を主な備蓄方法といたしているところでございます。

一方、現物備蓄といたしましては、大津菊陽水道企業団に保管しております500ミリリットルの緊急ペットボトル約1万本を備蓄いたしている状況にあります。ただ、今回の東日本大震災のように広範囲にわたって災害が発生した場合、流通システムあるいは流通経路が閉ざされて、そのものが機能しないという場合もあるかと思えます。このようなことから、現物備蓄の重要性というのは今回改めて認識したところでございますが、一定量の現物備蓄をしなければならないのではないかというふうに考えているところでございます。

また、必要となる備蓄品の種類、数量等につきましては、近隣市町の実例や関係機関との協議を行いながら備蓄計画を進めてまいりたいというふうに思います。

しかしながら、被災されたすべての町民の皆様がこの現物備蓄をいたしたといたしましても、備蓄というのは、その必要な量すべてを備蓄することっていうのは非常に困難があるので

はないかというふうに思いますし、それについてはご理解いただけるものと思います。各家庭におかれましても、日ごろから災害に備えて水、食料などの生活必需品を備蓄していただければというふうに思っているところがございます。これにつきましては、全家庭に既に配布いたしております防災ハザードマップの末尾のページに非常用持ち出しチェックシートっていうのを載せておまして、その中に、乾パン、缶詰などの非常用食品というのを最低3日間備蓄するようにということをお示しを示しているところがございます。

災害が発生しました場合には、自助、共助、公助と言われておりますけれども、多くの町民の皆様が、まずは自助の面で災害に備えていただいて、直ちに困ることがないように、そういった備えをしていただければというふうに思っているところがございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ということは、結局町としては、常時はもう500ミリリットルの水を1万本しか置いてないということですね。あとは、イオンとかイズミとかと連携して確保するということだと思うんですけども、私が向こうに行ったときに、ガソリンが不足した事態がありましたよね。大手のエネオスは全然入らなかったそうです。やっぱりいろいろ合併して、大手だから災害のときに役に立つかというふうに思うんですけども、エネオスは入らなくて、出光で、地元の関係の業者で合併をしなかったところのほうが供給が早くスタートしたということでした。といいますと、その大手の2社だけで本当にいいのか、もう少し細かく、町内のほかの業者の方も対応するとか、そういうこともぜひ、今日すぐ結論は出ないでしょうけど、そういう視点もやはり私は大事ではないかと思います。町内でどれだけ対応できるかということが必要ではないかと思います。

それと、私としては、乾パンとか、一定のものがちょっと置いてあるのではないかと思ったんですけども、結局それも、町としては置いてないということなので、そこもしっかりとまた検討していただいて、どの程度置くのが望ましいかっていうのは、やっぱりもう少し検討の余地が要るかと思いますけれども、ぜひそこは、私はびっくりしましたので、水だけだというのはちょっとびっくりしましたので、町民の方も恐らくそういう思いをされるのではないかと思いますので、ぜひまた検討をしていただきたいと思います。

それでは次の、この食料の状況と少し違うんですけども、やはり防災、後で同僚の議員の質問もあると思いますけれども、やはり地域の自主防災組織の現状と各地域単位で、先ほど吉岡部長、1番でおっしゃったんですが、すいません、ちょっと前後しますけど、防災訓練など、もっと計画、地元単位でできないかというふうに思いますが、その辺の今の自主防災組織の現状と防災訓練の状況、またその細かな防災訓練等できないかについてお尋ねしたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） 自主防災組織の防災訓練につきましては、現在町の方では、実施をお

申し出いただければ、消防本部との連携のもとに実施を行っているところでございます。新たに本町において、すべての防災組織のあるところに実施をするという計画は現在のところありません。この後、今後はそういった、校区単位ですとかそういったものができれば考えていかなければならないのかなというふうに思っております。現在のところは、自主防災マップに基づいて自主的に避難いただく、あるいは備えをいただくような状況になっておりますので、今後行政区の皆さん方と相談をしながら、そういったものについては進めていくようなことを計画をしていければというふうに思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、3番に移ります。一番大変なのは、災害時の要介護者や障がい者などの対策についてです。私も、仮設住宅、多賀城市ってところの仮設住宅に行きますと、娘さんを震災で亡くして、ご婦人が小学校に上がるか上がらないかのお孫さん、障がいを持ったお孫さんと2人で生活をされていました。まだ移って間もなかったと思います。障がいもほとんどやっぱり目が離せないような状況でしたので、私たちが訪問すると、すぐ堰を切ったように泣き出されて、もう津波のないところに行きたい、だれにも話す人がいないというような状況でした。また、あと90歳代の女性の方は、ベッドでお昼間一人でその仮設にいらっしやいました。仮設は、やはり建てやすいところから建つものですから、ちょっと不便なところがありまして、高齢の女性の方は、3カ所病院に行ってたけど、ここからはどこにも行けないというような状況もありました。また、私は精神科の病院と関係がありますが、避難所で実際精神障がいがある方と一般の人が一緒になり、混乱をしたとか、そういう状態はまだまだあると思います。

この菊陽町での要援護者や障がい者などの対策について、今災害時の要援護者避難支援計画をかなりつくっておられますが、この状況について説明をお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） 災害による被害を最小限に食い止めるには、常日ごろから防災意識と避難対策が不可欠であり、特に避難支援体制が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではないと思います。

こういったことで、菊陽町では、国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づきまして、健常者よりも避難行動に時間を要し、家庭や地域の人々の支援が必要な災害時要援護者の避難誘導等の支援体制を構築するために、先ほど議員が言われましたように、災害時要援護者避難支援計画を平成22年9月に策定しました。この策定に当たりましては、広く町民の方や医療機関、災害救助機関等の意見を反映するため、住民代表、福祉関係、保健・医療関係、警察や消防関係の方、計12人で委員を構成します菊陽町災害時要援護者避難支援計画策定検討委員会において、平成22年3月から9月まで、計5回にわたりまして審議をしたところであります。

この計画の中で、災害時要援護者を「災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全な

場所に避難するなど、一連の行動をとるのに支援を要する人々」と定義づけております。具体的には、65歳以上のひとり暮らし高齢者、介護保険で規定して要介護3以上の方あるいは障がい者のうち重度の障がいを持った方、あるいは難病患者の方であります。この災害時要援護者の中で、在宅者の方で、かつ避難支援を希望する人の氏名、住所、要援護である事由、この要援護である事由というのは、ひとり暮らしであるとか、あるいは身体障がい者であるとかといった、そうした要援護のための情報です。そうした要援護者の情報を記載しました災害時要援護者リストの登録を行うために、本年9月からその準備に取りかかる予定でしております。この場合、その要援護者情報を本人または家族が町や社会福祉協議会、民生・児童委員に提供することに同意することをその登録の要件としております。

そして、この要援護者リストに登録された方のうち、ほかの人の支援がなければ避難ができずに、かつ家族等により支援が受けられない人々を避難行動要支援者とし、町からの避難準備情報に基づいた避難誘導、避難所での支援を希望する人を対象にし、避難支援者、緊急時の家族等の連絡先、かかりつけ医療機関、避難経路、避難場所など、災害時要援護者リストの個人情報よりも非常に詳細な情報を記載しました個別計画を本人または家族の意向を受けて作成し、その方の身体や障がいの度合い、あるいは疾病のあるなし、家族や避難支援者の状況、避難所までの経路に応じた適切な避難支援、避難所生活のケアに役立てるようにいたします。この場合も、その個人情報を本人または家族の方が、町や社会福祉協議会、そして民生・児童委員、そしてさらには区や自主防災組織にその情報を提供することに同意することをこの登録の要件といたします。

そのかわり、町は、この要援護者の避難支援業務を的確に実施するために、役場の組織であります福祉担当の福祉課と介護保険課、防災担当の総務課、そして町の社会福祉協議会で構成します要援護者支援班を設置いたします。この支援班は、平常時は要援護者情報の共有化、避難支援計画の策定、そして要援護者参加型の防災訓練の計画、実施あるいは広報を行う予定であります。そして、一番大事な災害時ですけれども、そのときには避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認、避難状況の把握、あるいは避難所または福祉避難所に設置されます避難所支援班との連携や情報の共有、あるいは単独の避難所で対応できない場合の広域調整を行う予定であります。

このほか、この計画では、町、社会福祉協議会、民生・児童委員、区自主防災組織、社会福祉施設、福祉サービスの事業者、消防本部、消防団の役割を明確に示し、関係機関が分担、協力して災害時の要援護者の避難支援、安否確認、救助救援、避難所の開設、運営指示等に当たることとしております。

次に、地域防災の拠点としての避難所についてであります。先ほどの総務部長の答弁でありましたように、町の地域防災計画書があり、現在小・中学校や町民センターを中心に20カ所町が指定しております。さらに、通常の避難所では避難生活が困難な要援護者のための避難所として、施設がバリアフリー化され、要援護者の利用に適しております避難所を

福祉避難所としまして、町では老人福祉センター、福祉支援センターとふれあい交流・福祉支援センター、計3カ所を現在のところ予定をしております。また、町内の福祉施設が幾つかございます。そういった福祉施設と今後協定を結んで、災害時に障がい者等の要援護者の一時受け入れをお願いする予定で、今後準備を進めていきたいと考えております。

そして、次に、町ではこれまで、東日本大震災で被災した自治体の業務を支援するために、仮設の市役所で被災者生活再建支援制度の受け付けや支援物資の整理を担当しました事務職員、被災者の健康相談、健康チェック、避難所の衛生対策を担当しました保健師を合計6人派遣しております。さらに、今月15日には、宮崎県の霧島連山新燃岳の噴火災害に伴う避難支援につきまして、都城市に職員を派遣し、要援護者の避難支援や避難所運営について情報を収集する計画であります。

今年度は、先に申しました災害時要援護者リストと個別計画の作成に加えまして、先ほど申しました東日本大震災の被災地への職員派遣あるいは宮崎県都城市の避難支援対策に係る研修を踏まえまして、昨年策定しましたこの災害時要援護者避難支援計画の見直しの必要性あるいはこの福祉避難所の運営のマニュアル等の作成をこの計画の検討委員会で論議しながら進めていきたいと考えております。そして、地域防災の基準であります、自分の命は自分で守る自助、地域住民によって自分の地域は自分で守る共助、そして町や防災機関が連携して支援を行います公助により、地域や行政、関係機関が一体となって、大規模な風水害や地震などの災害からひとり暮らし高齢者あるいは障がい者等の要援護者の身体・生命・財産を守り、町が現在計画を進めております第5期総合計画のまちづくりの目標、暮らしやすく、安全で安心なまちづくりを推進していきたいと考えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ゆっくり時間とったので、もう少しゆっくり話していただいてもよかったかと思いますが。

宮本課長さんが説明していただいた支援計画というのは、非常に努力されて、皆さんこういうふうにぜひできたらいいなというふうに思う内容だと思うんですけども、やはりこの間、行革で役場の職員の方も随分人数が減らされて、本当にこれだけきめ細かな計画を今の人数でこなすことが可能なのかというのを、私お話を聞いてちょっと心配したんですが、その点はどうかのっていうのを1つお聞きしたいと思います。

それからもう一つは、東北の場合は、2カ月半たっても、先ほどお話ししましたように、避難所が、自分で段ボールをガムテープでとめて、こういう会場で避難をされないといけない、まだそういう状況だったんです。やっぱりそういう状況は、本当に安心して、他人に余り気を使わず眠るっていうもう最低のことも2カ月半たってもできていないし、女性の方は特に、着がえとかもできないでしょうし、いろいろそういうことを思いました。そういう中で、障がいがある方、また、精神・知的な障がいをお持ちの方、本当にそういう避難のときにしっかり対

応が大丈夫かなと、どうしても心配してしまいます。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） 一番最初の質問でございますが、この計画は昨年つくって、これを具体的に今年度、先ほど申しました検討委員会でまた見直しの点等、あるいは職員の配置計画、先ほど小林議員がおっしゃったように、計画はつくったものの、職員配置は大丈夫かということでございますが、今の計画では、町では、先ほど申しましたように、要援護者支援班、これは町と社会福祉協議会が共同で設置します。この中で、防災担当者というのが、総務課がありますけど、総務課のほうはもう町の本部のほうに詰めてるのでなかなかできないと思いますが、ここは、今現在の体制でいきますと、役場の福祉課あるいは健康・保険課、そして介護保険課を中心に職員の配置計画をして、あとは社会福祉協議会にこの計画の方と一緒に作成案を練ってしてもらっておりますので、町職員と社会福祉協議会の職員合同でやる計画であります。

あとはまた、今後具体的に出てきます一般の避難所及び福祉避難所、そういったところの配置についても、具体的にこの計画案を詰めたところでしていきたいと思います。

それと、第2番目の質問でございますが、障がい者等のケアでございますが、これについても、今後各町内の福祉施設とも相談しながらしていきますし、この検討委員会の委員さんの中には福祉代表の方もいらっしゃいますので、またそうした委員さんのご意見を賜りながら、具体的なこの計画の実施に当たってのまた運営マニュアルというのを今年度つくっていききたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 町と社会福祉協議会が一体となってということですがけれども、社会福祉協議会も、いろいろ見てみますと、かなりさまざまな業務をされていますので、その辺は、やっぱりこういう福祉の問題は、常日ごろからそういう福祉施設やいろんなホームヘルパーさん、団体とどれだけ連絡を密にしてやっていくかということが一番、そういう福祉づくり、まちづくりをやっていくことが災害が起きたときにもスムーズないろんな情報交換等できるのではないかというふうに思いますので、多少人員のこととかも懸念はしますが、ぜひそういう立場で取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の学校、公共施設、民家の耐震化などについてです。

これも、一番の安心・安全なまちづくりの一環として、例えば公共施設に避難した場合に耐震は大丈夫だろうか、やっぱりそういうことも心配しますので、この点の現状と今後の計画についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

（16番小林久美子君「實取課長、ゆっくりでいいです」の声あり）

○財政課長（實取初雄君） 12分程度でございますので、ゆっくりということで説明いたします。

建築物の耐震改修の部分につきましては、これは国の方で建築物の耐震改修の促進に関する法律がございまして、この第6条におきまして、公共施設の中では特定建築物というようなものについて定めがございます。これも具体的に説明していきますと長くなりますが、基本的には建築物の種類あるいは階数、さらに床面積などによって定まっておるものでございまして、役場の庁舎あるいは学校、それから中央公民館等々が該当するものでございます。この所有者の努力義務について定められているものでございまして、以前から一般質問の中でいろいろとこれまでに議論いただいておりますように、昭和56年、すなわち1981年6月1日施行の建築基準法等の改正前の建築物で、これが町の該当する公共施設の中では、見ていきますと、耐震基準を満たしておらず、耐震補強または改築しなければならないと言われておりますのは、熊日新聞にも載っておりますように、菊陽中部小学校が7棟ございます。この分のI s値でございますけれども、これも補足まで加えませんが、I s値が0.28のものが7棟ございますので、この分が熊日新聞の一番右側に、地震に対して倒壊あるいは崩壊の危険性が高い小・中学校の施設として7棟というふうに示されておったものでございます。

また、もう一校ございまして、菊陽中学校につきましては3棟ございます。ただし、ここの建物につきましては、管理特別教室棟が0.38だったり、普通教室棟が0.32であったり、また昇降口が0.60であったり、0.3以上だということで、これについては一般的には地震に対して倒壊、崩壊の危険性があるというふうに言われているものでございまして、菊陽中部小学校、菊陽中学校、計画的な整備の中でI s値を0.7を超えるものに持っていくように、これが公共施設の中では最優先課題ということで、現在学務課の方で早急な対応を図るべく取り組んでいるところでございます。

また、参考までに、熊日新聞においては、小・中学校の80%が耐震機能を有するというふうな表現があったかと思えます。この部分につきましては、小・中学校が全部で50棟ございまして、そのうちの40棟がオーケーというような部分で、すなわち80%ということでございます。すなわち20%が中部小と菊陽中学校ということですよ。

また、甲斐議員の質問の中でもお話がありましたように、中部小学校については、今年仮設校舎が完了いたしますので、その仮設校舎に子どもたちが引っ越してまいりますと、その時点でその子どもたちの耐震化に耐え得る学校で授業を受けることができるようになるということでございます。

次に、努力規定には該当いたしません、先ほど申しました特定建築物以外で耐震診断あるいは状況に応じた改修の必要性の高い建築物といたしまして、議員の質問にもありましたように、避難所がありますが、町地域防災計画書に定められております避難場所につきましては、必要な施設については、これまでに耐震改修等を行ってきておりまして、問題ない状況でございます。

次に出てまいりますのが、子どもたちや高齢者等の方々が収容される施設で、保育所、児童保育施設、今介護保険課長が申しました福祉施設がございまして、これの中にも、特定建築

物には当たりませんが、改正前の耐震基準により建築された施設がありまして、もみじ保育園あるいはなかよし保育園、武蔵ヶ丘第一、第二保育園がありまして、この保育園等につきましては、必要に応じてこれまで修繕等を行ってきておりますが、学校施設の次に取り組んでいかなければならない課題ということで考えているものでございます。

次に、不特定多数の方が利用される施設で、改正前の耐震基準等で建設されたものが、武蔵ヶ丘小等がございますので、これが次の段階の取り組みの課題ということであろうかと思っております。

さらに、その他影響が大きい施設ということで理解しておりますが……

(16番小林久美子君「實取課長、民間の方でいいです、既設のほう  
はまた」の声あり)

もう入りますので。町営住宅がございます、これは老朽化の状況も踏まえながら、現在光団地の建築に取りかかっているということでございます。

次に、民間の耐震化の状況につきましては、これは具体的に個別に耐震がいいかどうかということまでは調査がなかなか困難でありますので調査しておりませんが、平成20年度に、町の固定資産税課税台帳をもとに、国が推計値として用いました昭和55年5月以前の耐震性を有する木造住宅の割合が12%ということで示されておりました。また、同じく、非木造住宅の76%がありまして、これから求めていきますと、当時約32%が耐震不足するということで見たとところでございます。

それに対しまして、これは平成23年度にも既に予算化しておりますけども、都市計画のほうで、菊陽町戸建て木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱を定めまして、戸建て木造住宅の地震に対します安全性の向上を図るため、町の計画あるいは国の要綱等に基づき、この個別木造住宅耐震診断事業を行う方に対しまして補助金を交付することをしたところでございます。なお、補助額の限度額は3分の2限度で、予算上は5件分の43万円を計上しています。

また、耐震診断の結果で、必要なものに対して耐震改修をしなければならない場合が出てまいりますけども、この分については、補助金の60万円を限度として1件分を予算化しています。

さらにもう一点、緊急輸送道路、先ほど、大きな災害があつてますときに、搬送しなければならない人等が出てきますので、大きな道路あるいは避難所に向かう道路等々を中心とした緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震診断への補助金制度もあわせて設けたところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 学校、公共施設等はそれぞれ整備は進んでるということですが、民間の耐震対策、耐震診断と耐震改修については、町のホームページに6月1日更新で記載されていましたが、これを見ますと、一戸建て木造住宅で、昭和56年5月31日以前で、

今課長の答弁にありましたように、8万6,000円の補助を上限で予定数が5戸ですよ、これが43万円、それから耐震改修のところは、上限60万円で予定数が1戸ですので、それと先ほどの緊急輸送道路沿道建築物を合わせましても123万円の予算なので、私としては、住宅リフォームの質問をしましたけれども、ちょっと、もちろんこの補助を進められるのはぜひ進めていただきたいと思いますが、この戸数で100万円ぐらいの補助ですから、なかなか皆さんにPRするというのもどうかなというふうに思いますので、ぜひできれば、この補助を生かしながら、やっぱり住宅リフォーム等考えていただいて、景気対策も行っていくということをぜひ要望しておきたいと思います。

時間が参りましたけれども、今回、震災対策について質問しました。また、私自身も、今後ともボランティアに出かけたり、町民の方々と一緒にできる活動をやっていききたいと思いません。

また、原発の問題もなかなか収束していません。原発からの撤退、原発ゼロのプログラムを進めるためにも今後ともやっていきたいということを述べて、質問を終わります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時13分

再開 午後1時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊裕之君、一般質問を許します。

○5番（渡邊裕之君） それでは、ただいまから一般質問に入らせていただきます。

大変久しぶりにこの場に立ちました。4年前に、3月議会、菊陽モデルをということで、町長にエールと、そして私からの思いを訴えをして、この議場に、皆様に頭を下げて、3月末、県議選の立候補で自然失職するまで、一般質問毎回させていただきました。いろいろと動かない、変わらないを変えてまいりました。これからは、行政と議会と、そして町民の皆様とともに前に進める、そういう施策を提言しながら進めてまいりたいと思います。

また、この間に、副町長、教育長はじめ部長、課長の皆様、大変かわられておりますので、どうも私は何か責め立ててばかりで怖いというイメージがあるかもしれませんが、やはり古くて長い政治の部分のひずみという部分では大変厳しく申し上げてまいりましたが、先ほど申しましたとおり、私はこの政策提言型の議会ということを目指して今回当選をさせていただきましたので、すべての質問にこちらからの提言というものをに入れてまいります。責任を共有しながら、ともにこの菊陽町を、進化する菊陽町をさらに進めていくと、そういう視点でこの一般質問、取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

では最初に、まず選挙戦でお訴えをしました内容で、4年間のゴールといたしますか、取り組むべき課題にちょっと触れておきたいと思います。

単純に3つのコミュニティで菊陽町を前に進めていくということでお訴えをしてみました。1つ目は、今日質問をいたします。これはもう私のライフワークでもございました地域コミュニティの問題でございます。これは後ほど触れます。まず、ここをきちっとした上で、やはり町村合併、自治体の再編、適正規模の自治体化、やはり日本の核はコミュニティであります。地方自治は民主主義の学校だという言葉がありますが、これ間違っております。私から言わせれば地域コミュニティこそが民主主義の学校だという、直接民主主義のこの制度をきちっと確立をした上で、自治体の再編、そして私どものこの町も、隣の熊本市が来年には政令市になります。私どもも20万の特例市を目指す、そして独自のまちづくりをしていくと、こういった構想もやはり持ち合わせながら進めていかなければならないと思っております。

それで、2番目のコミュニティが、菊陽コミュニティマーチ構想です。コミュニティマーチというのは、80年代の古い、中小企業庁でしたか、進めてきた制度であります。簡単に言いますと、地元の中小小売業者を中心に、商店街を単なる買い物の場から地域消費者の総合的なニーズにこたえることのできる地域コミュニティにおける中核的なアメニティー空間へとその機能を向上させ、中小小売業の活性化を図ろうとする構想であります。

川俣議員が、私が議員のときに、菊陽町のことを顔のない町と、こういうふうにやゆされるといってお話がありました。私も大津町で育ちましたから、そう思います。私どもの町は、3万7,000を超えて、もう4万という数字を想定をされております。私が議員のときは3万7,000がピークで、もうこれ以上伸びないというふうな想定でございました。ということは、まだ4万が、そのときに来たときに5万を超える可能性もあります。市になる要件としては、この5万という数字と市の中心部があるということでございますので、こういった構想もされているかもしれませんので、これはまた、コミュニティマーチ構想と含めて、後日質問をいたしたいと思っております。

3つのコミュニティはコミュニティスクール制度でございます。教育委員会、学校教育の中で、どんなに胸を張られても、今子どもたちの教育環境というのはお世辞でも褒められないというふうに思っております。年間6万件の小・中学校での校内暴力があり、先生方が5,000人以上休職をされてると。これは大変お気の毒であろうと思っております。やはり私も、県P、郡P、町P、そして単Pの会長、理事を務めておりますが、やはりこの機能も、今正直言って余り効果的ではないと自分で考えておりますので、そういった役職もございますので、教育行政、学校の先生方、そして地域一体となってこの子どもたちの教育環境を変えていく、そのためにこのコミュニティスクールという制度は非常に大きな意義があろうと思っております。

もう先生方はご存じかと思っておりますけども、熊本県下18校ほど指定をされております。そのう

ち、菊池市で3校ほどその指定をされておりますので、私どもの町にも2校、それ以上、ぜひコミュニティースクール、学校運営協議会の必要性はあろうと思っておりますので、これはまた6月以降、順次ご提言、ご質問してまいりますので、担当課におかれましてはご準備のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告に従って質問をいたします。

これは、私が1期目のときに質問をした内容でございます。またかと思われるかもしれませんが、そこは、先ほど申しました責任を共有する、知恵と情報を共有するという意味で、この問題に関しての町長の的確な考え方をお尋ねしたいということで、臨時保育士の待遇改善と地域コミュニティの問題でございます。

こちらの質問にのっとなってやってまいります、詳細は質問席で行わせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） それでは、通告の質問要旨のとおりでございます。臨時の保育士さんの待遇改善でございます。これ、私も以前この質問をして、多少なりとも時給がふえたところ等あるかと思っておりますが、私が目指したものは、この正規と臨時の職員の待遇の不平等さ、ここをどう埋めるかという問題でございます。

まず、町長にお伺いをいたします。

この臨時任用、問題点、また解決すべきと考えているもの。これは、実は1、2、3というところは、過去の経緯もございますので、担当行政または町長の率直なこの問題点に対する認識というところで、法令上の問題もございます、かぶっても構いませんので、その認識についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまのご質問でありますけれども、この町の保育所につきましては、今菊陽町、議員も言われましたように、非常に人が増えておるような状況であります。毎年ゼロ歳児が年間500人ぐらい誕生するというようなことになっておりまして、もちろん菊陽町で生まれたり、転入された方々にもそういう該当するお子さんがいらっしゃるということもあるかと思っております。そういった中で非常に、この保育所の問題でいえば、いわゆる待機児童が発生するというような状況であります。

そういった中で、この待機児童対策といたしまして、昨年の平成22年4月1日、2つの私立保育園を誘致いたしまして開園した時期につきましては、待機児童も解消したような時期がありましたけれども、また最近待機児童が増えておるような状況であります。

そういった中で、町といたしましては、この待機児童の解消のために、園児となり得る乳幼児が急激に増えておりますので、待機児童が出ないように、保育行政といいますか、いわゆる待機児童解消を優先に取り組んできたところでもありますけれども、この町立の園の運営に当たりましては、どうしても正規職員だけではそういった対応ができないということで、臨時保育士

を任用している状況であります。ただ、臨時保育士を任用することによりまして、議員が掲げられとるようないわゆる課題も抱えていることは十分認識をしてるところであります。その中に、どのようなことについておるかにつきましてはそれぞれの担当のほうから答弁させますけれども、そういうことで、十分認識しとるということでございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 町長とは、この4年間の中で、この件で話をしております。私は、菊陽町の保育所の保護者会長、町の連絡協議会の会長を務めまして、そのころにちょうど民営化の検討委員ということで、私が委嘱をされましてその問題に当たりました。その際も、一貫して私はその保育士さんの問題を取り上げてまいりました。町長も、もし2園民営化されれば、その間、その中に町の臨時の保育士さんがそのままお勤めになれば、その割合というのも減るし、そういった一部の改善になると、そういうところで検討されていたことは私も重々承知をしております。しかしながら、現実として動かないという問題に対して、一緒に、先ほど申しました、責任を共有しながら知恵を出していこうということでございます。

現在、この間いただきました一般会計の予算の概要の説明の資料で、保育士さん32名で、手当等入れますと2億1,000万円ほどですか、それから臨時保育士さんが112名で1億9,000万円ほど、大分問題が、この待遇の面で差がございます。この間、この問題点、町長も認識をされているということでしたが、担当課におかれましてはどのような策を講じてきたのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 担当課におきましてどのような策を講じてきたのかということもございますけれども、職員につきましては、正職のほうの補充につきましては、退職者補充ということでやっております。それから、臨時職員さんにおきましては、その都度募集をかけまして、雇用をしておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 今お尋ねしたのは、全体ではなくて、この臨時保育士さんの待遇に対しての、一部時給が上がったということは聞いておりますが、そのほか、これ2番と重なってきますんで一緒にお尋ねしますが、結局正規職員と同一の仕事をさせる、同一の責任を持たされると、安い給料で重い命を任されているという現状でございます。そうなりますと、いつしかそういったものが、不満だったり、職場の人間関係であったりというものが出てこないとも限りません。そういう現状において、正規職員との職務上の違いと、待遇、今の部分もあわせて、何もなさっていないならなさっていないで結構でございます。これは過去の経緯を今お尋ねしておりますんで、一応2番の正規職員との職務上の責任、担任を持たせるとかいろいろあるかと思っておりますので、この違いと待遇についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 正規職員との職務上の違いというふうなことでお尋ねですけども、まず正規職員との職務上の違いと待遇につきましては、臨時職員さんも保育士として任用しているわけですから、保育所での子どもとのかかわりや保育の実施に関する職務につきましては、正規職員、臨時の職員さんとも違いはございません。ただし、外部との交渉とか責任の重い事項、例えば苦情や相談、事故等の対応、また専門研修の対外的な発表等につきましては、主に正規職員の方で行っております。また、時間外や休日出勤などにつきましても、できるだけ正規職員によって実施しておるところでございます。

また一方で、臨時職員に対する福利厚生の方につきましては、年次有給休暇を付与したり、さらにフルタイムの臨時職員に対しては社会保険、退職金制度にも加入しておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） そんなに違いはないということでございます。また、臨時の職員さんにも、有休であったり、社会保障という、退職金という。茨木市だったですか、裁判を打たれたという、その臨時の職員に対して退職というのがありましたけど、あれはたしか合法だったのかなと思いますが、それはいいですね、すいません。

では、こういうケースはどうなるのか。臨時の保育士さんが担任をされてて、重大な過失によってお子さんにけがをさせたり不幸があったとしましょう。その場合の責任は、この臨時の保育士さんなのか、園長なのか、どこにあるのかお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 重大な問題が発生した場合の責任はということですけども、最終的には私どもの方にあるというふうに認識しております。その以前に、やはり園長あたりの適切な指導に基づいて保育所運営をやるように常日ごろ指導をしておりますので、何かあったら必ず園長も一緒に対応するようというところで指導をしておりますので、そういう状況でございますから、できるだけ臨時の職員さんにつきましては、そういう事例がございましたら正職の方で対応するようというところで指導しとる状況でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 先ほど言いました、安い給料で、いわばこれは地方公務員法第22条、これ3番ともかかわってきますけども、22条の第5項でしたですか、そういうことで、本来であれば半年、長くて1年、それ以上任用できないというふうになります。行政側からすると、雇い止めっていうのは簡単にできる、だから臨時職員であります。臨時職員の常勤化っていうのは、これ、本町だけではなくて全国的な問題であります。国会でも、社民党の議員が菅総理に聞いておりましたが、あの方は何もご存じなかったのが役所の答弁で言われておりましたけども、これは総定数の抑制っていうのが一番の問題で、そのために一般職も含めて臨時を常勤

化するという事で、非常にひずみが生まれております。官製ワーキングプアなどという言葉も出ておまして、この問題も、ご覧になったかもしれませんが、「報道ステーション」で特集がされておりました。

ここで、法令にのっとっていえば、もうじゃあ解雇すればいいってなったらこういう問題解決しませんので、これからがこの今回の私が皆さんとともにお知恵を出し合って改善をしていこうというテーマでございますので、この後、今申し上げましたこの官製ワーキングプアと言われる臨時職員の任用問題、これに対してぜひ3つの策を提案いたしますので、それに対して行政の方でどう考えているかっていうことでお尋ねをいたします。

先ほど答弁の中で、正規職員の補充というのございましたけど、まずこれからもずっと民営化をしないと。民営化のみそは、民営化にすることで、国からの補助、一般の財源になったものが、今公設はそうなっておりますので、民営化することによってその分は別で来るっていうところが非常に大きなところでございます。いろいろ民営化してるとこ見ると、やはりそこを目指して民営化をされておりましたが、この方針も変えられるようでございますので、いきなりの民営化っていうのはもうやっても意味がなくなるのかなというところ、すべてではないですけども。それでは、これからもずっと公設で、町が責任を持ってやっていくという前提のもとでお尋ねをいたします。

正規職員採用枠の拡大としてあります。町としてのこれに対する方針についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

議員さんもお承知のとおり、国、県、市町村を問わず、現在公務員の定数削減が行われております。今おっしゃったとおりでございます。例外なく、本町も職員数の削減に努めてきたところでございます。本町の場合は、急激な人口増と相まって、事務量も増大しておまして、やむなく増員をせざるを得ない状況に現在なりつつあります。8つの公立保育所と3つの私立の保育所を今有しておりますが、人口規模あるいは財政状況等から見た類似団体の指数というのがございまして、これからいきますと、同じような団体ですと、公立園が3.8園、私立が2.9園というのがこの類団指数として出ております、合計6.7園になります。こういった中で、本町で8園を抱えておりますので、保育所の職員数というのは非常に多人数になっているところでございます。したがって、一気に正職員というのは当然考えられないところでございます。現在の財政状況っていうことを勘案しますと、保育士に係る正規職員の採用枠の拡大というのは、現状においては非常に厳しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 町長は、冒頭、問題意識を持っておられる。しかし、その総定数、定数削減というところもあって、申しわけないが、臨時保育士さんは安いままで何十年も勤めてくだ

さいということなのか、何らかここには措置をしなければならないのか、そういった考えが  
ありなのかどうか、もう一回お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） ただいまの件でございますが、これを解決する方法としましては、今  
おっしゃった保育所の民営化ですとか、人材派遣業者の方との派遣の委託の契約、そういった  
ものっていうのは考えられるところでございますので、そういった幾つかの方法の中から選択  
できるようなもの、これは子どもたちに影響がなかったり、あるいは今の臨時保育士の方々の  
待遇が低下しないような状況で対策がとれば、しかも周りの皆さん方の同意が得られるよう  
な状況でありましたら、そういった改善策っていうのは取れるんじゃないかというふうに思っ  
ております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 民営化、そして人材派遣、これは僕が前回質問したときに当時の課長から  
ご答弁いただいた内容と全く一緒です。私がいなくなったから進まなかったのかもしれませんが、  
そういう答弁をされといて、全く検討されてないということじゃないですか、これ。多少  
は時給が上がったのは認めますよ。でも、そういう策をこれまで講じてきたのか、今の答弁だ  
と、そういうことが考えられるということであれば、これ不作為の責任ということになります。

いきなり民営化ということで、保護者からも反対もあり、議会でも継続審議となった経緯が  
ございます。なかなかご理解いただけない部分があったんで、私ども検討委員としては大変残  
念ではございましたが、やはり建設的に考えていかなければなりませんので、次の指定管理者  
制度のような保育運営、これ社会福祉協議会を私は想定して言っております。まず、この可能  
性についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 指定管理者制度での保育所運営はということでございます。まず、指  
定管理者制度と申しますのは、皆さんご存じのとおり、自治体が住民の福祉の増進を目的とし  
て設置した施設を民間事業者、団体等を指定して管理運営させる制度であります。地方自治法  
の第244条の第2項及び第4項の改正を経て、平成15年9月より施行されております。指定管  
理者制度の特徴としましては、①管理委託団体との委託契約ではなく、公法上の指定行為であ  
ること、2、管理を行うことのできる者の範囲が、出資法人、公共団体、公共的団体から法人  
その他の団体に拡大され、企業やNPO法人等の民間事業者が対象で、3、使用料金の收受や  
使用許可権限の行使なども付与することができるなどが上げられております。

ご質問は、保育所運営を指定管理者制度で実施できないかとのことですが、全国的にも指定  
管理者制度を導入している保育所はございます。この場合、経営を民間に委託することになり  
ますので、運営形態は公設民営型保育所と呼ばれます。設置主体は市町村、運営主体が民間と

なるものでありまして、経営を民間に移管する民設民営方式とともに、民営化の一つの形態であります。なお、業務の範囲や指定期間等の具体的な内容につきましては条例で定めることとなります。

これまで町は、平成21年3月に菊陽町公立保育所民営化についての答申を受けまして、5月に菊陽町公立保育所民営化計画を作成いたし、平成24年度をめどに2園を民営化することとしておりました。しかし、先ほど議員も申されましたように、保護者等からの民営化計画の見直しを求める請願が提出されましたものですから、平成21年12月議会で採択されました。また、国においては子ども・子育てに関する制度の大幅な見直しの議論が今行われておりますことから、民営化に向けた作業を一時中断いたしまして、現在国の議論の行方を注視しておりますところでございます。

指定管理者制度による保育所運営につきましては、選択肢の一つとして、今後の検討課題というふうにさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 一番最後に、検討課題ということで、やはり私も、この問題は、本当に責め立てるつもりはないんです。本当に責任を持って現場で働く先生方が一番納得する形にしたいだけなんです。ですから、あれはだめだ、これはだめだというのはいけないし、私どももこれをしろというのはいけないですから、この辺のすり合わせをしていきたいと思っております。

そこで、指定管理者制度は検討課題ということでございまして、民営化の部分でいうのは、いきなり全くの民間の保育所であれば、その方針で何だっていうことで不安が出てくるっていうのは確かにあるかと思えます。6番目の質問の社会福祉協議会での雇用っていうのは、あくまで今の形態のまま、さっき人材派遣っていうのも出ましたけど、保育士さんをそこで雇えないかということで、最後に質問いたしますが、私は、この選挙戦も含めてずっと訴えてまいりましたのは、指定管理者制度の対象としては社会福祉協議会が最も適しているのではないかと。間違いだったらすいません。社協に対しては町の予算からも相当な補助が出ておりますですよ、運営等に関して。今町長が協議会の会長になられるんですね。行政と全く、非常に近い関係でありまして、民設になったとはいえ、ほぼ公設、半公設、準公設といいたししょうか、状態のできる中では、町の福祉政策がそのままできるし、雇用という部分でも、職員を正規雇用でできる。1つ、そういう、先ほど課長おっしゃいましたとおり、そういうような制度をとって自治体は本当にいっぱいありました。その中で、やはり採用条件は、これまで町の勤務がある方で、これ、ある例ですけども、社会福祉協議会の職員募集要項ということで、保育士が7名程度、若干程度というてあります。採用条件の中で、給与等は、やはり手当、賞与、業務手当、扶養手当、通勤手当、その他に労災や雇用・社会保障、退職手当、有休、特別休暇ありと、ちゃんとした正規の雇用をしてやられてるんですよ、いろんな自治体。

私は、これ先に言ってしまってから議論いたしたいと思いますが、これは碧南市というところでございます、お調べになったかもしれません、愛知県でございます。もうこれは、僕は自分でこの訴えるときに、こういう制度をやっているところあるのかなと思って調べたら、もうまさにこの自治体は、公立保育園の社会福祉協議会の移管計画についてということで行政がされております。その中で、ちゃんと移管理由っていうものも8項目に上げております。ちょっと時間もございますので、ぜひ、調べてらっしゃるかもしませんが、皆さんにもお聞き願いたいので、ちょっと端折りながら話したいと思いますが。まず、1として保育の継続性の確保。社会福祉協議会ならば公立保育園の職員を派遣することや臨時職員を正規職員として雇用することができるため、保育の継続性が保障されると。また、正規職員になることで、出産等があった場合には育児休業等の取得にもよる雇用の継続性が保たれると。2として、これは意識向上と。臨時職員が正規職員になることにより、妥協や甘えがなくなり、意識向上が期待できると。3番として、市民の意見の反映と。社協の役員は自治体の各種団体の代表から構成され、うちもちろんそうですかね、それぞれのいろんな方、役員の方は。そうですね。で構成されてるので、市民の立場からの意見を反映させた保育園の運営が期待できると。4番目に福祉事業の実績。老人や障がい者を対象にした広範囲な福祉事業を行っている団体であり、福祉事業の実績から、広い視野での保育園運営が期待できると。5番目に職員の配置。この自治体との連携の組織力があるので、仮に移管しても、保育士の異動等が、今の公立と一緒にですね、弾力的に対応できると。一般の民間のそういう団体だったらできないけども、社協ならできるといことです。6番目として、これが各自治体一番頭痛かろうと思います、臨時保育士の確保でございます。他市町村においては、臨時保育士、これは全国的な問題と申し上げましたが、社会福祉協議会が正規の職員として雇用することにより、他市町村より臨時職員として働く保育士を雇用できる可能性が大きくなり、保育士不足が解消、期待できると。7番目が財源確保とありますが、これは私立園にした場合の国からの補助でございますので、これはもう今当たらないと思います。そして、8番目に、これも私ども民営化の中で、答申した中で非常に言われたのが、土地や建物の無償の譲渡ということでございますが、これに関しても、社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であることから、行政財産の無償貸与、譲渡に対する法人として安心できると。非常に、ああ、ちゃんと考えてそういうふうになってる団体ってあるんだなというのは感じました。

ですから、給料を上げろとか下げろとか言ってるんじゃないんです。みんなほぼ同じ待遇で不満ができないようにするためには、こういう方法もあるのではないかということで、今他の市の事例をちょっと読み上げましたが、こちらについての率直な、町長にお尋ねしましょう、今読み上げましたことに対するお考えについてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま、社会福祉協議会の方でもいわゆる指定管理者といいますか、またはいわゆる民生化といいますか、公設民営化という形になるかと思っておりますけども、そういつ

たところでの取り組みの先進事例、これ担当課のほうから答弁したように、あるということがありました。それで、この問題、解決のほうに、先ほど担当課長が言いました、この民営化の中断しておるという内容も含めまして、今議員の方から、いろいろ先進地のことも紹介されながら、提言がありましたので、貴重なご意見として受け止めて、今後の検討課題の中で十分詰めていきたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 検討しますということで、動かないことに関しては厳しく申し上げました。これは僕が前回も、検討して、いつまでに返答もらえるかということ、替わったばかりの町長にお尋ねをしました。非常に大きな問題でございますので、ぜひ担当課、人事もありますから、総務、そして福祉、あるかと思えます。どうか町長、ここに関しては真剣に他の事例等を調査をされて、そこがうまくいってるかどうか、私も今移管計画についてだけやっております。だから、こういうものも調べて、ぜひ前向きにご検討いただきたい。これに関しては、しばらくまた間を置いて、経過等についてお尋ねをしたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

できますならば、この間、この現状が変わらないわけですから、職員から、先日眞鍋部長からもちょっとお話を伺いましたけども、意識調査とか、そういった待遇に関してのアンケート等とってされてるようでございますので、ぜひ現場の中に不満や不安、そして負担増にならないように、逆に先ほどお話がございましたとおり、また土日のそういうもので正規の職員の方々が負担を、職員の方々が負担増になると、こういったこともなくさなければならぬと思えます。

民営化の議論の中で、この話になって言われたのが、2園して、私立園が5ぐらいになると。だから、もう1園ぐらいは全員正規職員でしてしまうと。ですから、先ほどの社会福祉協議会でのやり方も、臨時の職員さんを正規の社協の職員としていただいて、社協が運営するのが3園ぐらいでとか、そういう形で、町立の保育所はもう全員正規職員の保育所、こういったことも可能かと思えます。もちろん全部してしまったら、町の職員の皆さんの今度は待遇というものも考えなければなりませんので。ぜひ、いろんな考え方あるかと思えますけども、ぜひ前向きにご検討いただきまして、またご返答をお待ちしております。また、1年以内に質問いたしますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、残り25分、2番目のコミュニティー改革第一弾ということでお尋ねをいたします。

これも私のライフワークでございました。この自治組織に対する思いがなぜ強いのかというのは、登壇したとき申し上げましたけども、やはり国の形の基礎であると、ここを核として日本国は成り立っていると自分自身で思っております。有事法に対しても、先ほど防災の話に対しましても、最終的には行政はどこに頼るかっていうのは、地域であり、その住む自治会であり、その消防団の皆さんであつたりということでもあります。

そういったところにおいて、当時総務部長ともこの質問に対してはよくやり合いました。その中で、やはり最終的な答えが、自治組織、自治会は任意団体だから、行政としては何もできないということでした。

そこで、まず現状の認識と、そして2番目に、これは町の方でもいろいろな条例をつくっておられるのは存じ上げておりますが、住民発議によるこういった制度づくりができないかということが今回一番提案する内容でございますが、まず現在、大変ありがたいことに、光の森を中心に人口が増えております。私どもの杉並台も、マンションが建って、本当に人口が増えております。

こういった中で、既存地域の皆様、多分その自治会というのは全員入って、汗もかき、お金も出し、それぞれ助け合う本来のそういう自治組織になってると思います。一方、西側に行けば行くほど、この組織率と申しますか、そういったものが減ってきてるという状況にあるかと思えますので、そういった格差と申しますか、都市化する町の中での問題についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） ただいまの質問にお答えいたします。

地域のコミュニティー、とりわけその中心的な役割を担い、住民にとって最も身近な組織というのが自治会、区でございます。自治会の一般的な役割を申しますと、防火・防犯、清掃などの共同防衛機能、防犯灯や道路の管理維持などの環境整備機能、行政連絡の伝達、募金協力などの行政補完機能、行政への陳情、要望などの団体機能、住民と行政の調整機能、運動会あるいはお祭りなどの親睦機能、こういったものがございます。

ご質問の菊陽町内の東西、言いかえますと、古い歴史を持つ農村地域と都市化した新興住宅地域間の格差、その中の自治会組織率についてでございますけれども、本町には現在62の自治会の組織、行政区を含めましてありますが、自治会組織ですね、区と自治会ですが、その組織率と申しますのは、いわゆる自治組織への加入率ということでございますが、これに対する調査というのは実際行っておりません。具体的な数字は把握していない状態でございますけれども、新興住宅地、その中から平成17年度から平成22年度にかけて設立されております光の森1町内から7町内の状況について、住民基本台帳上の世帯数から、その自治会予算の自治会費の納入世帯で割り出した数値をもって加入率というふうに考えてみますと、全体的には67.9%と、他の地域に比べてと申しますか、旧来からある、ずっと以前から、古くからある集落等と比べますと加入率が低いというふうに思われるところでございます。特にアパート、マンション等の集合住宅にお住まいの方については37.4%と低くなっておりまして、これは町全体についても同じ傾向にございます。都市化する町の問題点、課題で、こういったものがそういった課題であるというふうに認識をいたしております。

これに対しまして、そのほとんどが戸建ての住宅で構成されております旧来の農村地域の自治会におきましては、加入率は、今申し上げましたところよりも高い状況にあるというふうに

思われるところでございます。

次に、地域活動についてでございますが、冒頭で自治会の一般的な例を申し上げました。6つの機能があるということを申しましたけども、この機能をベースとして、それぞれの自治会において活動が行われていると存じております。今後少子・高齢化社会が進展する中では、地域コミュニティの中心的存在であります自治会の役割というのはますます重要となっておりますが、一方におきまして、アパート、マンションにお住まい、あるいは核家族が進んだことによりまして、若年層世帯の増加によりまして地域とのかかわりが希薄化している、こういった状況などの社会変化に伴いまして、自治会活動に参加されていない住民の方々が増えているのではないかっていうふうな認識を持っているところでございます。

次に、協力体制についてでございますけれども、一部の新興住宅地域におきましては、自治会役員さんのなり手が非常に少ない、役員を決めるのにご苦労いただいている自治会等があるようでございますので、こういった状況ですと、自治会の存続にも影響するような問題にもなっておりますので、その辺のところも課題として認識いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 以前よりは自治会に対していろいろとお考えになってるということで、ぜひ区長会、区長さんがほぼ自治会長さんであろうという認識で申し上げますならば、そういった中でそういった問題を常に取り上げていただくと、加入率もそれなりに把握をしていただくということでお願いをいたします。

先進事例ばかりと申し訳ないんですけど、本当に他の自治体では、自治会加入に、促進に対して本当にご努力されてるんですよ。ちゃんとそういったものの問題点、行政側、地域側、そして加入促進に対しての基本的な考え方ということで、いかにして加入を促進するかということで取り組まれておる。本町に転入をなさって、区長さんのお名前だけ渡しても、なかなか、特にお若い方は、自治会に入りたくない、もう汗もかきたくないという方々ばかりですから、やはりなかなかそこは難しいというところがございます。

1点、この問題点、共有したいんで申し上げますならば、やはりこの加入率が下がるといいますか、自治会に入らないということでの問題点ということで、地域主体によるまちづくり活動の展開が困難、この加入率の低下に伴い、地域総意の把握が困難になると。行政と地域の協働のまちづくりのつながりも弱くなると、これは行政側ですね。地域からすると、コミュニティの希薄化、先ほどおっしゃいました、総体的に地域の活力の停滞するということですね。互助、共助が停滞する。やはり災害時の話も含めて、やっぱりこの辺が一番大事なのかなというふうに思います。

私も、自治会でいろいろとさせていただいて、やはりリタイアメントされた、退職をされた方々がもう長年にわたってご尽力をいただいと。それに対して、私たちぐらいの世代からしたらなかなか手がいないというのも問題であります。そこは、やっぱり地域、公共に

対しての考え方の違いかと思えますので、ここはやっぱり、教育論になりますけど、地域教育、今の子どもたちからも含めて、地域教育の重要性っていうものもとても大事になってくるだろうなと思えます。若い人たちにはイベント等を通じて、顔見知りになれば、それなりにやっぱり参加もされます。うちの西小の校区の運動会でも、出てきてくれて一緒にバーベキューをすると、その後自然と会話が成り立って、役職を受けていただいてっていうことができきますので、ぜひそれは自治会のそれぞれの任意団体だからということではなくて、行政が積極的に入って行って、それなりに運営の補助もやる、そういうイベントに対してのお手伝いもやるということも必要かと思えます。

それで、自治会の加入促進に関しては、じゃあ具体的には何もやってないということで話進めてよろしゅうございますか。

町長、これも事例でございまして、千葉市の市長ご存じですかね。若い熊谷さんという市長で、まだ32歳ぐらいかな。民主党がまだ調子よかったときに、もともと民主党の市議員だった方が、この後もう全部ぼろぼろになったんですけども、この市長がブログで書いておられましたんで、僕も、ああ、すばらしいなと思って、ちょっと。これ、千葉市内の自治会連絡協議会って、ここは区長会とかじゃなくて、自治会連絡協議会というのがあるみたいで、そこと千葉県の宅建取引業協会千葉支部と町内自治会への加入促進における基本協定を組まれたと。ですから、いわゆる光の森を中心にどんだん、先ほどおっしゃいました組織率が低くなる要因となる、そういう、増えてまいりますですね、賃貸のアパートとか。やはり、そういったところで、不動産業者の皆さん、オーナーの皆さんにあらかじめ自治会に入るように促すように協力をしていただく。私どもの地域でも、もう既に共益費と一緒に自治会費を払ってくださるような管理会社もございます。まず、開発の段階といいますか、町長からやはりそういった商工業者に対する協力体制、こういったこともぜひお願いをしていただきたいと思います。やはり、この市長が大学で講演をしたときにも、夜道を明るく照らしてくれる街灯を自治会が管理し電気代を払っていることも知らない学生がたくさんいたと。私たちが当然と思うのではなく、加入の前提となる自治会の役割、必要性についてわかりやすく市民の皆様にご伝えていきたいと、こういうことを市長がおっしゃっております。

やはり行政の、先ほどから申しますさまざまな問題で、最終的にコミュニティーソリューション、地域が解決することっていうのはとても大きくなってまいりますので、ぜひ町長、これはもうお願いでございますので、これから商工業者、特にそういった不動産業界、建設業界を通じて加入を促すような方向性をぜひ持っていただきたい、お願いをいたします。

議長、そのまま続けてよろしいですか。

それでは、2番目のこの条例の必要性についてお尋ねをいたします。

まず、今菊陽町の方で協働の推進条例、こういったものを策定をされてるということは存じ上げております。私は、これ書いておりますのは、こういったコミュニティーのことですから、一応この中、検討委員の中には住民代表もいらっしゃるかと思えますけども、基本的には

行政のほうで、行政から提案をされて、議会で承認をされるという方向になろうかと思いますが、やはり地方自治の制度にはイニシアチブという制度がございます、住民発議でございます。区長会の皆さんや地域住民の皆さんが主体となって、いろいろな先進地事例も持って、先ほど申しました必要性、役割と、それぞれの市民の努力目標たる条例をつくり、住民の手によって発議をされる、それによって私たちがその賛否を問うというのが私はコミュニティーのあり方で理想かと思えます。そういったものも含めて、今のこの条例の中で、コミュニティー活動の支援というものはうたわれているようでございますが、まずはこの協働推進条例の中でのこのコミュニティーに対しての条文の部分についてお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ただいまご質問のこの協働の条例づくりにつきましては、昨年11月に庁内の、どのようにこの条例を運営していくかということで、担当課長あるいは係長を対象に検討会を開いております。その中で、協働のまちづくりを進めていく上で、住民の意見を多く取り入れていこうというような内容になっておりましたので、ちょっとそのままの運営では問題があるような状態になっておまして、これについて今、本年度に向けて、庁内の体制あるいは内容の検討を行っていくというふうなことで作業を進めておるような段階でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） それであれば、まだこちらは余り気にしないところでお話をします。

読んでおりますと、コミュニティーを支援すると。ただ、具体的な内容がないんです。ですから、それだとやはり絵にかいたもちになりゃせんかというところで。

もう本当に、先進事例3つ目ですけども、本当申し訳ないですが、これも目からうろこでございました。まさに私が求めてることをまちづくり条例で、全くもう同じ思いでつくっておられる自治体がございましたので、もう何ならこれ後で差し上げますけども、この中で、これは、また申し上げますね。第4章、地域自治の確立ということで、まさに私が地域コミュニティー制度の確立ということでテーマをいたし、それで選挙を戦いましたけど、まさにもうとくにやられてる自治体でございます。ちなみに、調べてるかもしれませんが、駒ヶ根市っていうんですか、長野県、だと思えますけども、この条例の中の第4章、全部は申し上げませんが、まず2番、市民は全員が自治組織に加入し、自治組織を通じて行動することで地域の一員としてのその責務を果たしていくことに努めるものとする。第9条の今第2項と、第3項が、自治組織に加入することのできない特別な事情がある場合は、自治組織に加入した場合に準じて地域における負担を分担、分任し、地域で生活していく上で責任ある行動に努めるものとする。もうすばらしいですね。さらに、この中で、先ほど申しました、あとはちょっと省きますが、第10条の4項に、事業者はこの条例の趣旨を理解し、自治組織への加入の促進に協力するよう努めるとともに、地域社会の一員として自治組織の活動に協力するよう努めると。こうい

った形で、まちづくり条例の中で具体的にそれぞれの努力、これはもう罰則のない努力目標的な条例であります、こういったものをつくって、できれば住民発議でできるのが一番理想であります。うちの町はこういう町ですということをきちっとご提示をして、自治会に入ってくださいねと、こういうふうな条例がございますからということで意識づけをして、転入者に対してはお願いをすると、本来はそこまでやらなければならないものかなというふうに思います。

今のこの事例も含めて、住民発議という考え方で進め方についてお尋ねをいたします。

できないならいいです、今んとこ検討がないということであれば。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） ただいまの質問についてでございますけども、現在のところ、本町においてはそのような住民の方による発議っていうのは想定いたしておりません。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 想定したら住民発議になりませんから、それはそうなんです。ただ、やはりそれだけしっかりした歴史ある町、62の地域組織と区長さんがいらっしゃるわけですから、ぜひそういった制度もご提示をしていただいて、一緒にまちづくり条例をつくっていくという方向に持っていただければと思います。

もう時間がございませんので、最後の質問に移ります。

これは、町の条例の見直しといいますか、少し、やはり時代の流れとともに検討いただけないかということです。菊陽町地区公民館整備費補助及び融資に関する要綱ということで、これは、見ましたら、金融機関への融資等々で大分ご配慮をいただいている内容に見直しをされているのかなというふうに思います。ご案内のとおり、私どもの地域でも、もう古くなりまして手狭なこの公民館を建て替えということで、私実行委員長をしております。その中で気づいたことですから、私がこの地域のために何かそういうことを言っているわけではありません。

もうお隣の北新山も分区をされたり、光の森もまだそういった公民館施設もないし、花立の方でも分区をされて、今後そういうふうにとんどんと出ていく中で、今のこの3分の1で500万円、バリアフリーを入れても600万円というのは、このご時世に非常に足りないんじゃないかと。特に私どもの地域も、マンションができた関係で、かなり大きな広さをとらなければならない。ということで、宝くじの助成を申請をいたしました。その際には、町長はじめ担当課の皆さんには大変お世話になりましたけども、なぜこちらを選んだかというのは、コミュニティー助成事業、対象となる総事業の5分の3に相当する額で1,500万円を限度とすると。これですと、一人一人の負担というものも少なくなります。もちろん長年にかけて積み立てをされてるようなところならいいですけども、これから分区をされたり何っていうところいきなりそれはできない話であります。今の3分の1の500万円という話では、なかなかこれはそういう、いわゆる先ほど来話がある、災害時の第1次の緊急避難的な場所としても手狭でし

ようし、コミュニティーの中核たる、そういった生涯学習も含めたこの中心部としてもなかなかこれは足りないというふうに思います。こちらについて今後検討する余地はないか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務部長。

○総務部長（吉岡典次君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地区公民館の整備に対する補助につきましては、昭和54年に制度化いたしております。数回の改正を経て、現在の補助率及び補助額となったところでございます。

ご質問の公民館の新築及び増改築に対する助成の拡大につきましては、平成22年度に融資あっせん制度を創設しております。また、平成23年度から増改築の助成限度額を100万円から200万円に増額したところでございます。

なお、集会施設の整備につきましては、今議員がおっしゃいましたよに、町の公民館整備費助成制度のほかに、財団法人自治総合センターが所管しますコミュニティーセンター事業助成事業、宝くじ受託収入がございますので、そういったものを案内いたしているところでございますが、これにつきましては非常に採択のハードルが高い状態でありますので、何年もお待ちいただくような状況になろうかと思っております。

本町の現在の財政状況等からしますと、23年度に増改築の分は上げましたけども、それからさらに増額というのは非常に厳しいのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○5番（渡邊裕之君） 午前中、甲斐議員が中部小の問題取り上げました。非常に大きな額でございます。プールを下に下げて基礎を下げるだけでも何棟できますか。地域コミュニティーの中心部、もう古くからあるところが人口増で手狭になってる。やはり、そういったところにもうちちょっとお金を回していいんじゃないでしょうか。大事なところは、とりあえず耐震だって何だってありますよ。ただ、これを倍にしたところで、年間何棟建ちますか。せいぜい多くて3ぐらいですよ。3分の1を5分の3にするだけでも、それだけでも全然違ってきます。

ですから、やはりここは、今日急に「分かりました、すぐ検討して、上げます」というのは財政上の問題等できないかもしれませんが、先ほどから申します地域コミュニティーの重要性、それから緊急時の場所、生涯学習の場として一番重要な場所です。私は、このコミュニティーという場所の定義と申しますか、やはり子どもたちをはぐくみ、育てて、また帰ってくる場所と、子どもたちが集って、そこでそういう生活をしていきますと、大阪に行こうと、東京に行こうと、必ずその地域のまた責任ある地域コミュニティーを担う子どもたちになっていく、老いてまた帰ってくる、そしていつもその場にお年寄りや子どもたちがいる、そんなやはり公民館をつくっていかねばならないんです。ですから、どうか財政がどうあろうとも、これが500万円が1,000万円になったところで、町の財政にそんなに私は影響、毎年何棟も建つようなものなら、そりゃ、どんどんどんこれが、何ていいですか、町の財政を逼迫するも

のならこういうことは申し上げませんが、やはりこの国の核たるコミュニティーの問題でございます。ぜひとも検討いただいて、前進ある回答をいただきたいと思っております。

もう時間になりましたので、これで終わります。ぜひ新しい公共という考え方もございますが、コミュニティーソリューションという言葉申し上げました。今私どもは、ガバメントソリューション、どうしても行政にすべてを頼って解決をしようとしておりますが、これからはリタイアメントされた方を中心に、またお子さんが小さくてお仕事ができない、そういった方々のお力をいただきながら、コミュニティービジネス、コミュニティーソリューション、自分たちでできることはしていくということでございますので、どうかその視点でまたコミュニティーの質問をしてみたいと思いますので、行政当局といたしましてもご検討のほどお願いをいたします。ありがとうございました。

終わります。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後2時8分

再開 午後2時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本孝寿君、一般質問を許します。

○3番（吉本孝寿君） 皆さん、改めましてこんにちは。本年度4月の町会議員選挙におきまして立候補いたしました吉本でございます。また、傍聴席の皆様におかれましては、どうぞお見知りおきのほど、よろしく願いをいたします。

今回初めての一般質問ではございますが、私の質問に当たりまして、特に学務課長の松本課長におかれましては、2時間の長きの時間にわたりまして、小学校問題の経緯と経過と、そしてこれからというところを分かりやすく、そして丁寧にご説明をいただき、誠にありがとうございます。そしてまた、担当の課長、その職員の皆様におかれましても、私の質問に対しまして親切に教えていただき、改めまして御礼を申し上げる次第でございます。

本日は4つほどの質問を用意をさせていただいております。

先ほど甲斐議員からも、中部小問題のことについて質問をするならば、とかく反町長派だと言われるということをおっしゃっておられました。私もそのようなことを何名かに言われはしましたが、私は決してそうではないというふうには思います。私が思いますに、菊陽町の議会は、聖徳太子の十七条の憲法の「和をもって貴しとなす」という言葉をここで使わせていただくなれば、人はとかく派閥などをつくりやすいが、そうなると偏った見方にこだわり、対立を深める結果になる。それを避け、議員一人一人が互いに和らぎ、話し合いができるならば、おのずから道理にかない、何でもなし遂げられると思います。ぜひともこの菊陽町議会におきま

しても、そのようなことになるように、私も努力をしてみたい次第でございます。

先ほど議員の控室におりますと、第1回目からの議員さん方の写真が飾ってございます。その方々の写真を拝見させていただくと、やはり私どもも、襟を正し、真摯に活動していかなければいけないのかなというふうに改めて思った次第でもございます。

本日は4つの質問をさせていただきます。質問者の席に移動して質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。1番目の質問でございます。

熊本市都市計画事業菊陽第2土地区画整理事業について、4項目の質問をさせていただきます。

まず、1項目めといたしまして、現在の進捗状況をお尋ねいたします。

本事業は平成9年から開始をされておりますが、バブル崩壊後、経済の悪化、社会情勢などの影響もあり、大幅に事業が遅れ、該当する地権者の方々には、順調に事業が進んでいるのかを非常に不安に思っている方もおられます。そこで、現在の進捗状況をお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） 現在の進捗状況はということでお答えいたします。

菊陽第2土地区画整理事業につきましては、平成7年10月に93.1ヘクタールの事業計画が認可を受けまして、ただいま議員さんおっしゃいましたように、平成9年12月から菊陽バイパスの南側で、施工区域内の一番西側の約1.8ヘクタールを初回の仮換地指定を行い、工事に着手しております。その後、順次仮換地指定を行いながら工事を進めておりまして、バイパスの南側につきましては、バイパスと下原堀川線の交差点付近の約3ヘクタールを除きまして、約26ヘクタールの整備が完了しております。バイパスの北側につきましては、地区の一番東側の新町地区から下原堀川線までの約37ヘクタールの整備が完了しておりまして、平成22年度末現在の進捗率は、仮換地指定率で申しますと70.2%というふうになっております。整備面積で申しますと、全体面積が93.1ヘクタールに対しまして約63ヘクタールの整備が完了しておりまして、現在、平成22年度からの繰り越しということで、約2ヘクタールを整備中でございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。やはり地権者の方々には、今どうなってるのかというのがかなり心配をされているところでもございます。ぜひともこちらの行政の方からいたしましても、今どうなってるんだよというところを、いろんな場でそういうことを説明できる場を持っていただければというふうには思います。

続きまして、2項目めの質問でございます。今後のスケジュールであります。本事業は平成28年度末に終了となっておりますが、今後の事業のスケジュールをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） 今後のスケジュールについてお答えいたします。

今後のスケジュールにつきましては、今年度はバイパスの北側の下原堀川線の西側約2ヘクタールとバイパス南側の下原堀川線及び交差点も含めました未整備箇所約3ヘクタールを予定しております。来年度以降につきましては、バイパス北側の残り約26ヘクタールの整備を行う予定でございます。平成26年度中には区画整理事業地区内のすべての工事を完了させる予定でございます。

また、平成25年度からは、現在までに工事が完了しております区域から登記のための出来形確認測量を行いまして、平成28年度に換地処分、いわゆる土地登記までの事業のすべてを完了させたいというところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。やはり平成28年度に本事業終了ということになっておりますので、ぜひともそれに向かって進めていただきたいなというふうには思います。

続きまして、3項目めでございます。交渉の遅れをどのように対処していくのかをお尋ねいたします。

現在、交渉の中で、司パチンコとの交渉が継続中ということをお聞きいたしております。第1回目の交渉が平成9年5月に仮換地の説明として行われております。難航する交渉になると理解されていたにもかかわらず、積極的な交渉は余り行われず、後藤町長になられましても、ほぼ1年に1回の交渉で、町長が直接交渉に出向かれたのは1回だけだということをお聞きしております。このようなことではスムーズな交渉はとてできるはずはなく、今後ファナック、三菱自動車、モナコパチンコ、ジャスコとの企業交渉が残されておりますが、町長自ら交渉の場に立ち会われることを考えていらっしゃいますでしょうか。また、町長のそれにおける対処法もお聞かせください。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 区画整理事業につきましては、都市計画課の方で進めておりますけども、そういったいわゆる仮換地の指定を出していく中で、必要な場面につきましては、そういった私が出ていくことでいろんな難航する場合がありますけども、必要に応じてはそういった場面にも出ていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） この交渉というのは、私が考えるに、交渉事は人と人との人間関係の構築の中で、それでそれがずっと積み重なって、そして折り合ったところで落としどころを考えて、その結果が交渉事の結果につながるということを、私はそう思います。前回の交渉の場におかれまして、町長は行かれたにもかかわらず、向こうの司のほうからは、副町長クラスではなくて一般の職員さんが来られたようではございますが、そのときのお気持ちはどうだったの

かというのをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） そのときは、私のほうもいろいろほかの用も入っておる中で、担当課から相手にきちんと対応するというので、連絡をとった上で行ったわけでありまして、その相手方が、こちらから約束してあった人が出てこなかったような状況にありました。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） そのときのお気持ちはどうだったのかということをお聞かせください。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 気持ちとしては、約束して、向こうの方が日にちも設定した上で、出ていただくのがもう当然だと思いましたが、それにもかかわらずその場に出てこられなかったということは大変残念だったなというふうに思いました。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。

続きまして、4項目めの質問でございます。

下原堀川線の信号機設置についてお尋ねをいたします。

なぜ信号機が設置できないのか、またその理由と、設置可能であれば信号機設置の時期をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） お答えいたします。

なぜ信号機がつかなかったかということでございますけれども、当交差点につきましては、現在左折だけの暫定の供用開始ということで、大変ご不便をおかけしております。この交差点につきましては、下原堀川線の南側の工事着工の目途が立っておりませんでしたので、平成22年度ではT字での交差点で信号機を設置するというので、国交省及び警察と協議を進めてまいってございましたけれども、その交差点の突き当たり部分となりますバイパスの南側の民有地の入り口1カ所をふさがないと、バイパスの中央分離帯の撤去も信号機の設置もできないということで、現在での形というふうなところでございます。

先ほどもご説明申し上げましたように、平成23年度、今年度は、下原堀川線及びその交差点も含めましたバイパス南側の未整備箇所約3ヘクタールの工事を予定しておりまして、今年度中には信号機を設置していただくように警察の方にもお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。交渉の中で、どうしてもやっぱりあの信号がないと、住民の方々も不便なのかなというふうに思います。これから先、その信号が設置可能になるように努力をしていただきたいなというふうには思います。

続きまして、2番目の質問でございます。

2番目の質問といたしまして、菊陽町立菊陽中部小学校改築事業について3項目の質問をいたします。

まず、1項目めでございます。地域住民への説明は十分に行われているのかをお尋ねをいたします。

町長は、町のホームページや第3次菊陽町行政改革の中で、ここからが一番重要などがございますが、「町民の皆様の大げなお声やご意見を町政に生かし、菊陽町に住んでよかつた実感できるまちづくりの実現、住民とともに歩む人と自然に優しいまちづくりの推進」ということを明確に書いておられます。しかしながら、町長は、町民の大げな声を聞く場の説明会に出席をされておりません。6月2日の中部小に關しましての事業説明会におかれましては、地域住民の方々から幾つかの質問が出されておりました。その質問の中には、その場での回答を要求された質問も幾つかあり、菊陽町の長である町長が説明会に出席していれば、何らかの回答ができたはずではないでしょうか。

約45億円という莫大な予算が計上された事業の説明会に、町長不在で十分だとはとても私は考えにくく、十分な説明が行われたというのとはほど遠いのかなというふうには思います。このことに関しまして町長にお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 役場の、町の中でいろんな事業を進めているような状況であります。そういった中で、この学校関係につきましては教育委員会の所管ということでありまして、その担当、また教育委員会のほうから行きて、地元の方々に対しましてきちんとした説明を行いながら事業を進めているところであります。

そういうことで、仕事につきましては、いろいろ役割分担等もやりながら進めておるということでありまして、長として出なければならぬような、教育委員会の方から、その仕事を持つてる中で必要があつたとき、要請があつたとき、事前に内容等も聞いておりますし、どういった内容で行つてくるということも聞いた上で進めておりますので、私が行かなくても十分説明はきちんとできているものということで、またそういう結果であつたということは報告受けておりますので、必要な場合におきましては、その場面をとらえて、そういった対応はしていきたいというふうには思つております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。必要な場面というのは、町長が判断することではなくて、地域住民の方が判断するのかなというふうにと考えるとござります。

紙、もしくは口頭でその会議の内容をお聞かれになられるとは思いますが、やはりここは、その会議に出られまして、同じ空間の中で、同じ問題を肌で感じながら進めていくのが私は当然ではないのかなというふうには思います。

町長になると、やはり忙しくて、いろんなことがあるのかなとは思いますが、それにも増して、あの中部小学校の地域住民の方々には毎日かなり不安な日を過ごしてらっしゃるのかなとい

うふうには思います。それを考えれば、多少なりとも町長が行って、いろんな方とお話をしている中で、そうしていけばやはり住民の方は納得されるのかなというふうには思います。

先ほどもお話をいたしました、ホームページの中で町長は、「町民の皆様のご声やご意見を町政に生かし」ということを書いてございます。ぜひともこれは、もう中部小に限らず、今後いろんな問題が発生するかとはい思いますが、ぜひとも実現をしていただきたいというふうには思いますし、それを住民の方も望んでいらっしゃるのではないのかなというふうには思います。

それでは、先般の6月2日の地元説明会での住民からのご意見を町長は認識をされていらっしゃるでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今年度に入りまして、6月2日に、特に工事への影響の大きい、菊陽中部小学校に隣接する住民への説明会を教育委員会が開催しまして、事業説明等を行っているところであります。そういった中で、機会あるごとに、事業の進捗に当たって、担当課の方から説明を計画してまいりたいというふうにと考えているということで報告もあっておりますし、またぜひそのように地域住民の皆さんの理解がとれるような説明のほうは十分実施していくようにということで教育委員会等とも話しているところであります。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。報告がなされてると言われるならば、その報告書を見る限りでよろしいですから、今ご説明をしていただきたいというふうには思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 口頭での説明ということでありましたので、その内容までまとめたものまでは今のところ見ておりません。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） まだ大丈夫。

○議長（大塚 昇君） 3回だろう。3回です。次。

（「いや、議長の許可があればできますから」の声あり）

いえ、3回ですので、次へ移ってください。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。今のお答えを聞く限り、やはり町長の方はせんだっての会議の内容はご理解されていないのかなというふうには思います。

私がお教えします。住民の方々は、日ごろ、工事が始まれば、ごみ、ほこり、振動その他もろもろ、子どもさんがいらっしゃるでお昼寝ができないだとか、そういう報告がございました。こういうことがないように、ぜひ会議には出ていただきたいというふうには思います。

3回目ということで、2項目めに移らせていただきます。

さくら保育園の園児に与える影響はないのか、お尋ねいたします。

送迎の際の安全は確保されているのか、先ほども申しましたが、午後のお昼寝の時間には振

動、騒音、ほこりなどの問題はないのか、保護者向けに説明会は行われたのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

最初に、さくら園の一日の生活、それから開所の時間等について若干述べたいと思います。

最初に、開所の時間としましては、さくら園の方では、7時から19時ということで、18時から19時が延長保育ということで1時間なされております。お休みは、基本的に日曜と祝日ということになっております。ですから、土曜日は開所しているという状況がございます。

さくら園の一日ですが、7時から11時半が順次登園ということで、また課題遊び、それから基本的な生活習慣を身につけるという時間になっております。それから、11時半から12時30分でございますが、食事準備、それから食事、片づけという時間でございます。今議員さんもおっしゃられました、12時30分から15時、これがお昼寝の時間という形になっております。15時から16時、これがおやつという時間です。16時から18時でございますが、自由遊び、また順次降園すると、帰っていくという状況です。その後の18時から19時についてが延長保育という状況でございます。

このような活動があっている中での今回の中部小建設ということになります。もう本当に直近した隣接でございます。そういう中で、大型重機の作業による振動、騒音、これを最少に抑えるために、例えば建物の基礎の工法とか、大型の100トンクラスの重機とか使うんですが、こういう部分におきましても、無振動工法という形で、この部分については振動の起きないような状況の工法を採用しております。

それから、一番私のほうで懸念しております、盛り土であったり、掘削であったりという部分が一番振動関係が生じるのかなと思っておりますが、バックホーなどの建設機械は当然騒音対策車、これを使用するというようにしております。また、建物などの解体、当然皆様、今東京エレクトロンとかも解体しておりますが、相当な音が出ます。この辺につきましても、できる限り騒音の出ない機種を選定して施工に入っていきたいと。ただ、どうしても音や振動を完全に消すことはできませんものですから、その場合は、園児への影響関係を考えまして、騒音が出る作業につきましても、今言いました時間帯等、お昼寝、それからそういう時間を避けまして、日曜、祝日、その関係を実施して、安全面に配慮していきたいというふうに考えております。

ただ、それにつきましても、こちらの一方的なあれではできませんので、さくら園との協議の中で、可能な限り施工時間の調整を図って施工していきたいと考えております。

それと、一番懸念しておりましたのが、また送迎、保育園の送迎につきましても、当然今回の工事では、保育所の入り口から全部を、外周を全部道路を拡幅して広げてしまうという、それから駐車場の、送迎の駐車場につくりかえるという作業がございますので、この部分では、どうしてもその施工期間が、一番最初の年度、本年度からその辺が入っていくだろうと思いま

す。そういうことで、この部分については、送迎等による安全を確保して、駐車場の切りかえ、安全対策、通路関係の確保、このあたりを協議しながら対策して努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。ぜひとも事故のないように、工事は進めていただきたいと思いますというふうに思うわけでございます。

続きまして、3項目めでございます。

町長及び検討委員会のメンバーは、震災後、屋上のプールと3階の体育館建設をどのように考えているのかお尋ねいたします。

中部小学校の改築工事は、震災前に議会で決議はされましたが、現在建築確認を提出されているということでございます。

私が以前在籍をいたしました熊本青年会議所のメンバーが被災地を実際に訪れ、あの12メートルというスーパー堤防があちらこちらに転がる無残な姿を目の当たりにしたとき、愕然としたという報告を受けております。津波による被害も、ここまでは津波は来ないだろうという想定のもと、間違った判断をしてお亡くなりになられた方も多数いらっしゃるということをお聞きいたしております。このことから、自然災害に「想定」という文字は当てはまらないということも、町長はじめ皆さんも十分にご理解をいただけることだと思います。

東日本大震災から間もなく3カ月を迎えようとしています。私の友人もあの日被災をし、仙台での生活を断念し、バッグを両手に抱え、熊本に立ち寄り、1年間の期限つきではございますが、県の支援を受け、ご両親と3人で菊陽町の武蔵ヶ丘団地に移り住まわせていただいております。その友人に中部小学校の話をしてみますと、計画の見直しは考えられないのかという強い口調で問いただされたりもいたします。

東京電力原発の事故調査・検証委員長に起用された、「失敗学のすすめ」の著者で元東京大学工学部教授畑村洋太郎氏は、100年後に見たときに恥ずかしくない調査にしたいと抱負を語られており、これから生まれ変わる中部小を決して失敗だとは申しませんが、現在計画中の中部小を100年後に見たときにと考えると、非常に不安は募るばかりでございます。

福島県原発計画の時点では、このような事態は決して起こらないと想定されていたはずであり、これが自然災害の脅威なのかなと改めて考える次第でもございます。

これは町長に再度確認でございます。屋上プール、3階に体育館の中部小学校を、あの東日本大震災の被害をテレビ、新聞などでご自分の目でご覧になられ、どのように思い、どのように今お考えか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この東日本大震災、今議員が言われるように、本当に地震の後の津波、そしてまた原発事故も起きるとということで、非常にその被害の甚大さということにつきましては、これまで気象観測上ないような被害が出ておるような状況であります。

そういった中で、本町でもその耐震のために、この、いわゆる非常に危険度の高い中部小学校の今全面改築をとということで進めているわけでありまして、そういった中で、やはり今回の震災のところの被害を見てみますと、やはりこの地震、それにまたこの津波、この津波が、いわゆる横の方からもう想像もできなかったような津波が押し寄せたということで、甚大な被害が出るとということであります。本町の今進めております中部小学校につきましては、今回の震災後で、屋上のプールと3階の体育館の建築をどのように考えているかということであります。屋上のプールにつきましては、これも学務課長が会議のご質問の中でも答えておりましたように、平成7年に起きました兵庫県のいわゆる南部地震、阪神・淡路大震災、これが震度7、それから平成16年の新潟県の中越地震、これも震度7ということであります。それから、平成17年に起きました福岡西方沖地震、これは震度6弱ということではありましたが、屋上プールの被害状況について、担当課、学務課の方の話をお聞きすると、問題ないというふうに考えているところであります。今回のいわゆる東日本大震災の地震も、震度7ということでありまして、同程度で、この地震に足るような耐震基準によって設計ができておるとことであります。

それから、3階の体育館につきましても、新耐震基準で設計をしておるとことでありまして、こういった面から、今回の大きな地震は起きておりますけれども、そういった過去の地震の中でも、そういうことを踏まえたところの設計の基準になつとるということでありますので、安全性等については十分配慮した設計であるというふうと考えております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。私も、子どもであれば、プールが屋上の学校にぜひ通ってみたいと思うわけではございますが、やはり、先ほども申しましたが、100年後のことを考えてみますと、なかなか屋上プールというのはいまだに理解ができないというところでございます。

何名かの方は研修に行かれたということをお聞きしております。その研修先のプールつきの学校は比較的新しいものが多く、築40年、50年というところの現場を見られたという方はなかなかいらっしゃらないのかなというふうに思います。

後藤町長で例えさせていただくならば、後藤町長が学校といたしますならば、プールというたらいを持って、ずっと手を上に上げられて立っていらっしゃるのイメージをしていただきますならば、これが若いときにはいいかもしれません。ある程度揺れても何とか持ちこたえられると思います。しかしながら、だんだん高齢になってきて、これが学校なら、老朽化していくなれば、この果たして揺れに耐えられるのかなというふうに思います。当然足元もぐらつかれるでしょうし、そのぐらつかれば水も漏れるでしょうし、いろんな問題が考えてくるのかなというふうに思います。

菊陽町の事業は菊陽中部小学校だけではございません。今から先、いろんな高額な事業が待ち構えておりますが、やはり少しでも安く、そしてこれからの管理をする上で少しでも低コス

トになるように、我々も考えていきますし、ぜひともこれから皆さんとともに考えてまいりたいというふうに思います。

また、検討委員会のメンバーでございますが、聞きましたら、もう検討委員会のメンバーは仕事が終わったよということをお聞きをいたしました。ぜひともこの検討委員会のメンバーにも責任を持っていただき、あなた方が決めた小学校なんだよということをもう一回確認をしていただきたいなというふうに思います。

やはり我々は責任がございます。中部小学校がその役目を終える日まで、少なくとも今日お越しの皆様方は、ともに責任を共有し、中部小学校を見守っていく、そういった心構えが必要なのかなというふうに改めて思う次第でございます。

続きまして、3番目の質問でございます。新興住宅の防災対策について2項目の質問をさせていただきます。

1項目めの質問といたしまして、本町の消防団は現在5分団で編成されておりますが、消防組織のない地域を町はどのように考えているのかをお尋ねいたします。

菊陽町の4月30日現在における世帯数は1万4,284世帯でございます。消防団が白水地区で構成される1分団は743世帯あり、86名の団員数で割ると、1人当たりの受け持ち世帯は8.6世帯となります。久保田地区で編成される2分団は978世帯あり、79名の団員数で割ると、1人当たりの受け持ち世帯は12.4世帯でございます。原水地区で編成される4分団、5分団では、4分団が2,344世帯あり、70名の団員数で割ると、1人当たりの受け持ちは33.5世帯であります。5分団では、505世帯あり、団員数で割ると、1人当たりの受け持ちは7.2世帯であります。新興住宅を数多く抱える津久礼地区で編成される3分団においては、何と9,714世帯ありまして、団員の70名で割ると、1人当たりの受け持ち数は、これまた138.8世帯という、とても、1人当たりの受け持ち世帯が138世帯という数字で見ると、3分団が対応するには物理的にも非常に難しく、さらにはこれからも全国的に見て消防団員数は減少傾向にあると考えられます。

本年度作成された菊陽町地域防災計画書は非常によくできているとは思いますが、新興住宅の方々に理解をしていただくには少しだけ難しいのではないかなというふうに思います。人口増が著しい菊陽町において、消防組織のない地域を、私も消防団員の一人ではございますが、町長はどのように考えているか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） まず、ご質問の考えについてお話しする前に、今議員が言われましたように、本町の消防団は、要するに5分団、それと本部もございますけども、一応定数条例が460名になっておりますが、現時点では405名体制で行っております。その中で、今議員が、1人の団員が受け持つ人数ということでお話ございましたけども、私は、各分団ごとの、各地区をどれだけ持つてるかということであらうとお話しさせていただくんですが、第1分団、通称白水地区っていうことで、南の地区になりますですね、ここが6地区、管轄としては持つ

ております。それと、第2分団、これは久保田地区、ここが7地区を管轄しているような状況でございます。3分団はちょっと省いて、4分団、これは原水の西地区ということになりますけども、ここが8地区を管轄するような形になっております。それと、原水東地区、ここが6地区を管轄すると。本町の行政区、地区が62地区あるわけですけども、先ほど言われた3分団の部分ですが、ここが35地区を要するに管轄するような状況でございます。そういうことからしますと、3分団の管轄範囲というのは物すごく広い範囲になってきております。

これにつきましては、今議員が言われましたように、議員も団員でもありますし、幹部もされておりますから、その辺は重々ご承知かと思うんですけども、現在の団員数が条例定数に対して50人近く少ない状況等もあるんですが、これは先ほど渡邊議員、コミュニティーのお話でもあったんですが、地域の中でそういう意識といいますか、そういうのが大変重要になってくるのかなというふうには思っております。

新しくできた地域、通常自主防災組織っていう形になろうかと思えますけども、名称いろいろあるんでしょうけども、自主的に組織をつくられたのは、一番初めは武蔵ヶ丘団地でございます。これは昭和50年につくられたわけなんですけども、あの地域につきましても、その当時は若い方がたくさんいらっしゃったんでしょうけども、もう現在は高齢化されてるということで、なかなか組織運営ができないというような状況にあるということ伺っております。ただ、武蔵ヶ丘地区についても、近々また組織を結成されるというようなお話は聞いております。

各消防団、要するに班のない地域をちょっとお話ししますと、組織されてるところで一番古いのは今言いました武蔵ヶ丘地区なんですけども、その後杉並台とか、緑ヶ丘、南八久保、青葉台等々の地域で自主防災組織を結成されております。先ほどもお話がありましたけれども、共助という関係で、地域の中で、やっぱりそういう組織体系の中で、自分の地域は自分たちで守っていこうという意識を持っていただければなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。私も、やはり光の森の方々と話をさせていく中で、このコミュニティーという部分では非常に温度差があるなというふうに考えるところでもございます。しかしながら、あの周辺で火災があった場合には、今平野課長もおっしゃられたように、消防団の団員非常に減少しているところでございます。平日に火災があれば、なかなか、今農家の方々も少なく、非常に出動人員も減ってくるのかなというふうに思います。その中で、いろんな啓発活動もされていくなれば、ひょっとしたら自分で火を消せる方もいらっしゃるのかなというふうに思います。

なかなか消防という形で、切り口で住民の方々に説明をするときには、非常に難しいのかなというふうには思いますが、積載車などを持って行って、子どもさん方々と触れ合う中で、水

の出し方だとかそういうのを教えていけば、少しだけでも防災の役に立つのかなというふうに思いますし、そのためには私ども消防団も十分にお手伝いをさせていただきたいなというふうに思います。

やはり町が先頭に立って、この防災というところは、特に新興地域におきましては、言っていたほうが、なかなか消防団としてもとっつきにくいところがあるのかなというふうに思います。ありがとうございます。

続きまして、2項目めの質問ではございますが、先ほど小林議員からの質問もあり、また吉岡総務部長より明確なお答えをいただきましたので、2項目めの火災の際の消火活動の啓発活動は行っているのかという質問は割愛をさせていただきたいというふうに思います。

引き続きまして、最後の質問でございます。白水・久保田地区の振興について2項目の質問をいたします。

1項目めに、町長の選挙公約にあった白水・久保田地区の振興についての本年までの取り組みはというところの質問でございます。

振興とは、学術、産業などが盛んになることとあります。白水久保田地区の方々とお話をしてみますと、ほとんどの方々が産業の発展を望まれておられます。表現は余りよくはございませんが、白水・久保田地区の方は、「見捨てられた」と言われる方も数多くいらっしゃるのが現実でございます。

前々回と前回の町長の選挙公約にあった白水・久保田地区の振興について、鼻ぐり井手以外での本年までの取り組みをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この白水・久保田地区というのは、議員もご承知のとおり、いわゆる農業振興地域内にあるということでありまして、農業を中心とした産業の振興を図ってきたというところでもあります。農業生産基盤としての農道や用排水路等の整備、また認定農業者を中心とした農業従事者や各種農業生産組織・団体等への支援等を行っているところでもあります。

農道や用排水路等の整備につきましては、一部原水地区も含むところでもありますけれども、農道の整備につきましては、平成21年度が2,500メートルで4,500万円程度、事業費、それから平成22年度で約1,500メートルで2,100万円程度の整備を行ったところでもあります。用水路関係では、下井手地区の県営かんがい排水事業で、平成22年度に321メートルで約1億200万円程度の事業が実施されているところでもあります。

そして、原水東部地域も含め、白水・久保田地区の振興の一つとしましては、益城町、そして隣の合志市、嘉島町と組織しております市街化調整区域活性化連絡協議会の中で連携をとり、熊本県のほうに対しまして要望を続けてきました結果、集落内開発制度ができるようになったところでもあります。平成20年度から22年度の3年間で、久保田地区で13件、白水地区で8件の申請がありまして、本町においても、若干ではありますけれども、効果が出ている、少しずつ出てきているというふうに考えております。

また、市街化調整区域の見直しに当たりましては、平成20年2月にこの市街化区域編入の見直しの時期がありまして、その折に4カ所ほど出しましたけども、市街化調整区域の編入ができたところは、南受地区の1カ所で、全体4カ所で172ヘクタールほどのこの辺を、これは県の審議会あたりもあるかと思えますけども、そちらのほうにも含めて申請はしておりましたけども、非常に熊本都市計画区域の中での市街化の拡大、まだ開発されていないところもあるというふうな状況もありまして、0.4ヘクタールほどの編入がされたっていうふうなところでもあります。

そういった状況でありまして、企業誘致等につきましても、いろいろ、こちらの地域でいけないかというふうなところは、担当課のほうも通じましていろいろな活動はやってるところであります。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。地域の方々とお話をしてみますと、やはりまだまだ畑が多く、農業後継者も非常に少なくなっている地域でございます。その一方、バイパスを挟みまして北側におきましては、光の森をはじめ非常に発展するところがあり、同じ菊陽町なのかということをよく地域の方々は言われます。

私が考えるに、この菊陽町を支えてこられたのは、これまで税金をまじめに納められた町民のおかげであり、白水・久保田地区にお住まいの方々も町の発展のために頑張っておられ、その中で見捨てられたという言葉が聞けば非常に心が痛んでくるところでありまして、私個人といたしましても、何とかしてあげたいという気持ちでいっぱいでございます。

近年、企業の農業参入っていうのがいろんな紙面で踊っております。鶴屋も自分の土地でつくられた野菜を売られるそうですし、重光産業、味千ラーメンは、ニンニクだとかそういうのを契約をして売っていきたいということをおっしゃっておられます。

菊陽町といたしましても、そのような企業との提携を結びまして、あの白水・久保田地区でそのような事業をお考えなのか、お聞かせください。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この久保田・白水地区、農業振興地域内ということで、引き続きやはり、非常に今農業が置かれた状況厳しいところにあるわけでありまして、引き続きこの農業を中心とした産業の振興ができないかというのが、やはりさっき言いましたように、食を生産する農業でありますので、その辺非常に大事だというふうに思っているところであります。

そういった中で、今、最近商工会のほうも非常に、町の特産でありますニンジン、それからほかのものもできるわけでありまして、そういった産品開発の方にも非常に力を入れながら、そして農業を観光に生かせるようなところに持っていけないかということで、町の方も一緒になって、JAの方にも働きかけながらやっていかなければならないと思っておりますけども、そういった農業の振興を図っていきたいと思っております。

そういうところもありまして、一つの事例としましては、6月2日から売り出しましたニン

ジン焼酎もその一つでありますけども、そういった、この菊陽町でもう安全で安心ないろんな、吉本さんところもいろいろブドウとかやっておられますけども、そういうものを生かした農業がやっぱり、また今回の大震災等見ていると、やはり食を生産する農業というのは大事にしていかなければならないと思っているところでありますけども。そういった中に企業等も参入してくるということでもありますけども、いずれにしても、農家あたりもいろいろ法人組織をつくられるようなところも出てきておりますし、今若い人を、農家の方々がもうほとんど年中通じたようなところで雇われとるようなことを展開されよるところもあるわけですけども、そういった面で、この各種のそういった組織や団体等への支援ていうのは十分行っていきながらやっていきたいと思えます。

そして、新たな企業誘致につきましては、企業、景気の動向とか、進出情報の収集をしながら、農業以外の土地利用になった場合には、土地利用関係、いろんな法律ありますけども、そういったものと調整をとりながら進めていきたいというふうに考えております。

そしてさらに、市街化調整区域のこの活性化でありますけども、これまで同様、協議会の方と連絡して、連携をとりながら、いろんな農村部のほう、非常に菊陽町、都市化する中で、農村部を見てみますと、高齢化比率も上がっているような状況であります。そういったものの対策にもつながるようなこと、特に白水地区のほうでは、今鼻ぐり井手を地域活性化の基盤としたいというふうなところで、地元のほうでも大変盛り上がっているところがありますので、そういう面にも生かしていきたい、活用していきたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○3番（吉本孝寿君） ありがとうございます。鼻ぐり井手の振興という部分では、私が考えるに、今現在では少しこじんまりとしているのかなというふうに思います。佐藤議員も、サッカーをされたりとか、いろんなところで鼻ぐりのPRをされておられますが、この前熊本城に行きましたら、熊本城にも鼻ぐりのちゃんと絵が飾ってございます。もう少し鼻ぐりの活用も考えながら、白水・久保田の振興に努力をしていただきたいなというふうに思います。

2番目の項目でございますが、今後の方針ということで、白水・久保田地区における産業の発展についての町長のビジョンをお尋ねをしようと思いましたが、今お答えを先にさせていただいてありがとうございますというところでございます。

ニンジン焼酎の話もございましたが、やはり町民の方々からは、焼酎のブームもございましたが、焼酎はやはり飲める方が限られてくるのかなというふうに思います。20歳以上じゃないとお酒は飲めませんし。そうすると、ニンジンをツールとして考えるならば、ニンジン焼酎ではなくて、ちっちゃな子どもからお年寄りまで口に入れても大丈夫のような新たなブランドの確立というのも急がれるのではないのかなというふうに思います。

最後になりますが、来年になりますと、東熊本青年会議所による昨年の町長選に出されましたマニフェストの達成度を町民が検証するマニフェスト研修会が実施をされます。本年度は、蒲島県知事の検証会も8月に開催させていただきます。

町長におかれましては、これは町長のマニフェストを町民みんなが検証するというございます。いわば通知表でございます。一人でも多くの町民と語り、菊陽町の町長としてリーダーシップをしっかりと発揮していただき、検証会において町民の高い評価が得られるように頑張っていたきたいというふうに思います。

先ほど、司パチンコとの話の中で、相手方の社長が来られなかったということをお聞きいたしましたら、非常に残念だったという町長からの答えがございました。逆に考えますと、町民からは、いろんな会議だとか話し合いの場に当然町長が来るだろうと思って出席をされたにもかかわらず町長がいらっしやらないということは、町民の方々はどのようなお気持ちになれるかというのは町長が一番お分かりになるのかなというふうに思います。

1時間の質問ではございましたが、町長、町長と言って、非常に、どっちかっていうと、また先ほどの話に戻りますが、反対派じゃないかと言われがちでございまして、全くそういう気はございません。私も、ぜひとも後藤町長をサポートしながら、皆さんと同じ気持ちで、この菊陽町をどこにも負けない立派な菊陽町につくり上げていきたいというふうに思いますので、そのことをお伝えいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後 3 時13分

再開 午後 3 時23分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

芝和長君、一般質問を許します。

○9番（芝 和長君） 改めてこんにちはと言います。今日の最後の質問者芝でございまして。

想定外の大災害が3月11日東日本地区で発生をしました。この想定外というのは、これから私は使わないようにします。なぜならば、想定外と言えれば逃げの言葉になる、言いわけの言葉になると思います。いかに、どんなことがあっても、それはその内容を全部把握をしているのが当たり前であって、想定外で物が分かりませんでしたというふうな言いわけはやっぱりしてはいけないというふうに感じます。

近年、降雨、台風等の形態は、私たちが物心ついたころから、これらのことに起因する災害の受難地域は九州地方が多であったと思います。また、地震についても、東海地方の想定対策は大々的に研究、対策等が進められていきましたが、両者とも今はゲリラ的になっており、全国どこでも起こり得る状況であります。私たちは、これらの自然災害はもとより、人為的災害防止に努め、未来に負の遺産を残さないよう、長期的かつ効果的な最善の英知を集めて、災害に強い国の形成に努力することが現在の私たちの使命であると考えます。

いつどこで予測し得ないことが起こっても、対応、対処が速やかに実現できるよう、住民、行政が一体となって努力することが肝要だと思います。これは、私の一般質問については余り関係のないような文言でありますけれども、私たちは、もう自分が生きる世界から次の世界に移るときに、やっぱり負の遺産というものを残してはいけないというふうに努力するのが当たり前じゃないかなという気構えでございます。

それでは、本題の一般質問に移りますが、2項目、第5期総合計画の中で盛り込まれていますが、光の森複合施設建設について、細部は4項目あります。2項めに通学路の安全施策について、細部は4項目ありますが、これは質問席で行います。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 質問内容の第1項め、光の森施設建設について、これは第5期総合計画の中で、今年度、23年度当初予算で、仮称ですが、光の森総合施設基本設計委託料として1,995万8,000円が計上されているところであります。これで、再度この事業の内容について確認をしたいと思います。その意味で質問いたします。

まず、1項めの、再度建設の手段、これを明確にお答えください。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ただいまの光の森複合施設の建設の主眼はということで、人口の増加の著しい西部地域の町民の皆様のサービスの向上を図ることをメインに取り組みたいというふうに考えております。

具体的には、住民票の交付といったものの行います支所機能を持つほか、健康・福祉、生涯学習などの行政サービスを受けることのできる部屋、室、そういったものや、地域コミュニティーの場としての会議室のある複合施設を構想しています。子育てや健康、生涯学習、コミュニティー活動などもでき、安心し、充実した生活や暮らしを支援する複合施設にしたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 住民のサービス、これの向上を目的とするというふうに最初申されましたが、いろいろな内容的にはその他の附帯するものがあると思います。仮に支所だけの機能だったら、名称を変えて、ほかの建築項目を主眼的に持ってきた方がいいんじゃないかなと私は考えるわけですね。支所というのは、一般の住民のサービス向上には必要でありますけれども、それはほんの役場の中の分家でありますから、大した内容ではないと思うんです。しかし、いかにこの施設が町民の皆さんに有効に使われるかと、どのような形態をもって使われるかということが大事じゃないかと思います。例えば今言われよったとおり、健康増進だとか、あるいは児童館の問題とか、そういうものをクリアできる施設にしてもらいたいと。支所というのは、私から言えば、単に間借り生活でいいんじゃないかなというふうに考えております。

そのような内容ですので、次にこの施設の規模、内容等の概要を、若干1項めに述べられま

したけども、これを詳しくもう一回お願いします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 施設や規模の内容を詳しくということでございますけれども、施設の規模や内容につきましては、先ほどおっしゃられました本年度の予算の中で基本設計を予定しております。今そういう段階でございます、これから、質問の3番目の項目にもちよつと入るかもしれませんけれども、これから住民の皆さんの意見も聞いて、いろいろ進めたいというふうにも考えております。

また、施設の規模や内容を決定していく際には、財源のことも考慮する必要がありますので、すべて町単独となりますとかなりの費用になるかと思えます。補助や交付金制度の中で採択される事業内容にする必要があるかとも考えておまして、そういった制度の中で制約を受けることが出てくる場合があるかもしれませんし、そういった内容につきまして、これから詳しく詰めたなというふうにも考えております。

そう申しましても、先ほど申しましたように、支所機能のほかにも、健康・福祉、生涯学習などの機能、あるいは光の森地域の人口も相当増えてきておりますので、そういった地域のコミュニティーの場としての機能、そういったものを施設にも盛り込むようにしていきたいなというふうにも考えております。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 内容等については、今細やかにある程度説明がありましたけれども、この規模というのは大体どれぐらいの費用が見込まれているのか、その辺を伺いたいんですが。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） ただいま申しましたように、これから住民の皆さんの意見を聞きましてしっかり組み立ててまいりたいと思っておりますし、それに住民の皆さんの意見を聞きます前に、庁内でいろいろ詰めておる内容はございますけれども、しっかりしたものとしましては、これから意見を聞いて詰めていきたいと思っておりますし、その中で内容等も変更になる可能性もあるかと思っております。

それと、先ほども申しましたけれども、やはり単独ということじゃなくて、いろんな交付金事業等の中で採択いただけるものがありましたら、そういった形で事業を進めなければならないと考えておりますので、そういった事業との兼ね合いあたりも今後発生する可能性もあるというふうにも思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 今の回答の内容では漠然としておりますけど、土地の取得計画は幾らですか。そういうことを頭に描いて、やはり行政の立場としては、これぐらいの規模で大まかに青写真をつくっておかないと、ただ住民の意見を聞くばかりじゃ進歩しないと思うんです。大体土地の価格は、公共用地の北と南で約21億6,000万円かかっているわけです。高価な土地です

よ。今までの各地区の町民センターとか三里木の婦人の家とか、ああいうところの施設を見ると、私の目から見ると、あれは今の菊陽町の町勢、町の力からすると非常にせこいという感じがします。なぜならば、あれは責めても仕方がないと思いますね。その当時の人口の比例とかそういうものに対応できるように設計建築をされたと思います。しかし、今はもう3万7,000、あるいは4万、4万7,000というふうに目標を立てておられるわけですから、それに見合うだけの、将来を見越して、菊陽町の顔としてどこにも恥ずかしくないような施設の建物をつくっていただきたいと。その中には、充実したいいわゆる児童館だとか、健康増進だとか、生涯学習の場とか、そういうのがすべて、ああ、これは立派な建物だ、これは立派な施設だというふうになるようなものをやはり思い描いてもらいたいと思います。

それは、やっぱりその段階は、町民の意見を聞く前に、やっぱり庁内でいろいろな、町の財政問題とかいろいろありますけれども、そういうものを各所掌の課が持ち寄ってやはり検討していくべきであって、住民の皆さんの意見を聞いてから、いろいろ細部あるいはその青写真の完成はいいけれども、やっぱり庁内で検討するという状況にあるわけですから、事前にある程度の大まかな完成図あるいはその状況を把握してやられるべきだと思います。

3項めに移りますけど、住民に対する意見集約及びその方法と手段はいかがですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 住民の意見の集約及びその方法をということですが、先ほども申しましたように、住民の方の意見というのはたくさん聞いてまいりたいと思っておりますので、住民の意見の集約の方法につきましては、いろんな手法もあるかと思っておりますけれども、これまで申してきましたように、地域の方々を交えて建設検討委員会を設置しまして、その中でご意見やご要望をお聞きしながら集約をしまいたいというふうに考えております。

それと、この建設検討委員会にいきます場合につきましては、先ほど議員申されておりましたけれども、庁内でもやはりプロジェクトチームを立ち上げて、いろんな検討を行っております。その中で必要施設等の検討も行っておりますので、そういった内容というなのはいろいろ、どういった検討をやっておるかというなのもお話ししながら、さらに住民の方のご意見を聞いてまいりたいというふうに考えておるところです。その後、確定させていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） いろいろ今説明をしていただきましたけど、2010年3月議会に私が質問をしたときに、検討委員会は6月5日に第1回目を開いたと。これから第2回目には至っていないという、その当時の回答なんですよね。それで、21年度以降の実施計画を策定するに当たり、個々の施設の位置づけをしているというふうにお答えがあつてるわけですよ。その中で、建設の実施状況、計画、作業の進捗状況、地域の意見等の情報公開をと私が質問をしました。そのとき町長は、検討委員会等で内容の検討、要望等は町のホームページ等で発信するというふう

にお答えになったんですが、ホームページは開設されたんですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 今現在行っておりますが、内部の職員によります検討委員会という事で、6月3日、先週も開催したとこなんですけども、そういった中で、内部の意見としての集約を図っております。

先ほど申しました建設検討委員会といいますのが、住民の方を交えた建設検討委員会ということで、職員で詰めました内容をある程度基にしながら、住民の皆さんの意見を聞いてまいりたいなど。住民の皆さんの意見を聞く中で、ある程度事業規模等も確定させていきたいなというふうに思っておるんですけれども、その中で検討されました内容あるいは提示します計画等、そういったものにつきましては、なるべくホームページ等におきまして、あるいは場合によっては広報等、いろんなものを使いまして、お知らせする時期が参りますれば、そういったお知らせはできる限りやっていきたいなというふうに思っております。

ただ、今の段階では、内部の検討資料だけですので、まだホームページ等を通じながら皆さんにお知らせするような状況ではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 分かりました。内部の検討だけだからということですけども、やっぱり基本設計の委託料が今年度予算で計上されて、それが認められたわけですね。それから、もう検討委員会の発足をというような感じなんですよ。しかし、それではある程度の、じゃあ1,995万8,000円の根拠は、何をもってその設計料の根拠を出したんですか。その辺を説明してください。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 先ほども申しましたように、基本設計を進めて、今後、これから業者選定等を行いまして、作業の方を進めていくことになっていきますけれども、そういった中で、先ほど申しましたいろんな機能、生涯学習の機能、あるいは保健機能、コミュニティー機能、こういったものも盛り込んでまいりますし、意見を聞く場合にも、基本設計を積み上げていくに当たりましては、設計業者の方にもそういった場にも出ていただきながら詰めてまいりたいと思っておりますので、そういったさまざまな活動を含めて委託料の金額の積算をやっていったというような状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 私にはちょっと理解しがたいような状況なんですよ。その状況というのは、なぜ理解できないかということ、基本設計を委託されるときは、ある程度の、やっぱり住民あたりの意見が集約されて、こうなってますよというの、もう既にそこまでの段階でできていなきゃおかしいわけなんです。その業者に頼んだときに、こういう要望もあります、ああいう要望もありますって次から次に来るんじゃなくて、それだったら基本設計料の出す基礎とい

うのは分からないわけですよ。段々段々、これはちょっと学務課長には悪いけど、当初の中部小学校の建設費用が26億円ぐらいだったのが、もう四十何億円で段々膨れ上がっていったわけですね。そういうふうになってくる状況もあるわけですよ。だから、やっぱりその辺は、青写真はちゃんとつくって、ある程度確認をしてから設計段階に行くというのが僕は作業の手順じゃないかなと思うんですけど。そうでないと、ただやみくもにやって、意見を聞きましたからって、1億円のものが3億円になりましたって、そういう無責任な感じはいけないと思うんですよ。やっぱり建設費用は10億円、その中の内容はこういうものだ。これで設計を、住民の意見の集約をしたらこうなっております、ほいで設計をして何ぼになるかという話の方が僕は持っていきやすいと思うんですよ。

私がお家をつくるときも、そういう内容で言いましたですね。概算5,500万円かかっても結構です。その内容は、こういう広さで、こういう物品を、この会社の物品をこういうふうにそろえて、この5,500万円という値段でつくってください。僕は建設会社に注文をしたわけです。その中で、結局僕の意図するところが違うんだったらこれは違いますよって、この物品が私が希望するものじゃない。僕は、その概算見積もりで、自分なりに計算をして出してるわけですから、大体わかるわけ。そういう段階を経て、家をつくりました。それと行政が物をつくるのも同じじゃないかなと、そのように感じるわけですよ。

だから、一つの目的があって、どういうものを備えて、どういうお金をつぎ込んで、完成をさせるというのが、役場がやろうが、住民の一個人がやろうが同じじゃないかなと、手順としては、そういうふうを考えるわけですけど。だから、やっぱりその辺がもっと詰めて、基本設計に至るまでには、やっぱり住民の意見も十分聞いて、庁内の意見とすり合わせて、業者に委託をするのが当たり前じゃないかなと私は考えるんですが、その辺は町長いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今総合政策課長が申し上げましたけども、内部の方ではいろんな、こういった施設が必要じゃないかというふうなところは、今いろいろ詰めをさせとるわけでありませうけども、そういったものと、そして地域の住民の皆さんのこの建設検討委員会の方の意見も聞いて、どういうことを盛り込んでいくかというふうなところを詰めた上で、この基本設計の方を発注していくというふうな形になると思います。

それで、まだ具体的にきちんと積算していないというふうな状況なものですから、事業費についてはそういった中できちんとしないと、また金額がいろいろ動きますと、そういった面の問題点もありますので、その辺は慎重を期していくように指示しとるものですから、答弁が非常に苦しい答弁しておりますけども、その辺はきちんと詰めた上で出していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 今の町長の回答で我慢をしましょう。しかし、中部小学校もさりながら、光の森に総合施設が建設をするというかは、後藤町長が、何期されるか分かりませんが、

退任後にも、長い歴史の中で、立派なものができるというふうに残るような業績を私は残してもらいたいと思うのでこういう質問をいたすわけです。決してやみくもにどうのこうのと言っているわけではありません。やっぱり光の森に総合施設ができたのは、あれは後藤町長が町長時代に立派に仕上げてもらったから、みんな町民も、あるいはとりわけ光の森地区以西の方々が喜んでいうふうに後世に語り継がれるようになってもらいたいと思います。

それで、4問目の建設完成に至る工程表を示せと書いてありますが、非常に難しい問題だと思いますけれども、ある程度の工程表はやっぱりつくっていただきたいと。学務課長は、小学校の工程表、非常に立派なものをつくっておられますね。あれを見れば、我々もうすぐ理解できるわけですから、そういうのもつくっていただいて、住民に知らせてもらいたいと思います。その辺、お答えをお願いしたいんですが。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 建設に至る工程表を示せということですがけれども、現在進めていますスケジュールを申しますと、国の交付金制度の採択の動向を勘案する必要はございますけれども、25年度の着工を今目指しているところでありまして、順調に進みますと、本年度、23年度が基本設計と交付金の申請を行いたいなど、基本設計を行いまして、交付金の申請まで終わりたいと。それと、24年度、交付金の採択、それと実施設計まで終了しまして、25年度工事着工というような形で進めているようなところでございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 今言われたとおり、工事が順調に進捗をすることを願いますけど、大体の建築費の見積もりというのがどれぐらいなのか、それが私はちょっと気になるんですが。さっき言われた、例えば土地の取得は何ぼか合わせて21億6,000万円でしょう。その辺で、やっぱりせこいのをつくられたんでは、土地だけがなくて建物は安いのかって思うから、大体その辺の概算をちょっともう一回お願いします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 先ほど町長も申されましたけども、具体的な数字になりますといろいろ不都合が出てくる場合もございますので、今、もう本年度基本設計に入っておりますので、その段階で建設検討委員会等で示していきます内容につきまして、提案しましたら、もう都度都度住民の皆さんにもご報告してまいりたいと思いますので、すべてまっさらというようなことではございませんので、しっかり内容の方には庁内の方で詰めていっております。そういう状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） やっぱり苦しいところがありますから、それ以上は追及しませんけども、やっぱり概算で幾らっていうつもりはお持ちになっておると思うんですが、やっぱり希望する私たちとしては、立派なものができるほしいというふうに思うわけです。建設完成後に、町民の皆さんが「何だ」というような感じではいけないから、あれは後藤町長が立派なものをつく

ってくださったという感じを持てるような費用なり、あるいは内容の充実した施設をつくっていただきたいと思います。

次に、2項めの通学路の安全施策についてということでお伺いをいたします。

まず、1項め、小学校の通学路の安全施策についての見解をお尋ねします。

今、光の森の5町内までが武蔵ヶ丘小学校に通っております。これは、光の森という団地ができて初めてあの通学路が浮かんできたわけです。その辺の対策あるいは安全施策についての見解を伺いたいと思うんです。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、通学路に対する安全策の見解ということで、大枠でお話をさせていただきたいと思えます。

今芝議員の方でおっしゃられましたように、武蔵ヶ丘小学校、こちらの児童が、1町内から5町内で449名、これは5月1日現在の児童・生徒でつかんどるところですが、この生徒が武蔵ヶ丘中学校の、今時間規制しとりますけども、武蔵ヶ丘中学校の前付近から玄武堂というところを歩いておる区間がございます。この部分をそういう状況で通学していると。もちろん集団登校ということをお願いしてるところではございますが。それから、中学生のほうも、また時間帯は若干遅くなりますが、武蔵ヶ丘中学校の生徒が、大体小学生が通った後ぐらゐに通ってくるというふうな状況になろうかと思いますが、135名が逆方向から武蔵ヶ丘中学校へ入ってくるという部分で、非常に大量の児童・生徒が通る、芝議員が一番懸念されてる部分ということでございます。

そういう状況の中で、大きな見解としましては、学校の通学路の安全施策では、法律的な話は余りしたくないんですが、学校保健安全法という中で、責務について、国、県、地方公共団体、設置者という形で責務について触れられております。それぞれ国、地方公共団体、学校設置者、学校、地域について規定されておまして、しかしこの通学路の問題は、児童・生徒の命にかかわることですので、国、地方公共団体、学校の設置者、菊陽町でございまして、学校、保護者、地域の方、地域の警察などが連携して通学路の安全確保を行っていくという部分で大きくは見解として持っているところです。

○議長（大塚 昇君） 一般質問中ではございますが、やがて午後4時になりますので、会議時間延長の件をお諮りいたします。

一般質問が終わりますまで会議時間を延長したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定しました。したがって、このまま会議を続けます。

芝和長君。

○9番（芝 和長君） 武蔵ヶ丘小学校の件だけで申し訳ありませんけど、やっぱり西小学校の沖

野とか新山、それから杉並台、これらの通学路も非常に狭隘なんですよね。ほんで、やっぱり通学をさせるということは、やっぱり子どもの安全が第一だと思いますね。今の段階では、どこの通学路も安全策というのは後手後手にいってるわけです。南小学校、国道443号線の、リハビリセンター病院ですか、セントラル病院ですか、あそこから道明の方に行く、あれ歩道もありませんしね、非常に車の通行は多いわけです。やっぱりそういうふうにして、建設課の方にも一回要望したんですけど、歩道をつくっていただきたいと。なかなか早急にはいけないと、実行できないというような状況であります。

私が考えるに、物とかお金というのは補償できるんですけども、人の命は補償できないわけですね。もうそこでもし悲しいことが起こったら、それでストップするわけでしょう。両親あるいは兄弟、家族全部、それから友達もやっぱりそこで、その瞬間にその人との行動やら思い出というのはストップしてしまうわけですね。そういう状況で、我々は絶対補償することはできないわけなんですよ。そういうことですので、安全施策というのは、これでもかこれでもかというぐらいにやっぱり十分やるべきであって、中途半端ではやっぱり後で悔いが残るんじゃないかなというふうに私はいつも考えております。

私が、もう7年前ですか、6月30日に菊陽町に転居してきました。1日に住民票登録をして、2日の日に私は、孫が1人、小学校6年生がついてきましたので、それを連れて、今の通学路を経由して学校に行ったんです。しかし、わあ、これは大変だな、これはもう道は狭いし、信号機もないし、横断歩道も表示をしてない、危険きわまりないと。私は、やっぱり自分の娘から預かった孫ですから、安全を絶対守ってやらなければいけないというふうな気持ちで、次の日から2町内の子どもたちが集まって、公園で通学路の班の編成をいたしまして、それでそれが順次出ていくように。そのときに、やっぱり先頭に立って行って、交差点では誘導して、また最後の子もたちと一緒に行って、それで中学校の前のあの狭い、中学生と混合する場所も通ります、そして側溝に非常な欠陥が見つかって、あれを何年間も見過ごしたという県の土木課もさることながら、ああいう完成点検になぜ町の建設課あたりは異議を申し立てなかったのかというふうないろいろな疑問を抱きながら、ずっと町会議員になってからも2年間、あるいはその後は時々しかできませんでしたが、子どもたちと一緒に通学をしながら、しかし私の仕事は、子どもを守ることであることですが、議員になったからには、通学路の整備を第一に考えて、これを行政なりが実行に移していただきたいというのが本務じゃないかと思って、一生懸命文句をいいながら要望したり、質問をしたりして過ごしたわけです。

そういうことですから、この2項めの通学路の安全点検の責任者というのは明確にされているのかどうか、その辺を伺いたいんですが。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、通学路の安全点検の責任者はということでございますが、先ほども申しましたよう

に、この法律に規定されているということではございませんでした。そういう中でございますが、やはりおのおのが責任を持っていることというふうには考えております。

先に進んでよろしいでしょうか。規定されておりましたけども。

(9番芝 和長君「うん、分かった」の声あり)

○議長(大塚 昇君) 芝和長君。

○9番(芝 和長君) これは非常に、明確には定義できないと思うんですよね。私もこういうふうな疑問を持って質問をしたいと思いましたが、これはやっぱり難しいだろうなど。私も難しい。これは、やっぱりだれが責任者じゃなくて、やっぱり家庭が、あるいは教師が、あるいは行政が、そういうあわせたとこの責任であろうと考えておりましたので、今の回答で満足しましょう。

次に、通学路の安全を守る責任はとありますが、この辺についても考えをお願いします。

○議長(大塚 昇君) 学務課長。

○学務課長(松本洋昭君) ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

前の質問で述べておりませんので、若干お答えを、前の質問のお答えをちょっとつけ足させていたきたいと思います。

また法律の話になって申しわけありませんけども、どうしてもこれが基本になってしまうということになりますので、この法に基づきまして、第27条になるんですが、学校においては、児童・生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童・生徒等に対する通学を含めた学校生活、ここが非常に大きな部分ですが、その他日常生活における安全に関する指導、職員の研修、その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならないというふうにならされておりますので、各学校において、学校及び保護者などにより、安全で、現在なんですけど、以前からこういう形で取り組んでおりますが、各学校において、学校及び保護者などにより、安全で最良の通学路を検討されまして、学校から通学路の指定がなされております。通学路の点検として、校長は、通学路に支障がある場合は、学校の設置者、うちでいいますと菊陽町になりますが、への支障の旨を申し出ていただきまして、学校の設置者、菊陽町は、関係機関と連携しまして必要な措置を講じるということを進めているところでございます。

この前段がございまして、今芝議員がご質問いただきました部分に入っていくわけですけども、この通学路の問題は児童・生徒の命にかかわることということは申したところでございますが、国、地方公共団体、学校の設置者、学校保護者、地域の方、地域の警察などが連携すると、そして通学の安全対策を確保していくものと考えております。当該学校の設置者である菊陽町の責任があることは当然のことと考えております。

本町では、責任を果たすために、取り組みとして、国、熊本県、警察などへ働きかけと、通学路の点検、登下校のパトロールの実施を行っております。また、学校においては、学校安全委員会、それから校区の青少年健全育成協議会、それから学校の安全ボランティアの関係の

方々に登下校時の見守り活動を実施していただいております。また、その他の方につきましても、輪を広げるという意味で、以前いろいろ問題があった後ではあったんですが、見守り隊と、名前は見守り隊という形で、グッズ関係、帽子からたすき、それからベスト、そういう形で名称はつけておりますが、対組織としては組んでおりませんで、学校からの依頼に応じて、各見守りに立てる方をお願いして輪を広げていくというような依頼活動にも取り組んでおります。

以上のような状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 今る説明をいただきましたけれども、義務教育施設は教育委員会の所管であって、それからそれに伴う施設整備の予算措置、それから執行、契約等は町が責任を負うわけですね。町が責任を負うということは、町長が全責任を負うわけですから、そういう役割分担ができておるわけです。

そういう縄張りのなものだけでなく、協力をして、やっぱり完成をしていくというのが最終目的でありますので、これはあっちの所管だ、これはこっちの所管じゃなくて、そういうふうにお互いに協力をして子どもの安全を守るのが第一だと、そういうふうには私は思います。

次に、3項めの、武蔵ヶ丘小学校の光の森から通学する子どもたちが通る武蔵ヶ丘1町内と2町内の通学路、いわゆるこれは町道ですね。いろいろ整備をされてはおりますけれども、非常に狭い道路ですね。さっき学務課長が言いました、小学生が約450名、ぱっと西に向けて通るわけですね。それから、西の方から中学生が自転車あるいは徒歩で来るわけです。どうしてもやっぱり、お互いに右側通行、左側通行やってますけど、やっぱりはみ出すわけです、子どもたちは、どうしてもはみ出す。そうすると、後ろのほうから車が飛ばしてくると。非常に危険な状態ですね。今の武蔵ヶ丘の町内会長の西田先生なんかは、一生懸命やっけていただいております。私もあそこら辺に行ってみ守っておりますけども、やっぱり怖いんですね。怖いということは、恐怖心がやっぱり子どもにずっと植えつけられる状況にもあるわけです。ほいで、あそこでは、今は事故がないからいいけど、車が歩道に飛び込んできて子どもたちが亡くなるというケースは新聞等でいつも報道される場面がありますですね。非常に、絶対的安全というわけにはないわけです、やっぱり。

そこで、この通学路の7時半から8時半の間、車両の進入禁止は東側からは今現在できているわけですね。これを西側からの進入禁止の措置はとれないか。いわゆる1時間だけ、歩行者天国じゃないけども、子どもたちの通学路天国にすることはできないかということなんですが、その辺、どのようにお考えですか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（平野誠也君） 交通規制という観点から、私の方でちょっと答弁させていただきます。

今議員もおっしゃいましたように、東側からの部分は7時半から8時半まで1時間、東から

は入れない状態です。ただ、今現時点で、言われましたように、西の方から車が入ってくるといふことには、現時点では今そういう状態でございます。

仮に西側を1時間規制でストップさせたとすれば、お互いから入ってこれませんよね。ただ、その周辺から中に入り込むという現実が出てきます。だから、要するに今までの生活道路に新しくまた車が入ってきて、その路線の中に入ってくるといふ可能性は出てくるわけです。あそこを全面的にストップってなれば、要するにその路線にある交差点の部分も規制をかけないと、もう車は自由に出入りしてくるような形になります。

東側からの規制というのは平成19年2月からかけておるんですけども、それまでの経過等については議員も十分ご承知だと思います。それは関係機関である警察とか公安委員会、それと一番問題なのは、地元の皆さんのご協力と理解がないとなかなかその規制というのは難しいところがございます。

その期間も当然要するわけですが、このことについては、今議員も言われましたけども、その路線の地元である7町内の西田区長さんは毎日立ってあそこを、ご指導もされてもおりますし、見守っておられるところでございます。もう頭が下がる思いなんですけども。先ほど学務課長も申しましたけども、うちの場合はスクールパトロール隊がおりますんで、通学時においてはそこを重点的にやってくれということで指導もしてるというような状況でございます。ですから、規制というのはすることはいいんですけども、その辺は十分やっぱり検討してやらないと、地域の皆さんにまた不便をかけるという面もあるということもお考えいただきたいと思っております。

ただ手をこまねいてるわけではないんですけども、あの路線については、先ほど7町内の自治会からも何とか安全対策を講じてほしいというような要望書もいただいております。確かにあの路線自体に歩道をつけるというのはちょっと現実的にはできないのかなということから、何といたしますか、それが有効かどうかはちょっとあれとしましても、何か即効性のある対応ができたらというふうになら今思っているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 非常に難しい問題じゃあると思います。しかし、難しいからといっていつまでも回避しといたら改善はできないと思うんです。だから、これはできる、これはできない、やっぱりその辺の検討を十分にして、できる範囲からやっぱりどうかと思っております。住民の方の意見としては、出入りの、その中の方の車の移動というのは余りない、僕もよくあそこへ立って見てるんですけど、ないように思うんです。特に西部町民センターのほうから上がってくる車が左折をしてどンドン来るというような状況なんですね。やっぱりそれで、本当は時間帯にチェックをすれば一番いいんですので、車両の進入等、私も時間がないので、このごろはそういう行動を余りとれないんで困っておりますけども、やっぱり光の森地域内の道路の信号機の要望のときは、1週間毎朝決まった時間に行ってチェックをして、車が何両通っ

た、何両西から、東から何両というふうにして、そういうデータを集めて町に要求したこともあります。だから、そういう住民の方の協力度というのをやっぱり勘案をして、いつまでもできないということではなくて、やっぱり行動を起こしていただきたいと私は思うんですけど、その辺は町長いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この箇所につきましては、私も朝の登校時に、交通安全期間中でしたけども、現場見ましたけども、やはり非常に、言われるとおりの、子どもたちが行き来しとるような状況で、危険性の高いということでありまして。何らかの、特に7町内の方からも、毎日西田会長、現地見とられまして、要望書等も出てきておりますので、いろんな制約は受けておりますけども、何らかの方策を早急に対応できるようなことはないかということで総務課にも詰めさせておりますので、そういった対応を考えてみて取り組みたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君。

○9番（芝 和長君） 非常に難しい問題があると思います。私がおこへ来る前に住んでいた東京の四番町付近では、幾つも路線のあれがシャットアウトになって、車は1時間ストップでした。そのかわり、子どもたちは安全に小学校に通ってたという状況がありますので。

普通の歩行者天国じゃありません、要望するのは、通学生の安全を守るための歩行道路です。下通りあたりの買い物あるいはぶらぶら散歩のための歩行者天国じゃない、そういう意識を私は持つておるわけです。そういうものと同一にされたら困るわけですから、やっぱり子どもの安全を優先して守ってあげるのが私たち大人の責任じゃないかなど。だから、やっぱりその辺はよく、速やかに検討、いろんな場面を想定をして、いろんなことを想定をして、検討をしていただきたいと。そして、子どもたちが安全に楽しく通学できるように、また友達が悲しい思いをしないためにも、早急に手を打っていただきたいというふうをお願いをいたしたいと思います。

以上、るる述べましたけれども、以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 芝和長君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

なお、明日も一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後4時18分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成23年6月9日（木）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議事日程(3日目)

(平成23年第2回菊陽町議会6月定例会)

平成23年6月9日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 中岡敏博君 | 2番  | 野田恭子君  |
| 3番  | 吉本孝寿君 | 4番  | 吉山哲也君  |
| 5番  | 渡邊裕之君 | 6番  | 坂本秀則君  |
| 7番  | 石原武義君 | 8番  | 甲斐榮治君  |
| 9番  | 芝和長君  | 10番 | 岩下和高君  |
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君  |
| 13番 | 川俣鐵也君 | 14番 | 加藤眞佐男君 |
| 15番 | 上田茂政君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 梅田清明君 | 18番 | 大塚昇君   |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 3番 | 吉本孝寿君 | 4番 | 吉山哲也君 |
|----|-------|----|-------|

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |       |                |       |
|-------------------|-------|----------------|-------|
| 町長                | 後藤三雄君 | 副町長            | 中富恭男君 |
| 教育長               | 赤峰洋次君 | 教育次長           | 水上孝親君 |
| 総務部長              | 吉岡典次君 | 福祉生活部長         | 眞鍋清也君 |
| 産業建設部長            | 松本東亞君 | 会計管理者兼<br>会計課長 | 阪本修一君 |
| 総務課長              | 平野誠也君 | 総合政策課長         | 吉野邦宏君 |
| 財政課長              | 實取初雄君 | 税務課長           | 阪本浩徳君 |
| 人権教育・<br>啓発課長     | 堀川俊幸君 | 福祉課長           | 渡邊幸伸君 |
| 健康・保険課長           | 村田節子君 | 介護保険課長         | 宮本義雄君 |
| 環境生活課長            | 大山陽祐君 | 町民課長           | 山崎謙三君 |
| 武蔵ヶ丘支所長           | 堀川正信君 | 農政課長           | 荒木一雄君 |
| 建設課長              | 松村孝雄君 | 都市計画課長         | 坂本恭一君 |
| 下水道課長             | 今村敬士君 | 商工振興課長         | 吉川義則君 |
| 総務課長補佐<br>兼庶務法制係長 | 服部誠也君 | 図書館長           | 堀行徳君  |
| 学務課長              | 松本洋昭君 | 中央公民館長         | 矢野陽子君 |

生涯学習課長 佐藤清孝君

農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程に従って、前日に引き続き一般質問を行います。

傍聴者の皆様に申し上げます。

本日はご多用の中、傍聴においでいただきありがとうございます。

会議中は、私語や拍手などはされないようお願い申し上げます。

福島知雄君、一般質問を許します。

○12番（福島知雄君） 皆さんおはようございます。

議席番号12番の福島知雄です。よろしくお願いいたします。

3月11日に発生しました東日本大震災から明日で丸3カ月になります。懸命な復旧、復興が行われておりますけども、依然として、その計画が明確になっておりません。その大きな原因は、福島原発事故による放射能漏れが大きな障害になっていると同時に、情報が二転三転する中で、菅総理の指導力あるいは判断力の欠如で、防災対策も後手後手になった結果だというふうに思われます。また、外交では、尖閣諸島沖中国漁船衝突問題あるいは北方領土問題等多くの問題、多くの難題も展開が見えていない状況の中です。そういった中、内閣不信任案が提出され否決されましたけども、菅総理の退陣は規定路線というふうになっております。日本経済界でも、国難にあっても政局に終始する現政権離れが顕在化しているようであります。国民不在の党利党略あるいは政権争いの茶番劇とか映りません。主権者である国民のことを最優先に政治を執行していただきたいというふうに思います。そのようなことをかんがみながら、私は町民主導の政治を心がけ、是々非々で町会議員としての責任を果たしていきたいというふうに思っております。

本日の質問事項は、2項目にわたっております。1項目めが子育て支援について、質問要旨としましては1つ目が私立保育所への国、県、町の運営費負担額はどうなってるかということ。2つ目が私立幼稚園へ私立幼稚園就園奨励費補助金が執行されておりますけども、その金額はどうなっているのか。3番目が私立幼稚園の入園料の補助をぜひしてほしいということです。4番目が保育園の延長保育時間を午後8時まで実施してほしい。現在、午後6時から午後7時までが延長保育時間となっておりますけども、これをさらに1時間延長をしてほしいということですね。5番目が日、祭日におけるに平日並みの保育サービスをぜひ実行してほしいということです。

質問事項2つ目が総合交流ターミナルの施設について、これ通称さんふれあというふうに呼

ばれておりますけども、これは昨年の12月の定例議会で質問しておりますけども、再度の質問になります。3項目にわたって進捗状況を質問いたします。あとは通告に従いまして質問席にて質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） それでは、質問事項1番目の子育て支援についてということですが、本町には私立認可保育園が3園であるわけですが、その園を運営するに当たりましては、国、県、町がそれぞれ運営費の負担をしております。それと、保護者からの保育料で、その園の運営がなされているということでもありますけども、国、県、本町それぞれの負担額をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） おはようございます。

議員のただいまのご質問にお答えいたします。

私立の認可保育所の運営にかかわる費用につきましては、児童福祉法により市町村が支弁するとされております。その額は、年齢ごとの保育単価に当該入所児童数を乗じた合計額となります。

また、年齢ごとの保育単価ですが、保育所の所在する地域、定員、施設長の設置の有無、それから福祉の経験年数、特別保育の実施の状況などにより決められます。

例を挙げますと、熊本県で90人定員の保育所で定められた要件を満たしている標準的な保育所においては、児童1人当たりの月額額はゼロ歳児が16万7,000円程度、1歳児及び2歳児が10万円程度、3歳児が5万円程度、それから4歳児及び5歳児が4万3,000円程度となっております。また、市町村が支弁する額に対しましては、国及び県が負担金として市町村に支払うこととなっておりますが、この負担金の額は、市町村が私立保育所に支払う支弁額から国基準の保育料を差し引いた額の2分の1を国が、4分の1を県が負担することとなっております。平成22年度の実績を申しますと、町内の私立保育所への支弁額の合計は3億1,789万140円で、国の負担分が1億303万1,580円、県の負担分が5,151万5,790円となっております。また、町の負担分は保育料を差し引いて9,265万330円となっておりますのでございます。

以上でございます。

あ、失礼しました。町の負担分は保育料を差し引いて9,026万5,330円となっております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） はい、そのとおりですね。間違いありません。

それでは、その町が実質負担している9,026万5,330円、これを対象児童数一人頭に換算しますと、どのくらいの金額になるわけでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 1人当たりということですが、これを入所児童1人当たりで見ま

すと、合計額が年額108万6,606円、国負担分が33万229円、県が16万5,114円となっております。

また、町の実質負担分は28万9,313円となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） ということは、一人頭約29万円、切り上げて29万円ぐらいになるわけですね。ということは、実質保護者に補助しているというふうにとらえられるかなと思いますけれども、その辺どうですか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 実質負担分ということですので、保護者負担というふうに、ほぼ保護者負担というふうなことで理解していただいてよろしいかと思えます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） はい、わかりました。

それでは、実質町の負担金29万円は保護者の補助金というふうにとらえ方でいいということですので、そのように理解をしておきます。

それでは、次の私立幼稚園就園奨励補助金はどのようになっているかということですが、平成22年の実績でも結構ですから、お願いします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、22年の実績ということでございますが、前段として、私立幼稚園の就園奨励事業について若干ちょっと述べさせていただきますと思います。

この事業は市町村が事業主体ということになっております。それから、所得に応じた保護者の経済的負担の軽減と公、私立幼稚園間の保護者負担の価格の是正と、これを目的としております。それからまた、幼稚園の入園料及び保育料、これを軽減し、就学前教育の普及充実を図るための事業ということになっております。また、私立幼稚園就園奨励費補助金につきましては、本町に在住し、私立幼稚園に幼児を通園させている世帯に対して幼稚園に在籍する児童の入園料、それから保育料、これに限定しまして減免する制度であります。減免を希望する各世帯の所得、これがどうしても基準になるんですが、各世帯の所得額に応じて減免額を決定し、補助するものであります。また、財源でございますが、こちらは国からの補助金と町の一般財源ということになっております。

お尋ねの平成22年度の実績でございますが、本町の幼稚園児562名おありまして、うち世帯の町民税所得課税額なんですが、この額で判定していくという形になりまして、上のほうで、その額が18万6,000円以下となる489名を対象に、園児1人当たり補助限度額を、一番低い方のほうで4万3,600円、1人当たりでございますが、から29万9,000円を支出しております。これは国の方で限度額が定められております。合計額としまして、実績が4,969万6,400円の補助を行

っているという状況です。また、この補助金は、国からの補助金でございますが、そのうち1,159万1,000円、補助率3分の1弱という状況になります。残りが町の一般財源ということでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 一般財源から3,810万5,400円支出をしているということですね。対象人員が489名、町内に1つしか幼稚園ありませんので、そこには大体310名前後児童数がおるかと思えますけれども、それを差し引きますと、町外の幼稚園に行っている子が大体160名か70名ぐらいいるということですね。そういう計算になるかと思えますけれども。この一般財源3,810万5,400円を単純に対象人員489名で割りますと、まあ大体7万8,000円になるかと思えます。つまり児童1人当たりに対して7万8,000円、いわゆる先ほどと一緒に保護者に補助しているというような格好になるかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいま福島議員がおっしゃられた計算方法でございますが、実際町内在住、美鈴幼稚園、こちらが町内でございますが、これも含めまして計算しまして489名が補助対象人員になりますので、一応1名当たり、押しならしなんですけど、10万1,600円程度という形になろうかと思えます。

（12番福島知雄君「計算間違っていない。3,810万5,400円を489人で割ればそうなりますか」の声あり）

あ、はい。総額が、補助金額が4,969万6,400円というところで、支給人員が町全体在住……

（12番福島知雄君「いえ、あのね、私が言ってるのは、町からの一般財源支出が3,810万5,400円ですよ。これに対する対象人員が489名、これを一人頭に換算すると幾らになるかということです」の声あり）

はい。これにつきましては、福島先生がおっしゃられたとおりでございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） はい、わかりました。

それでは、3番目の私立幼稚園の入園料の補助はできないかということでもあります。町内在住の子どもが町内の私立幼稚園に入園するとき、保護者に対して入園料の補助はできないかということで、要はこの件を提案するに当たりまして、1番と2番の質問をしたわけでありませうけれども、1番、2番の答弁の結果でわかりますように、認可保育園に通っている園児の保護者には大体年間29万円補助していると、片や幼稚園に通っている児童の保護者には年7万8,000円の補助であるということですよ。この差はもう歴然であります。同じ菊陽町の子どもというのに、保育園児と幼稚園児の幼稚園に対する補助の差が余りにも大き過ぎるということであるかというふうに思われます。税を執行するに当たって、これは公平公正に欠けるんじ

やないかというふうに思いますけども。

実はですね、ここに大津町の資料があります。私立幼稚園入園料補助金ということで、対象を大津町に住所を有し、町内の私立幼稚園に幼児を入園させ、入園料を納付した保護者、補助額が園児1人当たり年、上限が2万5,000円ということですね。ただし、実際の入園料納付額が限度額を下回る場合は納付額を限度としますということで、隣町の大津の例を今出したんですけども、町長は子どもに未来をと、若者に夢を、働く者に生きがいをということを掲げておられます。本町においても、ぜひこの私立幼稚園の入園料の補助を行っていただきたいというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、保育所と幼稚園の相違点というところでご説明をまずさせていただきたいと思えます。

入園料の補助につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金の中に算入されております。その計算は、公立、私立の幼稚園の入園料と保育料を国で調査されております。で、保育料の全国平均から1カ月分の保育料平均額を算出されております。これは毎年でございますが、一方入園料の全国平均額を算出され、これを保育料に換算しますと、おおむね保育料の3カ月分、これが入園料という部分で出てきております。この結果から、保護者が1年間に負担する分を保育料に換算しますと、保育料ですね、こちらのが12カ月分、それから入園料が3カ月分ということで、15カ月分を負担されているという部分でございます。このような計算に基づき、国からの補助限度額という形で示されまして、毎年度これに応じて町の方で積算して、所得に応じて積算して補助を執行しているということで、本年度は国が定める園児1人当たりの限度額が4万6,800円から30万3,000円ということで示されております。また、これにつきましては先ほどから申しますように、所得と兄弟関係で幅が持たせられているという部分がございます。そういうことで、町内の幼稚園での1年間の保護者負担額が、これは美鈴幼稚園さんの実績なんですけど、こちらのが30万6,000円が保育料と入園料のみという形でいきますと、そのぐらいの程度になっております。

この関係から換算しますと、おおむね一番補助の高い方ですね、こちらのほうが、さきに述べましたように30万3,000円で補助金を行っているという部分もございます。ただ、全員ではございませんので、ここはそういう部分でございます。

それから、保育所と幼稚園でございますが、保育所につきましては、市町村の方に、市町村が保育に欠ける場合ということで限定されておりますが、保護者から申し込みがあったとき、それらの児童を保育所のほうで保育しなければならないという義務に課されているという部分が1点ございます。

それから、幼稚園でございますが、幼稚園につきましては学校教育法等で一応義務教育ではございませんが、幼稚園も一つの学校ということになっております。ただ、幼稚園につきまし

ては町に対する国の義務というものが課せられていないと、そういう部分で、まあ努力義務関係は生じてまいりますが、そういう部分で町のどうしても保育所と幼稚園に対する町の負担する費用という部分が変わってきているというところではないかというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 課長の答弁はよくわかります。しかし、課長の答弁の中では、保育園は厚生労働省の管轄であると、幼稚園は文科省の管轄と、その違いがありますよということと言いたかったのかなというふうに思いますけども、それは重々承知しているところであります。ただし、保護者から見ればそういうのは関係ないわけですよ、全く。要は、同じ住民でありながら、町税を払っている中で、これだけの子どもを育てていく中で、これだけの差があるということですよ。だから、その国の基準等ありますけども、要は町で子育て支援として、ぜひこの入園料を執行してもらいたいと、補助してもらいたいということなんですけども、先ほど課長のほうで、町内には美鈴幼稚園が1園あるということで、幼稚園設立の希望が非常に多いんですけども、政府のこども園というような案がありますし、その方向もまだ一定まだ見えておりません。そういうことで、なかなか社福法人も、そういった施設をつくるのに二の足を踏んでいるのかなというふうに思いますけども、仮に美鈴幼稚園には大体310名前後通っているんですけども、その半分ぐらいは町外から来ている園児さんなんです。毎年100名程度が卒園し、100名程度が入ってくるということで、新入園児が大体50名ぐらいなんです、新入園児がですね。仮に、その50名に、要するに50人の保護者に年2万5,000円補助しても年間125万円ですよ、金額はですね。子どもというのはよく言われますけども、将来の日本を担う、あるいは地域を担うと、もう宝であるというふうに町長も言われますよね。職員の課長の皆さんもそういうふうに思っているかと思えますけども、そういうことを考えますと、年125万円、大事な子どもを支援するのにできないかということですけども、この辺どうですか、町長。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 私立保育所の分と私立幼稚園の分ですけれども、今、学務課長のほうが説明いたしましたように、保育所につきましては、これは児童福祉法に基づいて、これはもう国、県、市町村の義務ということで国庫負担等が伴いまして、国から出る金も国庫負担金と国庫補助金、それから委託金と、最近はまだ一括交付金等もありますけども、そういう中で区分がされておりまして、保育所につきましてはこの町の責任の中で、いわゆる保育に欠けるところの子どもたちについては、そういった責任のもとでやるということで、この国の負担する分、県が負担する分、町が負担する分というのが決まっているわけでありまして、町立保育所につきましては一般財源化されたということで、交付税の需要額ベースに入っているような状況ですけども、私立保育所については今も、そういったこの負担割合によって、国のほう、県のほうから金が来て、それに町のほうが負担しておるということでありまして、

そして、私立幼稚園につきましては、これはこの名称が私立幼稚園就園奨励補助金というこ

とでありまして、いわゆる町のほうが責任持ってそれを負担しなければならないというものはなくて、補助制度であります。そして、今補助しているものの中に保育料と、それから入園料の方もこの中に含まれてこの奨励補助金を出しておることで、それを国が3分の1、実際は3分の1の70%程度といますので23%ぐらい、残りの分はすべて町の方が負担しておる状態となります。そういうところで、幼稚園のほうの入園料と言われますけども、入園料の方もこの奨励補助金の中に含まれておるといふことをご理解をいただきたいと思うところであります。

大津町の方はされておりますけども、これは大津町は町立の幼稚園と、それから私立の幼稚園がありまして、その私立のほうの入園料の差の分を大津町はされておりますけども、公立の幼稚園を持っておられる県内の団体を見ますと、大津町のようにやっておられるところはないようです。大津町の場合も、町内のいわゆる私立幼稚園に通っておる子どもたちが対象で、町外の方には対象になってないんじゃないかと思えます。そういうことで、本町の場合も美鈴幼稚園は108人ぐらいだったですかね。そのほかの分は、ほかの市内とかいろんなところに行っております。そういうな状況で、今後子ども園等の動きもあっておりますので、そういった中でどうこの2つの制度が見直されてくるかということはあるんですけども、現状の中では支援補助金の中で入園料の分も見ておるといふことをご理解をいただきたいということでもあります。今後の動きによって、その辺の見直しがまた出るかもしれませんけども、現状としては入園料の分も奨励補助金の中に入れておるといふことをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 国の基準あるいは県の基準、そういうのは十分わかりますけども、この差ですよ、この補助額の差、これをどのようにとらえるかということです。

幼稚園就園奨励補助金の中に、その入園料の補助が出ているということですけども、それでその内訳はどうなってますかね。内訳をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これにつきましては、先ほど学務課長が申しあげましたように、保育料が12カ月分ですね。それと、いわゆる入園料の方が3カ月分ということだったと思えますけども、詳細につきましては学務課長のほうから答えさせていただきたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 計算としましては、先ほど申しましたように毎年、国のほうから補助額の検討額が示されてまいります。例えば、22年度で申しますと、今先ほど、先ほど申しましたのは23年度の単価で申しましたので、23年度の単価でご説明したいと思えます。

まず、上限のほうは30万3,000円ということで支給されております。30万3,000円を単純に15カ月で割っていただくと、月々の2万200円という保育料が換算されます。これに3カ月分でございますので、6万600円ということになります。これは高額の支給の方になります。ただ、ランクがずうっとありまして、一番低額の方につきましては4万6,800円、これは所得とお

子様の数、この関係で変わってまいりまして、所得の高い方についてはどうしても4万6,800円程度しか支給されませんので、これの15カ月がこれが入っておるということになりまして、保育料は月額3,120円の補助しかない、これの3カ月分ですので9,360円というような入園料に該当とするというようなランクに応じてのシステムになっているという状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） わかりました。これはまだ改善の余地があるかというふうに思いますので、ぜひ改善に向けた検討を進めていただきたいというふうに町長をお願いしておきます。

それで、次の保育園の延長時間を午後8時まで実施すべきではないかということですが、これは昨年の9月の定例議会で一般質問をしております。現在、保育園の延長保育時間が午後6時から午後7時までとなっておりますけれども、さらに1時間延長していただいて、午後8時までできないかということで提案をしたわけですが、昨今共働き世帯というのが大変多くなっておりまして、その勤務状態というのも多種多様でありまして、特に菊陽の場合は都市化が進みまして、熊本市方面の勤務状況というのが大変多く見られます。熊本市に勤務したときに午後7時まで当町の保育園まで帰ってくるということは、大変厳しい時間になるわけですが、そういったことで、昨年の9月、保育園の延長をしていただきたいというふうな質問をいたしました。

課長答弁では、そのときの答弁として、近年は共働き世帯や就業形態の多様化等により、定時の送迎が難しい事例がふえてきていると推測される。今後は、保護者を対象にアンケート調査し、保育士の雇用勤務体制や保育所の現状を踏まえ、時間延長を検討するということでありました。町長答弁としては、早急に実態調査をし、必要であれば予算、体制を整え、新年度、いわゆる23年ですね、に向け取り組むことができればというような答弁であったかと思っておりますけれども、進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） ただいまの質問にお答えいたします。

保育サービスの充実につきましては、町としましてもできる限りの配慮を行ってまいりました。

具体的に申しますと、今年度から、もみじ園、みどり園、なかよし園の土曜保育について、午前中の半日から1日実施へと、すべての園で実施を、また今まで実施していなかったなかよし園の延長保育の実施もスタートいたしました。保育所の延長保育時間につきましては、公立、私立合わせた10園において、午後7時まで実施しております。しかし、就業形態の多様化に伴いまして、勤務時間帯も変化していることから、延長保育の時間延長のニーズを把握するため、昨年10月に私立も含めました11園について、保護者855名を対象としたアンケート調査を実施し、82%に当たる702名の回答を得たところでございます。

主なものを幾つか挙げてみますと、延長保育をどの程度利用していますかとの問いに対し、

現在の延長保育をほとんど毎日利用しているという方は57名、月に4から6回利用しているという方が45名、月に1から3回利用しているという方が101名、ほとんど利用していないという方が417名という結果が出ております。

また、何時になれば仕事等で困ることはないですかとの問いに対しまして、午後7時までで不都合なしという方が148名、午後7時半までになれば困ることなしという方が57名、午後8時までになれば困ることなしという方が46名との結果が出ております。

この結果を受けまして、延長を含めて検討しました結果、職員の配置やローテーション等の勤務体制が整わず、夜間の危機管理上の問題があることから、現時点では午後8時までの延長保育を実施していないものです。しかし、ニーズは今後増えることも予想されますので、今後の検討課題というふうにさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 光の森キャロット保育園では午後8時までやってるわけですね。はい。

これは啓発も重要になってくるかなと思うんですよ。午後8時まで延長保育をしますよというような町民に対する案内といいますか、そういうことをしていく必要があると思うんですけども、やはり今後勤務形態というのが、これ後で、またちょっと触れますけども、日曜、祭日出勤というのが大手企業では今取り上げられつつありますよね。今後、そういった形、あるいは自由出勤、既に熊本でも自由出勤をとっている企業はあります。そうなれば、午後から出て夜8時、9時まで仕事をするというような事業所も多く出てくる可能性もあります。やっぱり将来を見据えた政策をとっていく必要があるというふうに思いますけど、場当たり政策じゃなくて、先取りをして、その町民の要望にこたえていくというのが行政の責任じゃないかというふうに思いますけども、今後具体的な計画を持ってないのか、ただ単純に検討しますで終わるのか、その辺県とどのように検討するのか、質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 先ほども申しましたとおり、職員の配置やローテーション等の勤務体制及び夜間の危機管理上の問題もございますことから、それらをクリアしたところで実施に向けていきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 夜間の危機管理、それは必要であれば当然すべきでしょう。ですね。これ同時進行じゃないんですか。同時進行すべきだと思いますけどね。例えば、夜8時まで延長保育しますよと、したいけども、夜間の危機管理に問題があると、だからしませんというのはちょっとおかしくはないですか。当然、それは同時進行していくべきでしょう。違いますかね。どうですか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） やはり8時までというふうになりますと、特に冬におきましては暗く

なります。そういう中で、子どもはもちろん保育士におきまして、駐車場までの距離とか、あるいは周りに民家がない保育所も幾つかございますので、そういうところも含めましてクリアしていかなければいけないというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） ぜひこれ前向きな検討をしていただいて、その8時までの延長保育、これは全園とは申しません。例えば、西のほうに1園、2園、あるいは東のほうに1園、2園とか、そういった形でも結構ですので、ぜひ前向きな実施できるような検討をお願いをいたしまして、時間もありませんので、次の質問に移ります。

日曜、祭日における平日並みの保育サービスを望むということでもありますけども、これも昨年の9月の定例会で質問いたしました。これは、いずれの園でも実施されてないというふうに思いますけども、町民のニーズが大変多様化している現在、時代に合った町政運営をしていくのが町の責任であるというふうに思っております。9月の課長答弁では、アンケート調査し、保護者のニーズの多い園や保育所の勤務体制及び園の状況を踏まえ、検討していくという答弁が出ておりますけども、結果どうだったでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） ただいまの質問にお答えいたします。

日曜日や祝祭日に実施する休日保育につきましては、公立と私立含め実施しておりません。日曜日や祝祭日の保育に関しても、同様にアンケート調査を実施しておりますので、ご紹介いたします。

日曜、祝日にお子さんを家で保育することができない場合がありますかとの問いに対しまして、よくあると答えた方59名、時々ある181名、余りない163名、ないが262名との回答がありました。

よくある、時々あると答えた人に、保育ができないのはどのような場合ですかと聞いたところ、両親とも仕事と答えた人が214名、その他が23名で、さらにそのような場合どうしましたかとお聞きしましたところ、実家や家族に預かってもらうが154名、仕事を休む39名、認可外保育所に預ける6名との結果が出ております。

アンケートの結果からは、日曜、祝祭日に開園する必要性は薄いものと思われまして、また家族の触れ合いを大切にしてほしいとの願いもあります。

ただし、東日本大震災の影響により、土曜、日曜日に営業を実施する企業も出ておりますので、今後必要に応じて検討する場合があるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） アンケートの調査は必要ないというような意見が多かったということですが、これ回収地域によっても違うかなというふうに思いますけども、家族に預ける、あるいは仕事を休むとか、家族に預けるというのは、新興住宅では余りできないのかなというふ

うに思いますけども、やはりこの菊陽出身の方であればですよ、近くに実家がある、あるいは兄弟がおる、そういうところに預けることはできますけども、町外から菊陽町に転入された方々というのは、そういったところがないわけですよ。そういったところに、かゆいところに手が届くような政策をとっていくのが町の責任なんです。今課長も言いましたけど、東日本の震災で電力不足というのが今問題になっております。それを解消するために大手企業では、先ほど言いましたけども、日曜、祭日出勤というのが、平日休んで日曜、祭日出勤という体制を取り入れている企業が今出てきてるわけです。今後もこれは広がっていくのかなというふうに思いますけども、これもやはり特に菊陽の西地域では子どもさんが大変多いわけですよ。そういったところからでも実施すべきだというふうに思いますけども、その辺どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） 確かに西の地域におきましては子どもさんの数も多うございます。先ほど申しましたように、今後またいろいろ検討させていただきまして対応したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） ぜひ時代に合った、町民のニーズに合った町政運営をしていただくようお願いしまして、質問事項2番目に入らせていただきます。

総合交流ターミナルの施設について、通称さんふれあというふうと呼ばれておりますけども、今回質問する3項目についても昨年の12月に質問をしております、再度の質問になるわけです。

まず、1番目の利用客の安全確保のため施設正面入り口、南側のスペースに車寄せ、あるいは車が旋回できるようなロータリーの整備ができないかということで質問をしておりますけども、進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

総合交流ターミナル利用者の多くが西側駐車場を利用しておられますが、駐車場からおきた来店者は、進入道路を横断して店内に入らなければなりません。この道路は駐車場に進入する道路でもあり、業務用の荷物を搬入、搬出する車や、北側の駐車場におりるために使用される道路でもあります。来店者がこの道路を横断する際の安全対策の向上や利便性の向上を図ることが必要だと思っております。このようなことから、南側玄関前のスペースを利用して、乗降場等を設置することに関して、さんふれあと協議を進め、また交通安全上、警察にも助言を受けながら、今年度設計を行うこととしております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 今年度に設計して24年度施工ということですかね。大変ありがたい話

で、利用者にとっても利便性が高まるかなというふうに思われます。ぜひ24年度第一・四半期に整備をしていただければというふうに思います。課長、お願いしますね。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） はい、利便性が伴いますので、なるだけ早くできればと思います。以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） ぜひ再度申しますけども、第1・四半期で実施できるようお願いをいたします。

それでは、2番目の駐車場に進入する道路を駐車場の西側に移設すべきではないかということで質問をしております。これについても進捗状況をお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

駐車場を利用する利用客が進入道路を横断することで安全確保の心配が出てまいります。進入道路を利用して総合交流ターミナルの西側入り口に農産物等の搬入が行われています。また、身体障がい者の駐車場も設置してありますので、重要であり必要だと考えております。しかし、西側の駐車場への進入道路は、利便性の向上につながると考えられますので、さきに述べました乗降場を含めて車の流れを総合的に勘案してから本年度設計を行いたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） ぜひ今年度設計するという事ですから来年度の施工を目指して、これも第一・四半期にぜひしていただければ大変利用者としても助かるかなというふうに思います。そういったことでお願いをしておきます。

それから、次の3番目ですけども、利用客の憩いの場である大広間に舞台設置のための増築を望むということで質問をしております。このときの農政課長答弁では、大広間では演奏会、舞踏会、カラオケ等多くのイベントが開催されている。毎回利用者、ボランティアによる仮設舞台を設置してもらい利用いただいている。舞台設備の有無が集客力アップに影響する。建築基準法等を確認しながら検討していくという答弁であったかというふうに思います。また、町長答弁面では、施設の使用目的、景観等を考慮しながら検討していくということでありました。進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） この舞台設置の増設につきましては、営業面に与える効果等について、さんふれあ側と協議しているところであります。費用対効果等を考慮して、低コストで構造的に建設が可能か、検討を行っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 町長の答弁の中に、このさんふれあを道の駅的な施設にしたいというような答弁もあってましたけども、ぜひこれも舞台設置をしていただきたい。今、町長もご承知のように、この施設では毎月催し物があってますよね。町長もごらんになったかと思えますけども、この舞台設置ができれば、ますますこういった事業といいますか、イベント等が数多く行われていく可能性もあります。町外からも使用の願いが出てくるかなというふうにも想像されます。そうなれば、当然この施設の温泉の売り上げ、あるいは農産物の売り上げとともにつながっていき、大きな経済効果を生むというふうに思っております。

それで、私が現地に行きまして私なりに調査をしましたが、東のグラウンドの方に仮に二間、舞台設備のために増築したとした場合に、アバウトで大体600万円前後でできるんじゃないかというふうに思います。そういった、そのくらいでできるなら、その投資額というのは、もう何年もしないうちに回収できるかなというふうに思っております。その辺はどうか、町長にお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、今議員が言われたようにボランティアの方々によって、いろんなイベントをしていただくことで集客の拡大、あるいは来ておられる方に対して、それを楽しみにされておられる方もおられるということで聞いておりますので、検討させておるところでありますけども、また一方で景観の関係もありまして、別のほうからは、あそこに来て広間でゆったりとして外の景観ですね、クヌギが植えてあって公園等、その遠望に望めるということで、そういうことも大事にしてもらいたいなということもありますし、さらに今さんふれあのほうともいろいろ打ち合わせをさせておるところでありますけども、さらにできてからも10年以上たったということで、いろんなところで補修等も必要なところも出てきてるようです。そういうのも含めまして合わせた中で、金額的にも安く上がれば、さらに使用する上でも非常に利便性が出るということで、その辺を十分詰めさせておりますので、もうしばらくその辺、今年の中で十分検討させるようなところはさせておりますので、もうしばらく時間的にちょっともらいたいなというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君。

○12番（福島知雄君） ぜひこれお願いしたいんですけども、この施設は現在第三セクターで経営されてますよね。当然赤字に陥らないように、じゃ黒字経営するためにはどうしたらいいかということになりますけども、当然それを運営するためには、お客の集客と、利用者の集客というのが問題になるわけですよね。そのためにはどういった運営をしていくか、あるいはどういった先行投資をしていくかということになるかと思えます。やはりここに来たお客さんをいかに歩どまりをよくするかじゃないかと。ただ温泉に入って素帰りするんじゃなくて、温泉に入ったら、そこに少しでも長い時間滞在をしていただくと、そうなれば当然そこに消費が発生してくるわけです。そういった政策をとるためにも、この舞台設置というのは、大きな要素

を持ってるんじゃないかなというふうに思います。町長答弁では、いましばらく時間を下さいということですので、ぜひ町長も今後この毎月1回ないし2回、催し物があつてるかと思いませんけれども、ごらんになっていただき、私もしょっちゅう様子を見に行きます。ごらんになっていただき、前向きに検討していただいて地域の拠点となるよう努力をしていただくことをお願いしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 福島知雄君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時55分

再開 午前11時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤竜巳君、一般質問を許します。

○11番（佐藤竜巳君） おはようございます。

平成23年度第2回菊陽町定例会の一般質問に対して、ただいま大塚議長のほうからお許しをいただきましたので、町民を代表いたしまして質問させていただきます。

質問事項は、今回は4項目あります。最初に、地球温暖化防止のための取り組みについて、2番目に農業問題について、3番目に鼻ぐり井手について、4番目に菊陽空港線延伸について、この4項目を質問したいと思いますので、後は質問席のほうから質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 質問事項第1、地球温暖化防止のための取り組みについてですが、これは私が当選した平成15年から、この温暖化については非常に質問をさせていただいております。我が南方地区の皆さんがゴーヤカーテン名所づくりに取り組んだ結果、県代表で環境省主催のストップ温暖化一村一品の大作戦全国大会2008年で審査委員特別賞を受賞しましてから毎年苗づくりから植えつけまでしているゴーヤを使用した緑カーテンを町と連携しながら、家庭や学校などを対象に普及を進めてきました。また、CO<sub>2</sub>削減効果だけでなく、お互いの交流を図るために、紫藤会長が町、県、全国に広げることを目的とし、4月6日に発足した「グリーン（ゴーヤ）カーテン菊陽」に対して、今後町はどのような支援策を考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 環境生活課長。

○環境生活課長（大山陽祐君） お答えいたします。

議員ご質問の「グリーン（ゴーヤ）カーテン菊陽」の会の皆様方につきましては、環境保全、地球温暖化防止の問題で日ごろから大変お世話になっているところでございます。本会につきましては、広報5月号でもご紹介申し上げたところでございますけれども、改めまして、その概要

をご説明申し上げます。

本会の発足は本年の4月でございまして、その母体となりました南方グリーンクラブは、南方区の方で数年前からゴーヤカーテンの普及を精力的に行われてきました。今、議員ご紹介のとおり、一昨年にはそのご活動が認められまして、環境大臣指定の全国温暖化防止センター主催のストップ温暖化全国大会一村一品の中で特別賞を受賞されていらっしゃいます。また、会の中心的な存在でもいらっしゃいます南方区の紫藤和代様におかれましては、県の地球温暖化防止推進員としてもご活躍をいただいております、昨年は熊本県の環境賞という知事表彰も受賞されていらっしゃいます。いずれの賞も町のほうからご案内、ご推薦申し上げました栄えある賞でございまして、この2つとも町の広報でご紹介申し上げたところでございます。

さて、このような経緯を踏まえまして、今回は4月から南方区だけではございまして、このグリーンカーテン、具体的にはゴーヤカーテンを全町内に広げようということで新たな組織としてのスタートを切られました。これがおっしゃった「グリーン（ゴーヤ）カーテン菊陽」の会というものでございます。

そのご活動の目的あるいは基本指針は、町と連携した環境保全、温暖化の防止、環境学習や啓発活動などでございます。具体的な事業としましては、ゴーヤカーテンの設置あるいはその支援、講座、講習会の開催、環境学習への支援などを上げていらっしゃいます。また、知恵を生かし楽しみながら循環型社会を目指すということを会のモットーにもされていらっしゃいます。

この地球温暖化防止対策としましてのグリーンカーテンの普及は、町といたしましても2年前から計画的に行っているところでございます。昨年、一昨年と園芸について高いご見識とご経験をお持ちのお二人の方のご支援、ご指導のもとに、紫藤様にもご参加いただきまして、公共施設を対象とした講習会を開催したところでございます。役場、学校、保育園、町民センターなど、町内23の公共施設、公共的施設におきまして、住民啓発用を主目的、役場そのものも節電等も兼ねましてゴーヤカーテンを設置したところでございます。そして、今年これを町としましても町全域に広げるために、会と方向性は一緒なんですけれども、会の皆様方とタイアップをお願いしたところでございます。先月の5月には、町の講座としまして、町内7カ所の町民センターでグリーンカーテンの講座を開催していただきました。約250名の町民の皆様方のお申し込みをいただいたところでございます。また、講座生、町関係施設、その他を含めまして、2,000株を超えるゴーヤの苗も会のほうでご準備いただきまして、町として深く感謝しているところでございます。昨日なんですけれども、町の図書館の方にも会の皆様方のほうでゴーヤカーテンを設置していただいたところでもございます。

他方、町としましては、これまで会のご発足のお手伝い、講座開催施設の連絡調整あるいは講座の広報、あるいは資料の準備、講師費用などの負担、支援を行わせていただいたところでございます。

今後、町はどのような支援策を考えているかというご質問ではございますが、今ご説明申し

上げましたように会が発足し事業がスタートしたばかりでございます。今後の会の推移、実施予定の事業等をお伺いしながら、またしっかりとご相談申し上げながら、地域の環境保全あるいは地球温暖化防止のために、町としてできる限りの、また適切な支援をこれから行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） ありがとうございます。

こういった記載、新聞にもいろんな方々から寄せていただいております。これは菊陽町に対してのアピールもかなりあると思います。ぜひ町長、これをやっぱり菊陽町を代表するこれからのエネルギーとしても活躍されますので、これを起爆剤としたまちづくりをしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

次に入ります。

次は②でございますけれども、福島第一原発の事故の影響で、国は節電目標を15%と決定したが、町はどのような取り組みと対応を考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 環境生活課長。

○環境生活課長（大山陽祐君） お答えいたします。

このたびの全国的な電力不足対策としてまして、政府は企業や家庭を問わず消費電力を一律15%削減するという目標を設定しました。これは原発事故に伴います電力需給対策が目的でございますが、地球温暖化防止にも大きく寄与するものと思っております。節電につきましては、政府・国のほうで国民への啓発と協力依頼、産業界へは具体的な節電の要請を行ってまして、テレビ、新聞などでも注目すべき話題として取り上げられていることは皆様ご承知のとおりでございます。

町といたしましても、先ほどのグリーンカーテンの普及啓発などを通じまして、町民、それから事業所の皆様方に節電への協力をお願いしていきたいと考えているところでございます。

このほかに町の節減対策としましては、あるいは電力需給対策としましては、町長が初日に行政報告でもご説明申し上げましたように、住宅用の太陽光発電と太陽熱温水器、天日ぶろすね、の補助を行っているところでございまして、今年も順調に推移しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） やはり今大手企業も、これを越えた25%削減しようというお考えがあります。また、これに対しては、今一般の方々の協力にて節電を目標15%と言ってますけれども、大手は25%をやるということを目標にしています。しかし、私としては、個々の人間が大いにこの節電に協力していかなければ、大手企業25%掲げていますけれども、いろんな経済面とか就業、例えば給料の下がるとかいろんな面で対策をされたときの反対の考えもあると思っております。

これは私は個人的な考えでいつも思うのは、この節電をするのを目標とした人間一人一人が本当にやるべきことをすれば、この15%は簡単にできるのではないかと思います。ぜひ皆様のご協力を得て節電をしていただきたいと思います。私も今これを目標として、個人的ではございますけども、コンセントを外したり、いろんな電源の必要なところは消したり、いろんな面でやっています。しかし、まだ今始まったばかりですから、まだ電気料が来るとわかりますけれども、その目標を掲げて今毎日日夜頑張っているところでございます。また、県もスーパークールビズや電力不足問題の検討委員会とか、町も議会も6月8日から本会議で、今日は私はネクタイしてますけども、クールビズを取り入れています。こういった気持ちよく皆さんがお受けになれば、この15%は確実に乗り越えられると思いますけれども、これを町が全体的に伝える、そして町民に協力を得る考えはありますか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 環境生活課長。

○環境生活課長（大山陽祐君） この問題につきましては、非常にその特効薬と申しますか、夏時間とかクールビズとか、あるいはゴーヤカーテンとか、いろんな節電とかあると思うんですけども、具体的な特効薬というのはなかなかないと思っております。しかしながら、議員さんおっしゃるとおり、やっぱりちりも積もれば山となるとか、今までの感覚をもう一つ目からうろこを落として、例えば先日のテレビであったんですけども、岩手県庁のほうで試験的に、県の担当のほうで徹底的に県庁の節電をやりましょと、昼間の時間でもパソコンの電気を引き抜いて、そういう小さなことをやっても実は結果として目標の15%ではございませんで12%だったと。ただ、それで済むという話ではございませんで、ほかに何かやることはないのかと、これをもうその時々何か週間とか、そういうスポットが当たったときだけではございませんで、これが町民あるいは事業者の意識になるような啓発を今後勉強しながら考えていきたいと思っておりますので、ご指導とか情報の提供等よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） これは個人の意識次第でやることですから、皆さんにお願いして、次に移らせていただきます。

次は、2番の農業問題についてお伺ひいたします。

菊陽町の食の安心・安全を問うとうたってますけども、町はどのように考えているのか。また、生産者や消費者に理解していただくために、菊陽町で農業フォーラムを実施する場合に町は支援できるのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） お答えいたします。

食の安全は、すべての人の暮らしの安心につながります。近年、食品偽造事件、口蹄疫、鳥インフルエンザなど食料生産の現場は考えさせられる事件も次々に起こってきましたので、消費者の関心もますます高まっています。食品の安全を守るためには、食品の生産、加工、流通、消費のすべての段階での顔の見える関係、信頼関係をつくることが大切だと思います。菊

陽町では、低農薬、低化学肥料へ取り組むエコファーマー認定取得への啓発活動や町の営農指導員による巡回営農指導、農薬適正使用推進員5名による指導等により、日々安全で安心な農畜産物の生産に取り組んでいます。また、生産者の取り組みや思いを消費者に知ってもらい、安全・安心な菊陽産の農畜産物を選んでもらえるように、中学校では地産地消伝承料理教室や就学前の親子地産地消料理教室、小・中学校での農業体験、給食への地産地消等々、近年ニーズも多く、農業への理解を深めていただいております。

農業フォーラムを実施する場合、支援はできないかということでもありますけど、生産者と消費者の相互理解の場として有意義だと思いますので、町としても支援していきたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） ぜひ、これは私も協力しますので、実施したいと思っておりますので、ご協力よろしくお願い申し上げます、次に移ります。

②ですが、JAカントリーへのこれからの町の対応はどうなっていますけども、このJAに対して米の作付が減少しているため、JAカントリーの運営が厳しくなると思われそうですが、これに対して町の対応をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） まず、JA菊陽カントリーエレベーターについてちょっと述べさせていただきます。

JA菊陽カントリーエレベーターの目的は、組合員及び利用者の自主的、民主的運営を基本としております。施設の有効利用により、米、麦生産の省力化と品質向上、さらには経営の合理化と近代化を図り、農業経営の安定向上を目的としています。一方では、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化に伴い、さらに平成22年度戸別補償モデル事業により飼料米作付面積の拡大により、主食用米作付面積の減少で米の受け入れ数量の減少が懸念されています。そこで、今までJAカントリーエレベーター組合員以外は2割増しとされていた利用料を1割増しに改め、利用者の拡大を図られましたが、平成22年度決算が赤字であったことから、積立金を取り崩して、しばらくは運営できると聞いております。

で、運営できなかった場合は、じゃ以上であります。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 今、積み立てを崩して赤字だということですけども、赤字が続いた場合、どのような考えを持っているのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） これはJAにお伺いしましたが、運営ができなかった場合は、まず菊陽、大津、合併するか、もう一つはJAの直営の運営になりますということです。

それから、町に支援の要請があった場合は、必要に応じて協議いたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 農家を助けるために合併、いろいろなその他の運営としては仕方がないと思いますけども、やはり私たち菊陽町は農業が主体なものですから、ぜひその辺を考えて、皆さんも農業に対して理解いただいて、なるだけ米をつくっていただくような政策をとっていただく。

例えば、この間私が農協の営農部に行って、サイロがあくならばサイロを貸していただけないでしょうかという、カントリーのサイロをお聞きしましたところ、二、三週間たって回答が来ました。その回答は、ただだめだということでした。なぜだめなのかと、私は要するに今、酒をつくっている、ニンジン焼酎ですかね、それに今度は町長が米を利用したいということで、私たち、今何人かで作っていることで、酒米をつくったらどうだろうかということで私が提案していきました。ところが、やはりJAもそういうところは一遍勉強されて失敗されたと思うんですけども、私はそういった酒を利用したりニンジンを利用したいろんな特産物でやる農家の方に対して理解を得て、つくろうとした農業の方々の気持ちを少し考えていただきたい。

国は戸別所得補償の問題で、ただ補償するだけの農業の体質に負いかぶさっています。しかし、これは今TPPの参加の問題も連ねてくると思います。自由貿易が始まれば、私たち農家は非常に困るのではなかろうかと思っています。ぜひ私たちは今議会は反対していますが、国は今見直しをする考えはないと思います。これは11月のAPECに対していろんなことが決定されますけども、今アメリカからもしもTPPに反対したならば圧力がかかるし、いろんな立場から日本にさまざまな攻撃が来ると思います。私たち農家に対して非常に農家は頑張っていて、昨日も吉本議員さんもおっしゃったように、ある程度自分たちでつくる作物でつくる商品をおのずからやっていくべきではなかろうかと考えてしました結果が、先ほどお話しした営農分部から来たサイロは貸さないと、カントリーはできないということでした。非常に私もこれに対してはちょっと考えてまして、また話は飛びますけども、火の国の酒造の重光の社長とか、今、三加和の和仁焼酎の女社長の方に、酒をつくって世界に出す酒をつくろうではないかという発足会をつくりました。それは私は菊陽町を愛する農家の一人として非常に自分で今頑張ってるつもりでございまして、まだ結果が見えていません。しかし、自分なりに一生懸命農業を守るために頑張ろうと思っています。ぜひ課長、その辺を合併じゃなく、やはり農業を助ける。そして、農家を利益を上げるためには何をするかという協議会を立ち上げながら勉強会をしていきたいと思っていますので、その辺の取りまとめは町長、できますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 町といたしましては、そういうこの菊陽町の農業を大事にするというところでいろんな取り組みがあるかと思いますが、町としてできることは精いっぱい支援していきたい。また、菊陽町の農業の振興にもつなげていきたいと思っておりますので、いろんな取り組みがあるかと思いますが、いろいろご意見聞かせていただこうと思っております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） もう一つ例を挙げれば、私たち今、鼻ぐりカップの中で翔陽高校の協力をいただいて、菊陽町のニンジンとかカライモを使ったパウンドケーキやニンジンのくずを利用したバイオエタノール、燃料をつくるためにエネルギー検討委員会を設置して、文部科学省に申請をする予定でございます。私は非常に先ほど言ったように、ニンジンの農家の方が収穫したときの後かなり落ちてますし、いろんな形で残ってます。それをやっぱり再利用した計画書を私たち個人でも考えられてやっていこうという気持ちは精いっぱい持ってます、町長。ぜひ、こういった例もありますので、協力のほどをよろしく願いしておきます。

次に移ります。

3番目の鼻ぐり井手についてお尋ねいたします。これは一度には、議長、いいですか。一度には調査費委託の料金なもんですから、2つ一遍にいいですか。

○議長（大塚 昇君） はい、どうぞ。

○11番（佐藤竜巳君） 総合政策課の鼻ぐり井手調査費300万円と生涯学習鼻ぐり井手調査委託料の435万8,000円について、契約はいつなのか。また、どの場所でどの範囲までなのか、お聞きいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） それでは、先に総合政策課の鼻ぐり井手の調査委託料についてご説明いたします。

総合政策課の委託料につきましては、位置につきましては県道南側の高台への拡張整備も含めまして、鼻ぐり井手の公園活性化について調査を予定しているものでございます。

鼻ぐり井手公園につきましては、平成5年に策定しました鼻ぐり井手周辺整備構想に基づきまして、平成9年度から平成15年度にかけて県営農歴史的土壌改良施設保全事業として整備されたものであります。整備状況としましては、当初構想の半分程度の事業化となっておりますので、今回整備構想にありました県道南方の高台を含めた整備を検討するものであります。

それと、ご質問の発注の時期につきましてですけれども、今作業を進めておりまして、8月以降ぐらいの発注になる予定といたしております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） 生涯学習課のほうでは、鼻ぐり井手の井手底の発掘調査を計画しております。鼻ぐりでは、ご存じのとおり馬場楠井手の曲手から辛川の間に築造された農業の土木遺産でございます。その構造というのが全国的に例がなく、菊陽町にあると、現存する貴重なものであるということで、昭和54年に町の文化財に指定されております。最近、地元から熊本県の文化財指定にできないかという相談がっておりますけれども、現在町のほうでは、そういう県の文化財指定に向けた学術的な鼻ぐり井手の調査というのが行われておりませんで、詳細な図面という、そういったものがない状態でございます。そういう中でもまた、本

町の文化財保護委員会のほうからも、町の貴重な文化遺産であり、その活用を高めるためにも学術的な調査、図面、それから歴史的な資料もそろえていく必要があるのではないかなという意見をいただいております。そういうことがありまして、計画的にそういう資料あるいは図面等をつくりながら進めていく必要があるわけですが、本年度は先ほども申しあげました、文化財の専門業者による井手底の調査を計画しているわけです。予算としましては435万8,000円で、9月の入札で業務委託を行う予定でおります。

委託の内容としては、現在24基の鼻ぐり遺構が分水路点から合流点の約300メートルの間にわたって残っておりますけれども、平成10年に1度試掘調査が行われておりまして、大体鼻ぐり遺構のところは1メートル程度、それからもうなくなっている部分については1メートル50から2メートル土砂が堆積しているというような報告がっております。そのために今回、大体6カ所程度を、手作業になりますけれども、井手底を掘り下げて、建造当時の鼻ぐりの形状、そういったものを出しまして、測量、記録し、そしてまた堆積物を科学分析を行いながら、年代あたりも確認できればというような計画でおります。そのことによって、先ほど申しあげましたように、鼻ぐり井手の学術的な価値が高まっていくことを進めていきたいと思っておりますし、地元から要望があつての県への文化財指定の資料としてなっていくのじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 総合政策課にお尋ねしますが、県道南側という範囲でしたけれども、大体どのくらいの面積でいかれるのか。そしてまた、その予算で足りるのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 範囲につきましては、鼻ぐり井手の活性化というような意味で、地域の農業をどのように展開できるのか、あるいは鼻ぐり井手をどのように活用していくのかということを含めまして、そういったことにつきまして地域の方々とお話を持ちながら作業を進めたいというふうに考えております。

今、県道南側の高台の範囲ということで考えておりますのは、鼻ぐり井手大橋から南に向かって空港線、それと県道、それと空港線に県道から南側に向かって道路が走っておるかと思っておりますけど、基本的にはその範囲を考えておりますけれども、活用方法につきまして、その範囲に限らず取り入れていける事項あたりがあればというようなことで、そういった部分を含めて、場所がどうかということじゃなくて、どのような鼻ぐりが活用できるかという意味合いでは、その区域に限らず検討を行っていききたいなというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 今のお答えによると、場所は違ってでも、ちょっと今聞き取れなかった

んですけども、その南側じゃなくても、ほかの場所も考える価値はあるということですか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） すいません。ちょっとうまくお話しできなくて申しわけなかったんですけども、いろんな鼻ぐりを活用する方策があるかと思います。整備する場所としてということではなくて、鼻ぐりがどのように活用できるかというような意味合いの中では、その白水地域にどのような影響があるのかと、そういうことを含めた検討を行いたいというふうに思っておりますので、場所という意味ではございませんので、よろしいでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 次に移ります。

委託料の調査結果はいつごろなのか。また、設計の計画はいつなのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 調査の終了につきましては、1月末をめどに終了していきたいなというふうに考えておりますけども、もう一点、調査の……

（11番佐藤竜巳君「調査がまず1月の末に終わりますよね。そして、設計に入る、入らんは別にして、設計に入ると思うんですけども、その考えは」の声あり）

この鼻ぐりでの調査が終わりましたら、新年度に向けてもこの調査に基づいたいろんな事業計画を進めていかなければならないというふうには考えております。そういった意味で申しました。1月末をめどに調査を終了しながら、翌年度に向けての準備を、予算的なものもあろうかと思っておりますけども、そういったことを進めていくために、1月末をめどにしたいなというふうに申し上げたところです。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤清孝君） 鼻ぐり井手の発掘調査につきましては、鼻ぐり井手の水どめが可能となります11月以降、それから井手底の発掘、そして実測、それから、堆積物の調査ということで行いまして、3月末までには記録あるいは報告書のほうをまとめてまいりたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 町長の行政報告にもありましたように、東日本の震災で非常に交付税が下がってくるのではなかろうかという町長の説明でございましたけども、これは町長、選挙のときにも町長の公約だとお聞きしていますので、ぜひ23年度から取り組みをいただきまして、早めに実施していただきたいと思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、これまでもいろいろ質問があったところでありますけども、今年の中でいろいろ調査をやりまして、基本計画法といいますか、そういうものをつくって、できるだけ、今地元のほうでも非常にそういった機運も高まっておりますし、実

際活動をされておりますので、そういう時期を大切にしながら、できるだけ早く取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） ぜひ町長、よろしく願いしておきます。

次に移ります。

次に、4番目です。菊陽空港線延伸について、これは平成18年に私のほうから、何人かの議員さんも質問をされたと思いますけども、これは町と県がする事業ではございますけども、県のほうが主に整備をすることだと思いますけども、この道路の新設によって、原水周辺の開発や、それとこれを延ばしていただければ、菊池までの国道325号線に続く道路につなげていただければ、菊池との観光目的にもなると思いますけども、新たな議員さんも6名おりますので、今までの経緯と進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（松村孝雄君） では、ただいまの質問にお答えいたします。

菊陽空港線の延伸につきましては、ご承知のとおり平成19年6月に新山原水線整備促進期成会を立ち上げ、署名活動を行っております。同年8月に、8,279名の方々の署名をつけまして、県に要望を行っております。その後、平成20年7月に近隣市町と連名で菊池南部地域における交通渋滞緩和措置に関する要望を行っているところであります。その後におきましても、毎年菊池振興局に対しまして県道整備についての要望や、熊本県町村会を通しまして要望を行っているところでございますが、財政的に大変厳しい状況にあり、現在のところ事業化の見通しは立っていない状況であります。

県としましては、現在施工中の辛川鹿本線の沖野バイパスを早期に完成させ、渋滞緩和を図りたいとのことであります。そういった状況でありますことから、県への要望とあわせまして、調査費等の予算について国への働きかけを行ったところであります。今後とも継続的に要望を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） どれも財政が厳しい厳しいと言って、新生道路は難しいところがあると思いますけども、課長、お聞きするところによると、町自体でもかなりの動きをされているんじゃないかとお聞きしましたけども、町長も頑張ってください、国会議員さんにもかなりの接触をされて、いろんな面から協力をしていただければいいんじゃないかということ聞いています。私も、ある程度知られた方にご協力をしていただけないでしょうかという点から、いろんな面で協力を要請しています。昨年の12月1日に町長も東京に、町村会で東京に出られたと思いますけども、それからのいろんな動きが町長がされたと思いますけども、町長、これに対して、なるべく調査費ができる動きが見えてますので、いま一度町長のほうから東京に陳情に行ってください、この路線を調査費をつけていただきたいと思いますけども、あと町長、頑張

っていただきたいと思いますので、そのお考えはありますか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） これは事業としては、県のいわゆる原水新山線の改良といいますか、そういう意味で取り組んでいただきたいという思いもありますし、県の方にもいろいろそういうんで要望は、さっき課長が言ったような要望しておりますけども、県としましては辛川鹿本線が平成24年度で完成予定ということで25年3月には、今沖野のところですかね、あれができ上がるというところで聞いておりますけども、それにその後というよりも、やはり調査費あたりは早くつけてもらうならという気持ちがありますので、県の方とも連携をとりながら、そして国の方が調査費あたりをつけていただくような活動というのは積極的に展開しながら、この道路ができますと非常に原水駅が一番最寄り駅にもなりますし、空港へも一番近いということでもありますし、セミコンテクノパークのほうにもつながる。さらには、菊池のほうと結んださらに観光関係のほう、いろんな要素を出していかないと実現の難しいんでないかということも聞いてますので、そういうことで積極的に取り組んでいきたいと思います。

佐藤議員のほうも、いろいろそういったパイプを持っておられれば、さらに協力をしていただければなと思っておりますし、今後とにかく一日も早いそういう、こちらの方の菊陽空港線につきましても町のほうで、今、真ん中の分をあけてあるのは、上のほうに持っていくための用地として、もうかなり前からできておるような状態でありますので、ぜひ実現に向けて頑張っていきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 町長、町長の力でぜひこれを完成し、調査費をつけていただきたいと思っております。また、私たち議会も、より一層理解して、こういった面に対して全協力をやりたいと思っておりますので、ぜひ町長、よろしく願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君の一般質問を終わります。

昼食休憩といたします。

午後は13時00分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時47分

再開 午後0時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

梅田清明君、一般質問を許します。

○17番（梅田清明君） 皆さんこんにちは。

今回の一般質問は2つ通告しております。1番が福祉について、その大見出しとして総合的な地域支え合い事業、1番、高齢者支援策（病院や買い物等）として、1回500円の無料ク

クーポンないし登録メンバーへの家庭への巡回はできないかと通告しております。2番目に、認知症等の徘徊に対応するため見守りネットワークの構築、3番目に地域支え合い体制の構築に対する人材の育成はと通告しております。2番目が県への要望事項の結果が来ております。その一つに、集落内開発制度と都市計画法第34条第14号についての柔軟な運用についてとしております。2番目が市街化区域の飛び地設定規模要件の緩和についてを質問してまいりたいと思います。

まず最初に、総合的な地域支え合い事業、1、高齢者支援策。3.11、私たちがこの世に生まれて見たことも聞いたこともない、1,000年に一度と言われる巨大地震。地震のエネルギーを示すマグニチュード9を越す超巨大地震は、世界の観測史上でも1960年のチリ地震、M9.5、64年のアラスカ地震、M9.2、2002年のスマトラ沖地震、9.1だけで、東日本大震災はM9.0で、世界で4番目の巨大地震だったこととなります。地震から3カ月になりますけど、死者と行方不明が2万3,800人ばかりと避難者が10万人弱おられます。自衛隊やボランティアが毎日頑張っているが、これからは総合的な地域支え合いが一番大事になってくるかと思えます。今定例会の初日、甲斐議員の研修報告にもありましたが、行政が機能しなくても自治組織、自治機能が立ち上がっていくと、そういう日本国民の一番いいところが出ております。西日本は、特に九州は地震の被害、影響が少なかったが、これからが何らかの影響が出てくるものと思われます。私は今度の一般質問で、東日本ではないけど、総合的な地域支え合い事業で、1番に病院や買い物等、高齢者支援策を掲げています。今全国で買い物難民600万人、経済産業省は高齢者らの買い物難民を支援するため、買い物弱者応援マニュアルを公表いたしました。確かに買い物弱者応援マニュアルも必要でしょう。だけど、高齢者にもいろいろあります。今度の統一地方選、今年の4月1日から子ども医療費、中学3年生まで無料化になりましたと叫んでいましたら、ある年のいったご婦人が子どものことばかり頑張らんで年寄りのことも考えていただきたいと、今まで単車で病院や買い物に行っていたけど、もう単車にも乗れん。病院や買い物等のクーポン券、いわゆるタクシー券はできないか、相談がございました。本当だなど、高齢化社会、菊陽町はどこよりも恵まれています。高齢者支援を考えるときが来ているなと思った次第です。

そこで、高齢者のガイドライン等をつくって、対象者を登録して、病院や買い物等の1回500円の無料クーポン券、1週間に2枚、月8枚から10枚できないものか。あるいは、電話一本で肉、魚、野菜を配達するようなシステムができないか。あるいは、登録メンバー家庭への軽トラでの巡回はできないか、お伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） 病院への通院あるいは介護の支援についてのこの菊陽町におけます高齢者福祉サービスについて、まずご説明申し上げます。

まず、病院等への通院支援としまして、現在外出支援サービスを実施しております。このサービスは、役場を起点としまして10キロの範囲内の医療機関に通院する場合、片道自己負担金

500円によりまして、車いすを積載できる車両により移送するサービスであります。対象者は障がい等により床に伏している人、あるいは足が不自由な人で、かつ一般の交通機関を一人では利用できない人としております。また、介護保険サービスの介護タクシーとの併用を避けるため、要介護の認定を受けている人は対象から外しております。現在この外出支援サービスは、3人の方が利用されております。今後は、ひとり暮らし高齢者で、かつ認知症のある方を対象者に含める予定で現在準備を進めております。

次に、買い物支援としての分ですが、高齢者等の買い物あるいは調理、掃除を援助します軽度生活援助事業というのが町の事業でございます。このサービスは、65歳以上の単身世帯あるいは高齢者のみの世帯を対象にしまして、日常生活上の軽易な援助を行うもので、町がこれは社会福祉協議会に委託、現在15人の方が利用されております。そのほかに町の社会福祉協議会が提供しております住民参加型福祉サービスのキャロットサービスがあります。このキャロットサービスは、利用料が30分400円で、現在買い物とか掃除など5人の方が利用されております。そのほか介護保険制度の在宅サービスでの訪問介護、いわゆるホームヘルプサービスです。その中で、生活援助としまして、調理、掃除に加えて買い物をホームヘルパーさんが行っております。利用の頻度としましては、週に1回から2回程度、利用されているようであります。

高齢者の外出支援につきましては、公的援助あるいは利用者負担の観点から、買い物支援よりも病院等への通院支援のほうがより重要な高齢者福祉サービスであると考えております。そのために町では先ほども申しました外出支援サービスの制度を設けておまして、このサービスでは単に移送するというだけのタクシーとは違いまして、通院の際の院内介助、具体的に申しますと、病院での受診での受け付け、あるいは精算、あるいは薬局での薬もらい、そういったところの通院介助まで、この外出支援サービスの一環として行っております。

多くの高齢者が日ごろ病院等へ通院することが多い現代におきまして、低額無料クーポン券によるタクシーを活用した通院支援というのは、その対象者あるいは医療地域、あるいは一月当たりの利用枚数、そして予算と、そういったのをどうするかというのが大きな課題であると思います。今日、高齢化に伴う町の社会保障費が非常に毎年増加する中で、慎重にこのサービスについては対応していく必要があるのではないかと考えます。

今後は、県内市町村の外出支援サービスの状況を参考にしまして、必要に応じて町の外出支援サービスの充実強化を図っていくことを検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 今の福祉課長の答弁で、外出支援500円の現在利用されているのは3人ということですかね。それから、社協とかひとり暮らしの軽度生活援助が15人、キャロットが30分の利用料が400円で5人というのと、それとホームヘルパー等が買い物等をされているということですがけれども、私が通告した、いわゆる無料クーポン券とか登録メンバーに軽トラで巡

回るとか電話一本で配達する、そういったことは全然答弁がなかったわけですね。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） 次に、買い物支援についてちょっと答弁いたします。

身近な商店の減少や高齢化、核家族の進展によりまして、常日ごろの買い物が困難な状況に置かれた人、いわゆる先ほど梅田議員がおっしゃいました買い物弱者でございますが、そういう人が出現しまして買い物の利便性を向上するために、全国各地域でその対策が始まっているところであります。幾つかちょっと今から実例を申し上げます。

まず、商店街等の団体が、その市からの助成金、助成金は上限が100万円でございますが、この100万円を受けて御用聞き宅配事業、移動商店街事業、商品の宅配事業を実施している市がございます。ちょっとまた別な市ですが、その市内の大型スーパーのインターネット販売があります。そのインターネット販売を活用しまして、その市とか大型スーパー、あるいは地元のNPO法人の3者で共同実施して、利用者はスーパーのカタログを見て、そのNPO法人に電話かファクスで注文しまして、そのNPO法人のスタッフが大型スーパーのインターネット販売に発注しているところと。あともう一つでございますが、その市の商店街の空き店舗に市から委託を受けた地元の社会福祉協議会が買い物支援センターを設けまして、その買い物支援センターの買い物支援員が事前に、先ほど議員がおっしゃったその登録者ですね。そういった登録を受けた人の安否確認を兼ねまして、1週間に1回、電話注文を受けた商品を宅配しているというようなところがございます。そういったのが新聞とかで紹介されております。

先ほど議員のほうから軽トラを使った巡回販売とか、そういったことがあったと思いますが、菊陽町は町内及び周辺市町村に非常に便利なスーパーが集積していると思います。そして、買い物の面では、熊本県内でも非常に恵まれている町だと理解しております。このいわゆる買い物支援が必要な多くの高齢者は、現在ですね、別にちょっと離れて住む家族や隣近所の人から支援を受けたり、あるいは先ほど述べました介護保険のホームヘルプサービス、あるいは町の軽度生活援助、あるいは社会福祉協議会のキャロットサービス、そしてもう一つ注目していると思うんですが、生活協同組合の宅配サービスがあります。これは福祉宅配というところで、ひとり暮らしの高齢者の方たちには配送料が無料というような、そしてその家にピンポイントで宅配するというような、そうした宅配サービスを現在利用されている方が多いようです。ですから、現在ひとり暮らし高齢者のお世話をします介護保険課の在宅介護支援センターがあります。今現在、こうした買い物支援の対策としまして、今後食料品等の購入に関する調査を計画する予定で今準備を進めております。その結果を受けて、今後、今、議員がおっしゃるように、具体的な買い物支援について町として考えております。買い物支援に関する今後町民の方からのご要望、ご意見を的確に受けとめながら、社会福祉協議会あるいはシルバー人材センター、あるいは商工会、大型スーパーとも今後協議をしながら、高齢者の買い物支援の拡大を図っていく方策を探っていきたいと考えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 今、課長が言ったのは、何かよそごとの様な感じで、新聞等にはもう私もいろいろ資料集めていますけども、いわゆる県から地域支え合い事業というのが通知が来ると思うんですよ。私はそれのもとに一般質問してるんですよ。で、全然何も町として、これは4月来とって計画も何もしてない、この6月になって。

今日、私も高齢化率、菊陽は16%で熊本県で一番若い町なんです。けれども、40%以上の高齢化率が4部落あります。30%以上が14あります。確かに光の森なんかは高齢化率2.6%か、とにかく若いんですよ。全体が16%だけ。けども、部分的にそういったお年寄り世帯が40%以上も、7町内は45.3%、そういう状況の中に、これから先、やっぱし買い物、弁当ばかりだれでも余り食いたくないという声が聞こえるんですね。そういったことで、この買い物支援等をどうやったらいいか、総合的に、この間の防災会議のときも、災害要援護者をずっと登録して名前を本人の了解で登録して何とかと、確かに防災会議は何十年に1回あるかないかわからないわけ。けども、この高齢者支援に登録して考えているのかと私は半分希望ば持った。ところが、全然ない。もう残念でたまらんけど、この菊陽は確かに恵まれているかもしれんけれども、そういったことをもうちょっと真剣に考えてもらいたいと思いますけど、これは町長がええかな、町長、よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 前の方から、いろいろそういった支援の必要なことにつきましては、前段の答弁の中でも担当課長から答えてきたところでもありますけども、梅田議員のほうからの指摘のあった分について、今、担当課長のほうからお答えしたように、現段階でもかなりいろんな方法で支援はしているところでもありますけども、非常に一方では今言われるように高齢化比率低い中でも、地域ごとに見ていけば非常に高いところがあるということでもありますので、そういった面のところも、実際どのような状況にあるかということをしちんと把握しながら、今後の、今、担当課長が答えた中で取り組んでいきたいというように考えておりますので、その辺十分取り組んでいくといいますか、町のほうも社協の方とも連携とりながら、いろんな支え合いやっておりますけども、地域の中でも、防災の関係もそうですけども、やはり近隣の方々のそういった支え合いというのも非常に大事でありますので、そういう面について検討していきながら、できるだけその期待にこたえるようなところに取り組んでいきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 6月2日に、皆さんも読まれたと思いますけど、人吉の買い物支援センターがオープンして行われておりますけれども、私は県の事業が各市町村にファクスで流れているのに、総合的な地域支え合い事業をこの間防災会議で、ああ、できているなど、ああいったことをやっていくんですよ、ずっと詰めてですね。それを日常茶飯事やっていくのが総合的な地域支え合い事業と私は思うんですね。今後、検討して、社協でも何でもいっぱいやってい

るとですよ。それを総合的に、例えばその近所のボランティアとか民生委員さんとか、防災会議のようなシステムで日常に応援できるようなシステムまでつくってもらいたいと。私は防災会議って、お、何かいいのができてると、こう思っていたんだけど、話を聞いてみると全然だけん、その点よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） 今、議員がおっしゃった分は、熊本県から来てます介護支援体制緊急整備臨時特例交付金、いわゆる地域支え合い事業の分だと思います。これについて町が一切やってないということではございません。

説明します、そういう意味で。

この事業は幾つも事業がありますので、またこの後、後段でご説明しますが、いわゆる地域のひとり暮らし、高齢者等の、さっきおっしゃったように災害時要援護者のとか、そういった障がい者の方たちを地域で支えていくというところで後で地域サポーターの養成事業、これもこの事業に乗っけます。

それと、あと生活安全の見守りネットワーク事業、これもこの事業をもとにして要請する予定と、さらにさっき議員がおっしゃったように、災害時要援護者の避難プランを作成するに当たって、この事業を生かして町で電算導入をするというところで話が今進んでおりますので、町が一切この地域の支え合い体制づくりをやってないということはございませんので、この事業をどういった形で活用するかというのは、それぞれ町の考えでございますので、あくまでもこの通院支援、あるいは買い物支援というのはまた別なほうで事業は今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 課長が何回でん答弁するもんだから。

2番、3番と続きますけれども……。

いやいや。

いわゆるこの地域支え合い事業にはお金もついてちゃんと100万円とか500万円とかついてくるわけですね。それをもっと有効に利用すべきだと思って私は一般質問してるわけなんですよ。

次に、認知症等の徘徊についてお尋ねします。

高齢者対策にもいろいろあります。医療費抑制のため、健康増進やふれあいサロン、デイケアや各町民センターの講座等もそうでしょう。「人生いろいろ、ピンピンころり」が理想だけでも、認知症高齢者の徘徊、これが大変です。家族ばかりでなく、警察や交通機関等を含め、町民が幅広く参加する徘徊高齢者の捜索、発見、通報や見守りのためのネットワーク構築が大事になります。県がこのほどニュースで言ってきたけども、このことを大分進めているようです。菊陽町は福祉の面かなり進んでいますが、認知症等の徘徊に対してどのように対処してお

られるか、お伺いたします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） 高齢化の進展に伴いまして、日本の認知症高齢者は約208万人です。64歳以下で発症します若年性の認知症も4万人と推定されております。一応菊陽町では、5月末現在で認知症高齢者の方が大体450人程度と推定しております。この認知症につきましては、知的機能が低下して日常生活が困難になる。これは、だれもが発症可能性のある脳の病気であります。この代表的な疾患としまして、アルツハイマー病、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがあります。認知症であれば、その患者さんに見られる中核症状としまして記憶障害、あるいは時間、帰途、場所がわからない見当識障害などがあります。そして、これらの障がい複合的に作用しまして、目的なしに動き回る徘徊の症状があらわれることがありまして、その結果、道に迷ったり、あるいは身体が危険な状態に陥ったりします。

平成16年の警察庁の調査によりますと、全国の警察に報告のあった徘徊高齢者等による家族からの捜索願、110番通報は2万3,668件にも上りました。あと菊陽町でございますが、防災行政無線を活用した行方不明高齢者の情報提供、呼びかけにつきましては、平成20年度が2件、平成21年度が2件、平成22年度は1件ございました。今後、認知症高齢者の増大に伴いまして、徘徊事案も増加することが予想され、徘徊による事故やトラブルを未然に防止するために、徘徊する人の早期発見のための情報の提供、あるいは地域における見守り支援の強化を図っていくことが重要であると考えております。

こういったことで、徘徊行動のある認知症の方をはじめ、ひとり暮らし高齢者あるいは高齢者世帯の方、障がい者の方がそういった日常生活を営む上で町や地域の支援を必要とします要援護者が住みなれた地域で安心して暮らせるための地域ネットワークの必要性が強く叫ばれまして、その構築に向けて平成22年度から町と社会福祉協議会が協議を進めているところであります。

町社会福祉協議会は、平成20年度、21年度に熊本県と県社会福祉協議会の委託を受けまして、居住者の入退去が多く、継続的なコミュニティーを築きにくい共同住宅が集まります武蔵ヶ丘1町内と2町内、高齢化率の高い一戸建て住宅が集まります武蔵ヶ丘7町内と8町内を対象にしまして、孤立死防止モデル事業を実施しました。この事業の成果を生かし、さらに発展継承していくために、今後は町と社会福祉協議会を中心に区長会、民生児童委員協議会、町老人クラブ連合会、消防警察関係、あるいは熊本県住宅供給公社、九州電力、新聞販売店、日本郵便等を構成団体とします、先ほど申しました菊陽町あんしん生活見守りネットワークを立ち上げる計画でおります。このネットワークを活用しまして、孤立死防止活動をはじめ、地域での見守り、声かけ活動、認知症の方が行方不明になったときの情報提供を実施する予定であります。そして、町民の認知症に対する正しい理解を深めるために、必要に応じて認知症の人やその家族を支援ができるよう、大人から中学生までを対象にしまして、現在認知症サポーター

養成講座を開催しております。平成18年度開始以来、これまで菊陽町内で1,891人の認知症サポーターと、その講座の講師の資格を有します認知症キャラバン・メイトを24人実施してるところであります。

なお、熊本県におきましては、蒲島知事がご自身の介護体験を踏まえまして、認知症対策を熊本県の重点政策に位置づけられております。その結果、本年3月末において、この認知症サポーターは県内で10万人にも上りまして、人口に占めます認知症サポーターの割合が熊本県は平成21年度、22年度と2年連続全国第1位になっているところであります。今後、町としましては、認知症になっても住みなれた地域で安心した生活が継続できるよう、県、町、町社会福祉協議会、民生児童委員などと連携するとともに、先ほど言いました菊陽町あんしん生活見守りネットワークを早急に立ち上げ、長寿を楽しめる地域づくりの推進と認知症の人やその家族への効果的な支援を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） いろいろ頑張っておられますので、またよろしくその点をお願いします。

3番の地域支え合い体制の構築に対する人材育成についてお伺いします。

私は、今度の質問のメインテーマとして総合的な地域支え合い事業としていますが、これからは共助の精神、地域社会づくりの充実が大事になってきます。人と人が支え合う共助の社会づくりが充実し、たとえひとり暮らし世帯などになっても安心して生活できることが大事でございます。また、地域の見守りネットワーク、外出や買い物などの生活支援サービスの充実、地域全体で高齢者を支えるネットワークを構築することが大事です。ならば、これらを支える人材の育成が一番大事でございます。

ところが、5月30日、社協のひばり第105号が来ました。これですね。開いてみると、平成22年度地域サポーター養成講座が修了しましたと、17名が修了証交付をと載っております。私が質問していること、思っていることを町社協は1年前から取り組んでいらっしゃる、素晴らしいことだと思った次第でございます。通告をしとったから、もう取り下げるわけにいかんし、やっておりますけど、そこで今までの経過と今後の人材育成、総合的な地域支え合い構想をお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（宮本義雄君） では、今のご質問にお答えします。

これまで日本では高齢者や障がい者等の社会的弱者に対しまして、地域社会が見守り生活を支援してきたところですが、ひとり暮らし高齢者世帯、今現在菊陽町内で542人ぐらいいらっしゃいます。そうしたひとり暮らし高齢者世帯等が急増しまして、親族間、地域社会との交流が希薄となり、いわゆる無縁社会が広がりつつあるため、社会的弱者が地域で安心して生活することができない状況になっております。また、地域福祉のかなめであります民生児童委員さ

んは、高齢化の進展に伴う担当高齢者の増加と高齢者からの相談内容の多様化、都市化に伴います地域コミュニティの衰退の影響を受け、地域住民同士の支え合い活動に大変ご苦勞をされているところであります。

そこで、町では社会的弱者であります高齢者等の支援を中心にしまして、地域支え合い体制の担い手を養成するために、平成21年度から国の補助事業であります生活介護支援サポーター事業を活用しまして、社会福祉協議会と協働しまして、この地域サポーターの養成を行っております。福祉ボランティア活動を希望する人を毎年広報等で公募しまして、約20時間の研修プログラムの受講を通して養成するものであります。これまでに以前、町の議会の議員をされた方、あるいは民生児童委員の経験の方が受講されております。現在はふれあいサロンのボランティア、あるいは防犯パトロール隊員をされている方が受講されております。

地域サポーターの活動でございますが、これは主に高齢者を対象に、福祉支援を必要とします人への見守りと声かけ等、民生委員や町社会福祉協議会への橋渡し、町高齢者福祉サービスの支援、防犯、防災に関する注意喚起、ふれあいサロンの運営、認知症に対する理解と啓発の推進とあります。これまでのこの地域サポーターの実績ですが、平成21年度に24人、平成22年度に17人、計41人の方が養成講座を修了され、地域で活躍されております。平成23年度も10月から半年間の計画で、今年は20人から30人程度を養成する計画で現在準備を進めております。

さらに、地域支え合い活動の人材育成としまして、熊本県老人クラブ連合会のシルバーヘルパーの養成事業がございます。これは地域の元気な高齢者が地域のひとり暮らしや高齢者世帯の家庭を友愛訪問しまして、見守り、声かけを兼ねた話し相手、在宅福祉等の情報提供、家事援助、あるいは日常生活の移動等の介助、援助、あるいは施設での奉仕活動、ふれあいサロン等の活動を行うものであります。現在、菊陽町老人クラブでは、シルバーヘルパーさんとして254人が登録されておまして、見守り、声かけを兼ねた要援護者宅への友愛訪問、ふれあいサロンの運営ボランティアを中心にしまして、年間活動実績として約1,000件があります。老人会の会員の減少やシルバーヘルパー自身の高齢化の問題もございますが、平成22年度は20人養成をしまして、これから活躍が期待されるところであります。今後、町としましても、町老人クラブ連合会とも連携しながら、シルバーヘルパーによる友愛訪問の活動など、地域で高齢者同士が支え合う取り組みに対して、今後とも人的、財政的な支援を行いまして、高齢者福祉を担う人材の育成に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 今、介護保険からいろいろ答弁がございましたが、これからの福祉、自助、公助、共助、特に共助が大事になります。孤立社会というあり方自体が問題であり、これからは、直接的共助の拡大を通して社会のあり方そのものを変えていく取り組みが必要でございます。防災会議のときにも少し振れられましたけど、定例会初日に福祉課から、災害時要援護者避難支援計画について説明がございました。その中で個別計画への同意、不同意、また本

人申し出により登録、個別計画登録者になっています。今回の質問のテーマ、総合的な地域支え合い事業は、これにマッチするが、大々的な地震などによる災害時の避難支援計画でございます。これらも大事ですけど、避難しなければならないような大災害はいつあるかわかりません。

私が言う総合的な地域支え合い事業は、日常生活において支援計画が必要と思いますので、今それぞれに社協及び今課長がおっしゃったように頑張っておられますけども、防災計画、避難計画のような一つの総合的なこの作業をやっていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に移ります。

去る2月8日に行われた市街化調整区域の活性化促進を求める要望に対して、熊本県建築課長答弁では、都市計画法第34条第14号についての柔軟な運用をとということで要望をいただきました。内容は、地域の実情をかんがみた開発許可基準の柔軟な運用ということでした。これにつきましては、ご要望の趣旨を踏まえまして、14号の規定の範囲内で実情に沿いました適切な運用に努めていきたいと考えておりますとあります。

そこで、伺いますけど、町からの要望、都市計画法第34条第14号、地域の実情をかんがみた開発許可基準の柔軟な運用とは具体的にどんなことなのか、実例があれば示してください。

また答弁で、ご要望の趣旨を踏まえまして14号の規定の範囲内で実情に沿いましたと、適切な運用に努めていきたいと考えておりますと、実情に沿いました、適切な運用に努めていきたいと、何かバラ色の答弁ですけど、何がどう改善されたのか、お伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） お答えいたします。

市街化調整区域の活性化につきましては、議員も今おっしゃいましたように去る2月8日に、議員の皆様にもご同行願いまして、熊本県知事に要望書を提出したところでございますけども、3月24日にその回答がありましたので、その結果の概要を4月6日付でお配りしたところでございます。

県知事には4項目を要望いたしておりますが、回答の内容につきましては、要望事項は全く聞き入れられておりませんで、ご質問の集落内開発制度につきましては、区域指定要件を熊本市と同等程度へ緩和をしていただきたいという要望に対しまして、市街化調整区域に与える影響が大きいため頻繁に見直すのは適当ではなく、慎重に行うべきであるということでした。

また、都市計画法第34条第14号についての柔軟な運用につきましては、まず都市計画法第34条と申しますのは、市街化調整区域に係る開発行為については、一定の要件に該当すると認める場合でなければ都道府県知事は開発許可をしてはならないという規定、また14号では、都道府県知事が開発審査会の議を経て開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ市街化区域内において行うことが困難または著しく不適当と認める開発行為は許可できるとい

うことで、ただいま議員さん、具体的にと申されましたけども、14号では非常にたくさんの項目がございますけども、その中で一般的に菊陽町あたりで該当しますのは、例えば分家住宅、介護老人保健施設、社会福祉施設、医療施設等もろもろございますけども、こっちの要望は、その規定に該当しない場合の柔軟な対応、運用を要望したわけでございますけども、県の回答は、規定の範囲内で実情に沿った適切な運用に努めていきたいということでございまして、ほとんどこの規定に沿った範囲内では現在も、ただいま申しましたように分家住宅あるいは社会福祉施設、医療施設等は建築できておりますけども、それ以外のことについて要望しましたけれども、全くそれは範囲内ということで聞き入れられていないような状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） この都市計画法の34条14号、これ出してもらったけども、14号だけでも五、六十枚あって、もう見たばかりで何なのかわからんとですよ。私、この答弁書を見た限りには拡大されてるような感じを受けましたので、これは進展かなと思って質問したわけ。次の項目もちょっと関連しますので、続けていきますので、よろしくをお願いします。

市街化区域の飛び地設定規模要件の緩和について、熊本県都市計画課長の答弁では、ただし運用指針のただし書きの中では、一つの住区を形成する最低限の規模が20ヘクタール以上をめぐりとして飛び地の選定が可能だとしております。例えば、インターチェンジ周辺とか鉄道駅周辺とか役場周辺とか人口減少、産業停滞等により活性化が特に必要な地域で計画的市街地整備が確実に行われる区域だとか、例外規定がもろもろございますので、50ヘクタール以上でなく、地域の実情にかんがみ面積にしてもらいたいという要望に関しましては、個別の案件ごとに相談していただいて、対応させていこうかなと考えておりますと。この答弁を見てみますと、人口減少、産業停滞により活性化が特に必要な地域、また一つの規模が20ヘクタール以上のめどとして飛び地の設定が可能だとしております。私は、白水台地の開発、人口減少をとめることはできないのか、常に頭の隅にあります。今度、熊本県の都市計画課長の答弁を見て、これならいけると確信いたしました。

白水台地のきくちのまんま周辺20ヘクタール以上は十分あります。インターチェンジ周辺とか鉄道駅周辺とか役場周辺とか制約があるようですけども、きくちのまんまは手を加えれば道の駅にもなります。そして、その道の駅を中心とした市街化区域の飛び地設定規模要件に応募していただきたい。第5期基本構想に入れていただきたい。調整区域農地は、農業を続けるところだと机上で決めないでください。農家に後継者が育ち、農業で十分生計が立てられる若者に魅力があるならいいでしょう。農家の後継者が育たないわ。自分も年をとり、どうしようもなくやめていかれる現状でございます。菊陽町のバランスの上からも、白水台地の人口減少を防止するためにも、きくちのまんま周辺20ヘクタール以上を開発していただきたい。県を説得していただきたい。先ほど一番最初に東北のことを話しましたが、いわゆる田んぼあたりが全部津波で流されて、きちっと高台の農地にスーパーを建てようとしたら、農振地域だから

だめだということで、そこの市長が国と直接話したいということでありましたが、このように確かに県と県の都市計画の中で話し合いができるならば、あの一帯を開発していただきたいと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） お答えします。

市街化区域の飛び地設定規模要件の緩和と申しますのは、ただいま議員さんおっしゃられましたように、現行の制度では既存の市街化区域と連続しない新たな市街化区域はおおむね50ヘクタール以上とし、周辺における農業等の土地利用に支障のない区域とするといった内容の規定がございますが、この条件を満足することは大変困難でございますので、地域の実情をかんがみた柔軟な運用を要望したところでございますけれども、県の回答は、ただいま議員さんもおっしゃいましたように、運用指針の中でただし書きというものがあり、インターチェンジ周辺、鉄道駅周辺、役場周辺等、一つの住区を形成する最低限の規模が20ヘクタール以上をめぐりとして飛び地の設定が可能という例外規定があり、個別の案件ごとに対応するというところでございましたけれども、運用指針のただし書きに該当するような地域は、本町では現実的には非常に厳しい状況でございます。

以上のような状況でございますので、先日の市街化調整区域活性化連絡協議会の総会におきましても、本年度も昨年と全く同じ内容の4項目の要望活動を行うということを決めたところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 先ほど岩手の陸前高田市の戸羽太市長の復興特区のことが新聞に載って、さっき言いましたけれども、ちょっと紹介してみます。

今度の東日本大地震、岩手県陸前高田市の戸羽太市長が語っています。岩手県だけでも沿岸部一帯が被災し、被害の度合いもそれぞれ異なる全体を特区という大きな網にかけると困る。壊滅的な被害を受けた自治体が国と直接意見し合える特区であってほしい。我が市は、生活必需品を購入できるスーパーが被災し、移動するための車も流された。食料品を自ら買うことが容易でない状況です。大型のスーパーは、現在仮設店舗の建設を計画しているが、その候補地に上がった場所が中山間地域等直接支払制度の該当地域で、国の交付金が入っているため、農地以外に使えない。国の規制は大事であり、農地を守ることも大切だ。しかし、今はだれが考えてもスーパーのほうが重要である。被災地の実情を知らない人がルールを決めては復興は進まない。復興へのスピード感がないこと、本当に苦慮していると述べております。何か菊陽町もちょっと似てるわけですね。

この間、第5期基本構想計画が出て、大学の偉い教授たちが机上の上で、これは農振地域だ、農業ゾーンだとかいろいろあって、本当の農家の実情を知らないで、そういうことで確かに食糧は大事だからとつとかにやいかんでしょ。けども、そういったことで、あのときも初

めて参加したので黙っとったけど、ほんの机上で、そういう農業地域が、確かに地図に出てきたときは農業ゾーンだ、いろいろ格好いいでしょう。けど、現在の農家の状況を考えると、やはり何らかの形でやっぱり開発していかにかいかんと私は今度の選挙を通じて感じました。

たまたま町からこの県の回答書をもって、これならいけるなと思ったんです。きくちのまんまは、確かに物産館だけでも、食堂とかいろんなことを設定すれば、道の駅としても十分通用すると思ったわけですね。原水駅周辺、三里木とか光の森とか原水駅周辺、今度基本構想に入っておりますけど、原水駅周辺を開発する計画に入っとつとですかね。私は原水駅も大事だけでも、きくちのまんまのあの一帯が何とか開発して人口減少の歯どめがかからないかと、菊陽町のバランスの上からおいても、もういっぱい選挙のときも言われて、何とかならないかと思ってるわけですが、東北のほうは国と国会議員と話し合われるけども、菊陽の場合は県や県会議員と話し合うとよかでしょう。その辺もうちょっと頑張っていたきたいと思えますけど、どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（坂本恭一君） お答えします。

私どもも全く思いは議員さんがおっしゃられるとおりでございまして、県の方にも一生懸命要望しておるところでございます。ただ、政府の方針が、これ以前の一般質問にも答えしておりますけれども、コンパクトシティ構想ということで、日本全体ではほとんど人口減少しております。そのような中で、都市をコンパクトにしますよと、市街化区域を小さくして広げないという構想でございまして、ちょっと時間長くなりますけども、これは震災前の新聞でございまして、23年1月5日付の熊日夕刊でも、政府はまちづくりの基本理念をまとめた都市再生基本方針を大幅改定、郊外開発を抑制して都市機能を中心市街地にコンパクト化する方向性を本格的に打ち出すことを決めたということで、現行の方針はコンパクトな都市構造を目標に掲げておりますけども、具体策を示していないと。今回の案につきましては、郊外の農地、林の宅地開発抑制を明示、市街化調整区域の拡大や開発許可を厳格にするという方針も打ち出してございまして、当然県の方もその国の方針に沿って動いておるような状況でございまして、私ども市街化調整区域活性化連絡協議会は、その政府の方針に逆行するような市街化調整区域を開発する方向で要望しておりますので、非常に厳しい回答というふうになっております。

ちなみに、平成20年の定期の市街化区域の見直しにおきまして、本町では4カ所、市街化区域編入の要望をいたしました。駅周辺の28ヘクタール、これは当然50ヘクタール以下ですけども、それと白水地区等が79ヘクタールだとか久保田地区周辺が64ヘクタールと、要はあくまでもこの50ヘクタール以上の飛び市街地、あるいは駅周辺の20ヘクタール以上ということには当てはまっておりますけども、全く門前払いということで、市街化区域編入は実現しておりません。そういうことで今後も積極的に県の方にも要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） はい、大体わかりました。厳しいのは何回かやっても厳しいとはわかっておりましたけども、県の回答がこれであれば何とかいけるんじゃないかと思って質問いたしました。けれども、結局は同じということで、まだ菊陽、益城と合志市が何か連携で何かやってくれるので、今後とも要望して、できるだけ開発ができるように進めていただきたいと思います。

これをもちまして私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時49分

再開 午後1時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野田恭子君、一般質問を許します。

○2番（野田恭子君） 議席番号2番野田恭子君でございます。今回、初めてこの場に上がらせていただいております。

まず、私、見てのとおり女性でございます。今までは小林議員がお一人で、こちら頑張っているんですけども、菊陽町の人口は約3万7,000人、そのうち半分は女性でございます。その中で、やはりいろいろな女性としての角度から意見を言っていきたいと思い、この場に立たせていただいております。

今回の一般質問では、2つ上げさせてもらってます。1つが菊陽中部小学校建設についてです。2つ目が幼稚園についてです。続きは質問席の方からいたしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） では、早速1番、2つのうちの1つ目の菊陽中部小学校建設について質問いたします。

校舎費プラス9億9,820万円についてですが、先日、説明会を開いていただきまして、その中で計画の途中で文部科学省の35人学級という整備方針があったため、増額がされていると聞いております。この金額について助成の要請はしてあるのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃられましたとおりに、昨年の22年、私どもほうの手元に通知が来ておるのが平成22年8月27日という日付で来ました。ちょうど基本設計の途中でございました。そういう中で、文科省の方では30年ぶりの40人学級の見直しということで、うたい文句で出されまして、中身を若干ちょっとお話ししたいと思います。

23年度から30年度にかけての見直し計画ということで、23年度が小学校1、2年生、これを35人学級で編制していいよということです。それから、平成24年度が小学校3年生を編制していいと、そして25年度が小学校4年生を35人で編制していいと、それから26年度で小学校5年生と中学校1年生を35人学級で編制していいと、それから平成27年度で小学校6年生、それから中学校2年生、こちらを35人学級で編制していいですよと、それから平成28年度、これが中学校3年生を35人学級で編制していいと。そして、なおかつ29年度、これが小学校1年生をなお30人学級で編制していいと、また30年度で小学校2年生を30人学級で編制していいという計画でございました。

その中身がどういうふうにならなかってきたかと、文科省はこういう計画で打ち出しておりましたので、当然いずれ8年とは言わずとしても、10年なり十数年では、こういうふうな見直しをして学級編制を菊陽町としても受けていかないかということになりますので、基本設計のまだ段階ということでの変更が可能であるということで、この部分を非常に重視しまして、校舎面積をその分ふやしていったという部分がございます。

ただ、本年度になりまして、新年度、平成23年度になりまして、やはり国の財政のほうに厳しいということで、文科省はこういう方向性を持ってるんですが、財政的に教職員を配置する補助金等もろもろお金がないということで、結果的には本年度は小学校1年生だけを認めます、35人学級で認めますことになりました。そういうことで、どういうことになったかといいますと、本年度補助事業として中部小学校の改築事業、建設事業につきましては、補助金申請を行ってまいります。本年度で補助金申請を算定して出すということになりますと、やはりこの今計画で文科省は言うておりましたが、財政的に小学校1年生までしかだめということになりましたので、小学校1年生までを35人で編制して、ほか2年生から6年生については、40人学級のままでの算定した面積、これに補助金で毎年、文科省から提示されます建築単価というようなものがございまして、これを掛けた合計額が補助対象額という形に、簡単に申しますと、そういう形になります。その補助率が3分の1であったりという形で補助金をいただくという形になります。これが毎年の事業のボリュームに合わせて補助申請を3カ年間かけてまいります。ですから、本年度は総事業費の10%程度に対する補助金申請、来年度は70%と、そういう形での補助金申請をしていくと、3カ年間続いていきます。

そういうことで、議員がおっしゃられるとおり、子どももやはり将来に向けて一度に校舎は建設せんといかんような校舎のつくりでございまして、順次建て増しができるという形ではございません。そういうことで、一度に将来を見据えて、この文科省の計画に合わせた校舎をつくる必要があったということで、本来であれば、そこまでの補助対象額をいただきたいというのは議員と同じでございます。そういう中で、その部分についてはどうしても認められないということになるものですから、要望的には文科省に対しまして今まで要望等はしておったところなんです、なかなか要望だけで終わってしまうという部分が、今後も機会あるごとに、その辺については要望していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） ということは、要望は要望で終わる可能性もあるということですね。となりますと、もし通らない場合を考えると、このプラス9億円というのは、ちょっと多過ぎるんじゃないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） さきにもお話ししましたとおりに、その増築関係も含めまして余裕を持った教室にしたということもありますが、校舎の約9億円がそのまま事業費がはね上がってきております。これが原因という形になっております。

ただ、今この9億円、校舎面積が大きくなるということがございますので、大きくなった面積が約3,865平米、これが大きくなってきております。これは余裕を持った通路、ワークスペース、この辺も含めて、また階段、今ご説明しましたように今現在プールがあるところが校舎になってしまいました。そういうことで、トイレのスペースも要るし、階段も要るし、そういう形でどうしても面積が大きくなってきて、当初計画よりも3,865平米が結果的に大きくなったと、これに建築単価を掛けていきますと、どうしてもこういう9億円という状況の増額が発生してしまうという部分は、その分を小さく今のうちにつくっておくということになりますと、3階部分とかどっかの部分を減面積して最初つくっておって、その後また上に建て増しするという工法しかございませんので、これが物理的に非常に困難であるということで、最初からこれをつくらざるを得ないという部分がございますので、この9億円というのはそういう増築が広がった面積に対する建物の建築費用ということになります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 続けて2番に行きます。

総工費45億5,711万2,000円について、中部小校区外の町民の方はどう思っているのでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えします。

これまで中部小学校改築事業につきまして、町議会議員の皆様の承認を得て事業を進めているところでございます。こちら平成22年に承認を得たということになりますが、ご質問の校区外町民の事業費に対する調査を行っておりません。実際行っておりませんので、町民の方がこの事業についてどのように思われているのかは把握しておりません。

ただ、平成21年度まで、これはまだ議会の承認を得ておりませんでした。現地建てかえ案であったり新しい土地であったりという部分での計画途中の段階では、相当21年度部分までは非難といえますか、苦情、それから意見、メールによる意見、いろいろいただきました。ただ、それは22年度から承認を得てから現在までについては、事業費などについての特段の苦

情、反対意見というのは今いただいていないような状況でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 私は単純に計算してみました。45億円を1世帯、1万4,000世帯当たりで割ったところ、1世帯、単純に二十五、六万円ぐらい負担していただくことになると計算が出ました。そこで、学校の検討委員会のときに立ち上げられた検討委員会の委員の皆さんは、大部分がこの中部小校区の方だけだったですね。確かに、その恩恵にあやかるといいますか、そういった方たちは幾らかかっても、正直自分のお金という感覚がないかなと思ったので、ここまで金額がはね上がったのではないかと思います。それをじゃあ決定しました皆さんで負担してくださいとなった場合、実際その工事が始まった後に、何か校区外の方からあるのではないかとこの心配があります。その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問でございますが、実際想定というのは今私どもの今現在、昨年、議会の承認をいただきまして、本年度当初予算という形で議会の皆様にも予算のほうも承認いただいたという経緯の中で事業を平成25年度の8月には引っ越しをということで計画を進めてまいっておりますので、ともかくそこが目標で今、日夜やっておりますでございますが、今のご心配な部分というのは、そういうところを踏まえて、余り懸念を正直言ひまして、してないような状況ではあります。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 希望としましては、予算は45億円ありますけれども、実施設計をいま一度見直していただいて、もう少し安くなるような、例えば自分の家を建てるときに2,600万円の、昨日芝議員もおっしゃってましたけれども、2,600万円の予算だったのに、あれもこれもつけたら4,500万円になっちゃったけど、だれが払うんですかっていうところになると思いますので、いま一度、設計を見直す機会があるんであればお願いしたいと思います。

すいません。続きまして、2番の幼稚園に行きます。

町立幼稚園の必要性についてですが、①幼稚園待機児童の数の把握はされていますか。また、町外幼稚園へ通っている児童数は把握されていますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町在住の幼稚園の待機児童でございますが、例年、町内に幼稚園が1園、それからほかはすべてが市内とか大津という形になりますが、そちらの方に通園しているという状況でございますが、こちらの方は大体園が把握できておりまして、本年度の調査関係で園数としましては大体16園へ通っているという状況でございましたので、こちらのほうに直接照会をいたしました。待機児童としましては、16園、延べとしまして40人程度ということになっておるようです。それから、また町外幼稚園へ通っている児童数としましては、今申しましたように町内には美鈴幼稚園さんということになります。そのほか15園で422名、これが通っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 町外幼稚園へ通うためには、バス通園になりますけれども、そのバス代というのは保護者負担になっているのはご存じでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 今の質問にお答えしたいと思いますが、前段として、さきに福島議員さんのほうでも話をさせていただいた部分でございますが、菊陽町にしましても、よその市町村におきましても、そういう状況だろうかと思いますが、福島議員のときにお答えしましたとおり、町の方では私立幼稚園の就園奨励費補助という形で行っております。ただ、この就園費補助につきましては、国の定めという中の補助事業で行っておりますので、保護者との格差是正ということになります。その部分で限度額を定められてやっているとありますが、ただこの補助金につきましては、入園料と保育料、この部分しか補助できないというふうになっておるものですから、今議員おっしゃられましたように、それ以外の給食関係とかいろいろ検定料、この辺については補助の対象には入ってこない、カウントの対象にならないという形になっております。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） それに付随して2番に行きます。

幼稚園の公立、私立の今後の計画について、どうお考えでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず、幼稚園の持っております教育関係での定め関係、施設の設置状況、設置の手順と申しますか、決め事ということでちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

まず、幼稚園は学校教育法に定められた、義務教育も含めまして、幼稚園も学校でございます。県教育委員会、設置する場合なんです。県教育委員会または県知事の認可を受けて、市町村、国関係も入ってはくるんですが、市町村、それから学校法人、そちらの方が設置することができます。幼稚園の保育内容としましても定められておまして、幼児を保育し適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するため、文部科学大臣が保育内容を定めるとなっております。幼稚園の設備など設置に関する事項は、幼稚園設置基準というのがございまして、これに従ってつくる場合は建設するという形になります。幼稚園は、幼児の発達段階に応じまして、心身の調和的な発達を図って、健康、社会、自然、言語、創作、表現などに対する興味や関心を養い、学習意欲や理解の態度の基礎を培うと、これを目的として定められております。幼稚園につきましては、町だけでなく、さきにも申しましたように学校法人も設置することができます。で、町内や近隣町村にも私立の幼稚園がありますとおり、市町村立の幼稚園では、入園資格として通園区域に制限を設けます。およそ大体設けてくるというような状況があります。私立の幼稚園のほとんどは、通園区域に制限がなくて、また遠距離の場合、今議員おっし

やられましたようにスクールバス、こちらの運行も認められております。町内あるいは近隣市町の幼稚園の中から、保護者の方の教育方針に合う幼稚園を選ばれて入園されている状況にあるという部分がございます。

このようなことから、幼稚園は学校教育法に定められた学校で、県教育委員会または県知事の認可を受けて、市町村また学校法人が設置することができる、そういうふうなことと、幼稚園の設備など設置に関する事項、保育内容は国が定めております。公立、私立の幼稚園の施設や設備、教育内容、これは定めがあるものですから、差がないと、公も私立もですね、そういうことで教育内容についても差がないものと理解しております。

一方、また町としても今申しましたように平成22年度の実績では、私立幼稚園就園奨励費補助としまして489名の幼稚園児に対しまして、総額で4,969万6,400円という部分を支給しているような状況でございます。保護者の経済的負担の軽減と、それからまた公、私立幼稚園間の保護者の負担、これの格差是正を目的として、就学前教育の普及充実を図っておるところでございますが、このようなことから現在菊陽町の幼稚園設置の計画というものを持っておりません。

また、私立という部分でもお答えしたいと思いますが、私立幼稚園につきましても、これが最近ということではありますが、こども園、この関係とも部分がございますものですから、その動向などを見て判断していきたいというふうに町のほうでは考えているような状況でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 今ありましたので、続けて3番のこども園についてなんですが、今現在保育園のほうは保護者が保育できない状態でないと預けられませんが、今後そのこども園についてはどうお考えでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（渡邊幸伸君） ご質問については、幼稚園と保育所に関係がございますので、私のほうで答弁させていただきます。

こども園につきましては、現在内閣府の子ども・子育て新システム検討会議の幼・保一体化ワーキングチームの中で具体的な議論をされておるところでございます。この議論の内容等についての町への情報提供はございませんが、私たちもマスコミ等を通して、ワーキングチームにおける議論の動向を注視しておるところでございます。

現時点での検討の主な概要につきまして、分かっている範囲内で主なものを申し上げたいと思います。

まず、幼・保一体化の目的は、1、質の高い学校教育、2、保育の量的拡大、3、家庭における養育支援の充実となっております。その具体的な仕組みの中で、こども園、これはあくまでも仮称でございます。の創設が掲げられております。

このこども園ですが、保護者の就労などについて、国が定める認定基準に従って市町村が審査を行い、必要な保育時間を認定することとなっております。また、保育の必要性の認定を受けない3歳以上の子どもについては、その子どもが居住する市町村が受給者証を交付しております。入所に当たっては、保護者が自らこども園を選択し、保護者とこども園が契約をする公的契約とし、園としては正当な理由がない限りは受け入れを行うこととなっているということです。さらに、保育料につきましては、子どもの年齢や保育の必要時間に応じた基本単価を国が定めます。その一定割合が保育料になるとしておるところであります。また、各施設への財政支援ですけれども、子ども・子育て支援給付に一本化されまして、文部科学省所管の私学助成や厚生労働省の保育所運営費は廃止される予定ということです。

以上のような方向で、政府のワーキングチームにおいて議論が進められておる途中でありますけれども、細かい内容や財政支援の具体的な額などが現時点では不透明でありますので、幼児教育の保育の質の向上、それから待機児童の解消及び市町村の財政負担などがどのようになるのか、私どもも注視しておるところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○2番（野田恭子君） 先日、来年度でしたかね、保育園を2つ公募するというので伺いました。それがこのこども園の方に当てはまるといいますか、働いていなくても預けられるような場所ということも兼ねてくればいいなと思っております。今回この質問事項を上げさせていただいたのにつきましては、町外からの転入者ですね、こちらが町立の幼稚園がないのはなぜだろうかということで素朴な疑問を聞かれましたので、今回上げてみました。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君の一般質問を終わります。

これで一般質問は全部終了しました。

来週13日は各常任委員会を行います。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時26分

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成23年6月13日（月）

（ 第 4 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成23年6月15日（水）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（4日目）

（平成23年第2回菊陽町議会6月定例会）

平成23年6月15日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第35号 平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第36号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 日程第4 議案第37号 町道路線の認定について
- 日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 報告第1号 地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成22年度菊陽町一般会計予算）
- 日程第7 報告第2号 菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第8 報告第3号 有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第9 発議第1号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書（案）について
- 日程第10 発議第2号 菊陽町農業委員会委員の推薦について
- 日程第11 議会活性化特別委員会の設置及び委員の選任について
- 日程第12 議員派遣について
- 日程第13 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 中岡敏博君 | 2番  | 野田恭子君  |
| 3番  | 吉本孝寿君 | 4番  | 吉山哲也君  |
| 5番  | 渡邊裕之君 | 6番  | 坂本秀則君  |
| 7番  | 石原武義君 | 8番  | 甲斐榮治君  |
| 9番  | 芝和長君  | 10番 | 岩下和高君  |
| 11番 | 佐藤竜巳君 | 12番 | 福島知雄君  |
| 13番 | 川俣鐵也君 | 14番 | 加藤眞佐男君 |
| 15番 | 上田茂政君 | 16番 | 小林久美子君 |
| 17番 | 梅田清明君 | 18番 | 大塚昇君   |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

3番 吉本孝寿君

4番 吉山哲也君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤三雄君  
教育長 赤峰洋次君  
総務部長 吉岡典次君  
産業建設部長 松本東亞君  
総務課長 平野誠也君  
財政課長 實取初雄君  
人権教育・啓発課長 堀川俊幸君  
健康・保険課長 村田節子君  
環境生活課長 大山陽祐君  
武蔵ヶ丘支所長 堀川正信君  
建設課長 松村孝雄君  
下水道課長 今村敬士君  
総務課長補佐兼庶務法制係長 服部誠也君  
学務課長 松本洋昭君  
生涯学習課長 佐藤清孝君

副町長 中富恭男君  
教育次長 水上孝親君  
福祉生活部長 眞鍋清也君  
会計管理者兼会計課長 阪本修一君  
総合政策課長 吉野邦宏君  
税務課長 阪本浩徳君  
福祉課長 渡邊幸伸君  
介護保険課長 宮本義雄君  
町民課長 山崎謙三君  
農政課長 荒木一雄君  
都市計画課長 坂本恭一君  
商工振興課長 吉川義則君  
図書館長 堀行徳君  
中央公民館長 矢野陽子君  
農業委員会事務局長 志垣敏夫君

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君  
書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、議案第34号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平野誠也君） それでは、議案第34号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例の改正につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されており、それに伴いまして、地方公務員の育児休業等に関する法律も改正され、本条例を改正する必要があるということで、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、参考資料をご覧いただきたいんですけども、左側が現行で右側が改正案になっております。

条文的にはいろいろ書いてあるんですが、今まで育児休業等が正規職員にしか適用されておりませんでしたけれども、一定の要件があれば臨時職員についても適用するというものでございます。

条文の内容についてはもう割愛させていただきますが、今申したように、臨時の職員にも適用するというご提案をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第35号 平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、議案第35号平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。

それでは、議案第35号の平成23年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

この件につきましては、町長の提案理由説明にありましたように、新年度に入って2カ月余り経過したばかりのところでございますが、総務費、土木費、教育費など、急を要するものが生じたので、補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、主なものについてご説明申し上げ、詳細につきましては、ご質問に応じ、担当課長等がお答えいたしますので、よろしく願いいたします。

まず、表紙をめくっていただき、1ページをお開き願います。

歳入歳出の予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億5,800万円と定めるものでございます。

2ページをお開きいただき、まず歳入でございますが、18の財産収入を財産売払収入において300万円増額しており、歳入合計を300万円増額で総額118億5,800万円としております。

下のページは、歳出でございますが、款の区分ごとに補正額の主なものを申し上げます。

2の総務費448万1,000円の増額は、総務管理費等の増額、8の土木費446万4,000円の増額は、土木管理費及び都市計画費の増額、10の教育費267万4,000円の増額は、社会教育費等の増額でございます。

なお、14の予備費を323万円減額しておりますが、これは歳出補正額が歳入補正額を上回ったものについて調整したものでございます。

歳入合計といたしましては、補正として300万円を増額し、歳出総額を118億5,800万円としております。

5ページ以降は、補正予算に关します説明書としており、主なものの補正額についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

歳入でございますが、款の18財産収入、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入で、節区分の1土地売払収入300万円は、菊陽第2地区土地区画整理事業の保留地処分金を増額し、2億4,662万9,000円とするものでございます。

下のページは歳出でございますが、款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費199万8,000円の増額で、節区分の9旅費及び11需用費は、職員の災害派遣に伴う経費、節区分の19負担金補助及び交付金30万円は、地区公民館のエアコン関係に対します補助金でございます。

次に、目の6企画費で、節区分の11需用費23万円は、第5期菊陽町総合計画基本構想の将来像であります「人、緑、未来輝く生活都市菊陽」の懸垂幕を作成いたしまして、役場庁舎及びゆめタウン光の森店に掲示しようとするものでございます。

次に、目の15西部町民センター管理費で、節区分の7賃金135万円は、当該施設に職員を配置しませんでしたことから、管理業務のための賃金を計上したものでございます。

次に、項の2徴税费、目の1税務総務費で、節区分の7賃金81万2,000円は、職員の産休等による事務補助分でございます。

11ページ、下のページでございますけれども、お聞きいただき、款の4衛生費、項の2清掃費、目の1清掃総務費で、節区分の19負担金補助及び交付金341万4,000円の減額は、菊池環境保全組合の環境美化センター等包括管理業務委託契約が当初予算計上後に締結されましたことから、その分の負担金額を変更いたしまして、補正後の額を3億2,508万9,000円としております。

12ページをお聞きいただき、款の8土木費、項の1土木管理費、目の1土木総務費で、節区分の7賃金146万4,000円は、職員の産休等による事務補助分でございます。

次に、項の3都市計画費、目2土地区画整理費で、節区分の12役務費300万円は、菊陽第2地区土地区画整理事業の推進に必要な保留地処分を促進しますための販売仲介手数料でございます。

下のページで、款の9消防費、項の1消防費、目の1常備消防費で、節区分の19負担金補助及び交付金205万5,000円の減額は、菊池広域連合負担金のうち消防費に係ります負担割合の変更、均等割、人口割等々の分の負担割合でございますけれども、その分の負担割合が確定しましたので、負担金額を変更して、補正後の額を2億8,886万1,000円としております。

14ページをお聞きいただき、款の10教育費、項の5社会教育費、目3公民館費で、節区分の15工事請負費47万3,000円は、中央公民館事務室の空調機取り替え工事費でございます。

次に、目の11南部町民センター運営費で、節区分の7賃金162万円は、当該施設に職員を配置しませんでしたことから、管理業務のための賃金を計上したものでございます。

下のページで、最後に、14の予備費を323万円減額し2,945万円としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第36号 熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議案第36号熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更についてを議題とします。

総務課長、内容の説明を求めます。

○総務課長（平野誠也君） それでは、議案第36号熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更についてご説明申し上げます。

この変更は、組合の組織団体であります「玉名市玉東町病院組合」を「公立玉名中央病院企業団」に、それと「球磨郡公立多良木病院組合」を「球磨郡公立多良木病院企業団」に名称が変更となっております。これによって規約の変更が必要になってきましたので、変更をお願いするものでございます。

参考資料の新旧対照表をご覧くださいと思います。

左側が変更後、右側が変更前になっておりますが、ただいま申しましたように、まず組合を組織する地方公共団体ということで、「玉名市玉東町病院組合」を「公立玉名中央病院企業団」に、それと「球磨公立多良木病院組合」を「球磨公立多良木病院企業団」に名称を変更いたします。

次のページをお開きいただきたいと思います。

これも同様に、組合の共同処理する事務ということで、内容は一緒でございます。次のページも同様な形になります。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第37号 町道路線の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議案第37号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、内容の説明を求めます。

○建設課長（松村孝雄君） それでは、議案第37号町道路線の認定についてご説明申し上げます。

道路法第8条第1項の規定によりまして、町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回ご承認をいただきたいのは中部小学校東線でございます。

内容につきましては、参考資料の位置図によってご説明申し上げます。

今回の路線は、菊陽中部小学校の建て替えに伴う敷地造成により築造される道路で、県道瀬田竜田線を起点とし、小学校のグラウンドの東側のさくら保育園の正門への里道を拡幅し、保育園の運動場の南側の通路を拡幅し、東側の里道に接続する道路でございます。

延長が165メートルで、幅員が5.5メートルから8.2メートルでございます。

以上、説明終わります。よろしくお願ひします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）

○議長（大塚 昇君） 日程第5、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

税務課長、内容の説明を求めます。

○税務課長（阪本浩徳君） それでは、承認第5号について説明させていただきます。

承認第5号は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、去る5月17日に専決処分をいたしました菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

主な内容は、地方税法等の一部改正によりまして、東日本大震災に係る雑損控除の特例、それから住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例を税条例の附則に加えるものでございます。

経過を申しますと、3月11日発生しました震災によりまして、さまざまな特例法律ができております。それにあわせまして、地方税法関係も改正されまして、今回の改正は、去る4月27日に公布されたものでございます。これに伴いまして、税条例を改正する必要がありますので、今回改正をさせていただいたものでございます。

それでは、内容を説明させていただきます。

2枚めくっていただきまして、菊陽町税条例の一部を改正する条例というところを見ていただきたいと思えます。

条文は、2条の追加でございます。その中で、第22条の東日本大震災に係る雑損控除額等の特例というところでございますけれども、基本的に雑損控除といいますのは、その年中に発生したものは翌年度申告で控除をするというのが通常でございますが、今回の場合は、今年の3月の被災でございましたが、今年の申告をし直せば今年から適用できますよというような特例でございます。これを税条例の附則に追加するものでございます。

条文は第5項までございますけれども、内容は今申したとおりでございますが、例えば今年受けたものを今年申告して控除を受けたとした場合は、当然来年はもう受けられないということになりますので、前倒して控除ができますというものでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、住宅借入金等特別税額控除でございますが、通常住宅取得特別控除っていうのは住宅ローンの減税ということをおっしゃってございますけれども、これにはさまざまな要件がございまして、その家に住んでいるという条件がございまして、今回、震災の場合、もう家がなくなっておりますので、そこに住んでいるという条件がなくなってしまうけれども、特例としまして、まだ住宅控除が残っている場合は、家が残っているものとしてずっと控除はできますという適用期間の特例でございます。

それから、通常、昔は住宅ローン控除は所得税のみでございましたが、平成18年と平成22年の税法改正によりまして、所得税で引けなかった分は住民税から引くことができるという法律

改正になっております。今回税条例改正になりますのは、住民税のほうから減額がある可能性もありますものですから、今回追加ということでさせていただいております。

附則でございますけども、公布の日から施行するということでございますが、22条につきましては5月18日、それから住宅借入金等特別税額控除につきましては来年の平成24年4月1日からの施行ということになっておりますので、申し添えます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、承認第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第1号 地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成22年度菊陽町一般会計予算）

○議長（大塚 昇君） 日程第6、報告第1号地方自治法施行令第146条第2項の規定による繰越明許費に係る繰越計算書の報告について（平成22年度菊陽町一般会計予算）を議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） 報告第1号についてご説明申し上げます。

ただいま議長のほうからありましたように、平成22年度一般会計予算の中で議決いただいた地方自治法第213条の規定により繰越明許費につきまして、5月31日までに繰越額を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして繰越計算書として報告するものでございます。

表紙をめくっていただきますと、繰越計算書をつけております。

一番上の項目の中で、金額とあります欄の額は、これは予算で定めました繰越明許費の限度額でございます。その右の欄の翌年度繰越額に調整したものでございます。

まず、款の2総務費、項の1総務管理費で、第5期菊陽町総合計画策定事業440万円は、委託料でございます。

次に、款の3民生費、項の2児童福祉費で保育所小規模改修事業278万5,000円は、国の平成22年度補正予算によるきめ細かな交付金を活用しました公立保育所4園の小規模改修工事費で、未収入特定財源として国庫支出金209万円を予定しております。

次に、款の8土木費、項の2道路橋梁費で、道路橋梁維持事業2,463万5,000円は、これも国の平成22年度補正予算によるきめ細かな交付金を活用した舗装工事、三里木歩道橋塗装工事委託及び自動車学校前の横道合志線の舗装工事費でございまして、未収入特定財源として国庫支出金415万7,000円を予定しております。

次に、道路新設改良単独事業379万6,000円は、新山2号線関係の公有財産購入費等でございます。

次に、北小学校原水駅線道路改良事業1,729万4,000円は、工事費等で、未収入特定財源として国庫支出金585万円及び地方債300万円を予定しております。

次に、緑ヶ丘線道路改良事業3,641万6,000円は、工事費で、未収入特定財源として地方債3,280万円を予定しております。

次に、項の3都市計画費で、菊陽第2土地区画整理事業1億9,711万8,000円は、建物等の移転補償及び工事費等でございますが、既収入特定財源として土地区画整理事業基金繰入金1億6,673万6,000円があり、未収入特定財源として地方債2,730万円を予定しております。

次に、款の10教育費、項の2小学校費で、小学校環境整備事業1,072万1,000円は、国の平成22年度補正予算による地方交付税の追加交付分を活用いたしました焼却炉撤去工事費等、また次の中学校環境整備事業628万1,000円も同様で、焼却炉撤去工事費等でございます。

合計といたしまして、翌年度繰越額を3億344万6,000円とし、財源といたしましては、既収入特定財源で1億6,673万6,000円があり、未収入特定財源で国庫支出金1,209万7,000円及び地方債6,310万円を見込み、一般財源として6,151万3,000円を確保することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第2号 菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、報告第2号菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題とします。

総合政策課長、内容の説明を求めます。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 報告第2号菊陽町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出

について説明いたします。

これは、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、菊陽町土地開発公社の平成22年度の決算に関する書類及び平成23年度の事業計画に関する書類を別添のとおり提出するものであります。

決算関係につきましては、土地開発公社経理基準要綱、土地開発公社予算基準及び菊陽町の土地開発公社業務方法により作成いたしております。

表紙をめくっていただきまして、提出しています決算に関する書類は、経営状況説明書をもう一枚めくっていただきまして、1ページ目になりますけれども、平成22年度事業報告書、それと損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、財産目録、それと収入支出決算明細書及び決算附属諸表等といたしております。

次の2ページをお開きください。

平成22年度の事業報告です。事業の実施状況では、原水工業団地造成事業について報告いたします。

原水工業団地造成事業は、平成16年度に事業決定されまして、用地買収、造成工事を経まして、平成19年7月に第1期分譲であります9万525㎡を販売しています。平成20年度から平成21年度までは工業団地区域拡大の事業計画変更を行い、販売価格の向上を図り、また道路、調整池の公共施設を菊陽町に帰属の手続を行っています。

平成22年度は、工業団地の区域拡大に伴う造成工事を実施して開発行為を完了して、菊陽町による緑地等の譲与を受けまして、販売面積を増加させています。

今後は、販売に向けまして必要な取り組みを実施していきたいというふうに考えております。

下の3ページをお願いします。

平成22年度の損益計算の説明をいたします。

1の事業収益、2の事業原価とも、土地の販売がありませんでしたので0円、3の販売及び一般管理費で、事業損失として89万1,866円、これは主な内訳としましては委託料などで、土地の草刈りなどの維持管理の経費となっております。4の事業外収益は受取利息で、預金の利息が1万3,497円、それと5の事業外費用は支払い利息で1,154万4,408円、これが借入金の利息になります。

以上のことから、経常損失、当期純損失とも1,242万2,777円となっております。

次の4ページをお願いします。

平成22年度の貸借対照表の説明を行います。

まず、資産の部ですけれども、1の流動資産の中で、(1)になりますけれども、現金及び預金が331万3,790円、それと3の完成土地が11億5,143万4,990円、流動資産の合計としましては、流動資産合計、資産合計とも11億5,474万8,780円になります。

下の負債の部になります。1の流動負債、(1)の未払金が448万8,330円、これ、地区計画変

更及びタイヤ補償分としまして3月31日までの支払いが完了しなかった分になります。それと、2の短期借入金3億1,890万円ということで、それと固定負債が、長期借入金8億1,700万円、固定負債の合計も8億1,700万円ということで、負債の合計が11億4,038万8,330円になります。

下のページの資本の部になります。

1の資本金、資本金の分ですけれども、基本財産、資本金合計とも500万円、それと準備金になりますけれども、前期、21年度の繰越準備金としまして2,178万3,227円、それと2番の当期の純損失として1,242万2,777円ということで、準備金から当期の純損失を差し引きまして、準備金の合計が936万450円となっております。

これに基本金合計の500万円を足しまして、資本合計が1,436万450円、この資本金合計に、先ほどの負債の合計11億4,038万8,330円を足しますと、負債資本合計が11億5,474万8,780円となりまして、資産合計と一致するというようになります。

次の6ページですけれども、次の6ページがキャッシュフロー計算書になります。これは平成22年度の現金の動きをすべてあらわす計算表というふうになります。

支出は、減額になりますので、△で表記されています。

事業活動によりますキャッシュフローの中で、(2)その他の事業収入が1万3,497円で、これが預金の利息になります。

それと、3の土地造成事業の支出として、取得に係る支出が△の550万8,985円になります。

下のほうになりますけれども、その他の事業支出としましてが△の1,235万7,944円、これは土地造成事業支出以外に支払われた借入金の利息及び一般管理費などになります。合計いたしまして、△の1,785万3,432円となっております。

次に、2の投資活動によりますキャッシュフローということで、1番の定期預金の払い戻しによります収入が500万円、3の財産活動によるキャッシュフローということで、長期借入金によります収入が1,000万円ということで、以上によりまして、現金及び現金同等物の総減額が285万3,432円、それと現金及び現金同等物の期首残高が316万7,222円、現金及び現金同等物の期末、現在の、3月31日の期末残高が31万3,790円というふうになっております。

その下が平成22年の財産目録になりますけれども、現金及び預金と完成土地の資産が11億5,474万8,780円、未払金、短期借入金、長期借入金等の負債が11億4,038万8,330円、それと資産が1,436万450円というふうになっております。

以下のページにつきましては、今まで申しました内容になりますので、省略させていただきます。

13ページをお願いいたします。

13ページからが平成23年度の事業計画に関する書類で、事業計画、予算、それと資金計画を提出しています。

次のページが事業計画でありまして、全部で、先ほど申しました9ヘクタール程度の用地が

ありますけれども、一括で処分しますのは困難となりますので、事業計画として、本年度は1.8ヘクタールの計画でございまして、事業費として2億5,000万円を計上しているところで

す。  
下の15ページになります。平成23年度の予算になりますけれども、総則の第1条としまして、平成23年度菊陽町土地開発公社の予算は次の定めによるということで、その下の収入支出予算につきましてが、第2条で、収益的収入支出予算及び資本的収入支出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は別表の1の収益的収入支出予算及び資本的収入支出予算の定めるところということで、次のページの16ページで定めております。

収入のほうで、事業収益としまして、土地造成事業収益が2億5,000万円、それと事業外収益が、受取利息としまして6,000円、それと支出のほうですけれども、事業原価が土地造成事業等の原価になりますけれども、2億1,000万円、それと販売費及び一般管理費等につきましてが942万1,000円、それと事業外費用としまして、支払い利息になりますけれども、1,300万円、これは先ほどの11億3,590万円の利息になります。

下の17ページが資本的収入支出の予算でございます。

資本的収入としまして、長期借入金が3億4,483万1,000円、これ満期を迎えます借入金を返済するためにさらに借り入れるものになります。

支出といたしましては、資本的支出の長期借入金償還金として5億6,800万円、これが、土地が販売できた際の借入金の繰上償還を予定しているものでございます。

15ページに戻っていただきまして、第3条及び4条の長期借入金及び一時借入金につきましては、記載のとおりといたしております。

最後の、一番後ろになりますけれども、18ページが資金計画でございますけれども、受け入れ資金、それと支払資金合計とも5億9,815万円ということでいたしております。

以上のような内容となっております。

以上で報告書の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今土地開発公社の経営状況の説明があつたんですけれども、なかなかすっと入ってこないところがあるんですが、この9ヘクタールの中で、今年度1.8ヘクタール売却をする予定っていうことなんですけれども、現在の状況と今後の計画についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） 売却の見込みですけれども、企業誘致になりますので、ほかの競争等もあるわけなんですけれども、2社等のお話、接触等はやっておるところなんですけれど

も、実際の売却までこぎつけることにつきましては、これからの交渉というふうになっていくかというふうを考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今全体としてはどのくらい売却できて、あと今後の、23年度は1.8ヘクタールだけれども、今後どういうふうな計画ですのかというのをお聞きしたかったんですけども。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（吉野邦宏君） これからどのように売却を進めていくかということですが、今公社の中でも、町の企業誘致のほうでも、パンフレットをつくったり、あるいは県及び独自にもいろんな呼びかけをやっておるところでございまして、そのような活動をどんどん強めながら、売却に向けて努力していきたいと。

具体的に、どこの面積の土地をどれだけ売却するかということは、相手がおりますし、今持っております9万㎡の中から企業等の必要面積に応じた売却になろうかと思っておりますけども、余り小さく個別に売り払いというような形じゃなくて、できましたら数社程度で売却できれば一番いいなどは考えておりますけれども、相手がおりますので、今後努力してまいるといようなことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 報告第3号 有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、報告第3号有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出についてを議題とします。

農政課長、内容の説明を求めます。

○農政課長（荒木一雄君） 報告第3号について説明申し上げます。

有限会社さんふれあの経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

有限会社さんふれあにつきましては、町が出資している法人でございます。地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、有限会社さんふれあの平成22年度決算に関する書類及び平成23年度事業計画に関する書類を添付しております。

まず、2ページをお開きお願いいたします。

(1)で、平成22年度事業実施状況でございます。平成22年4月から平成23年3月までの期間

におきまして、4月19日さん彩出荷協議会の総会が開催されました。5月16日春の感謝祭と第1回消費者モニターでいちご収穫体験が実施されました。6月5日、6日の2日間でさんふれあの10周年記念祭が開催されました。10月16日秋の収穫祭、第2回消費者モニターでメロン収穫体験が実施されました。11月1日は出荷協議会の先進地研修が行われております。11月21日秋の感謝祭、第3回消費者モニターで甘藷収穫体験が実施されました。3月27日、第4回消費者モニターでたけのこ収穫体験が実施されました。また、毎月第2・第4金曜日はさん彩感謝デーが実施されております。また、毎月さん彩便り発行、毎月第1月曜日に役員会が実施されているということでございます。

次に、4ページから10ページまでが平成22年度決算の状況について報告いたします。

まず、5ページをお開きお願いいたします。

貸借対照表であります。資産の部の合計が6,633万9,231円で、負債の部の合計が4,547万2,855円でございます。純資産の部の合計が2,086万6,376円となりまして、負債及び純資産の合計が6,633万9,231円となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。純売上高で、さんふれあの温泉の券売機からふれあ館、大広間、売店・氷菓里、直売所、直売所の委託収入、農園の使用料の収入、その他の収入でございます。この純売上高が2億2,331万8,839円となっております。

一方、売り上げ原価は、仕入れの合計ということでございます。これは、大広間等の食料に対する仕入れ価格ということで、合計が4,577万6,003円となっております。

さらに、純売上高から売り上げ原価を引きますと、総売上利益が1億7,754万2,836円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

販売費及び一般管理費でございます。この中には、さんふれあの職員の給料、主なものとして水道光熱費、燃料、清掃、機械等の点検、衛生管理費の合計が1億6,188万1,919円支出されております。

6ページに戻っていただきまして、売上総利益の1億7,754万2,836円から経費部分でございます販売費及び一般管理費の1億6,188万1,919円を引きますと、営業利益が1,566万917円となります。営業外費用の中に、この中の寄附金1,239万8,000円のうち1,234万8,000円が町のほうに寄附され、5万円は震災寄附金として日赤へ寄附されております。さらに、法人税を納めた残りが当期純利益で424万1,476円となっております。

次に、10ページをお願いいたします。

10ページが、5月18日に監査がなされておまして、27日に有限会社さんふれあから報告があつておるところでございます。

さらに、12ページが23年度の事業計画を載せております。

それと、13ページに22年度実績と23年度収支計画書を載せておるところでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） さんふれあの経営状況を説明していただきましたけれども、ページ6ページの当期純利益を見ますと、結局いろいろ税金を払った後は424万円ということで、これはこの数年間の経過はどうなんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 過去の利益については、今資料を持っておりませんので、後で報告させてもらってよろしいでしょうか。すいません。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

芝和長君。

○9番（芝 和長君） 先進地研修視察ですか、加工班研修ってありますが、どういう内容を研修されたかを教えてください。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（荒木一雄君） 加工班の研修につきましては、今加工グループが食材等出しておりますので、そういった他店の食材等、どういうのが出されているか、そういうのを研修に行っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これで報告第3号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 発議第1号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書（案）について

○議長（大塚 昇君） 日程第9、発議第1号公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書（案）についてを議題とします。

提出者を代表して、梅田清明君より趣旨の説明をお願いします。

○17番（梅田清明君） 発議第1号公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由として、ここ数年、世界規模での想定外の大地震が頻繁に起きている。その対応策が今喫緊の課題である。政府は、地方自治体の要望に応え、予算措置を講ずること。

あとは案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

これまで公立学校施設は、大規模地震や降雨等の非常災害時には、地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきました。このたびの東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集、また発信する拠点になるなど、さまざまな役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。

しかし、一方で、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段など、防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障をきたし、被災者が不慣れた避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになりました。こうした実態を踏まえ、現在避難所として有すべき公立学校施設の防災機能のあり方について、様々な見直しが求められています。

政府は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望に応え、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っていますが、本来これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情です。

よって、政府におかれては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において地域住民の安全で安心な避難生活を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

記。1つ、公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震などの過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。

2、公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと。

3、公立学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること。

4、公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、様々な機会を活用して地方公共団体に情報を提供すること。

5、公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を集約し、窓口を一元化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年6月15日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

提出先として、内閣総理大臣菅直人様、文部科学大臣高木義明様、国土交通大臣大畠章宏様、総務大臣片山善博様。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

また、質疑については自席より答弁させていただきます。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 発議第2号 菊陽町農業委員会委員の推薦について

○議長（大塚 昇君） 日程第10、発議第2号菊陽町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

議員は地方自治法第117条により除斥の対象になりますので、川俣鐵也君、吉本孝寿君の除斥を求めます。

〔13番 川俣鐵也君、3番 吉本孝寿君 退席〕

○議長（大塚 昇君） それでは、提出者の趣旨の説明を求めます。

甲斐榮治君。

○8番（甲斐榮治君） 発議第2号菊陽町農業委員会委員の推薦について、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。

提案理由は、大塚昇君、佐藤竜巳君が平成23年5月31日付をもって農業委員を辞任をされました。そのことに伴い、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による学識経験を有する委員として次の2人を推薦するものであります。

以上、お手元に資料は配付されておるかと思いますが、川俣鐵也君、菊陽町大字津久礼2965番地13、生年月日、昭和21年2月1日。次に、吉本孝寿君、菊陽町大字津久礼1837番地、昭和42年3月4日生まれ。

以上2名の方を推薦したく、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

なお、質疑に関しては自席より答弁させていただきます。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は1人ずつ行います。

吉本孝寿君の除斥を解きます。

〔3番 吉本孝寿君 入場〕

○議長（大塚 昇君） 発議第2号菊陽町農業委員会委員の推薦について、川俣鐵也君を議会推薦することに賛成の方は挙を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議会推薦による農業委員会委員に川俣鐵也君を推薦することに決定しました。

川俣鐵也君の除斥を解きます。

〔13番 川俣鐵也君 入場〕

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君の除斥を求めます。

〔3番 吉本孝寿君 退席〕

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君にただいま農業委員会委員に推薦したことを会議規則第33条第2項の規定により告知します。

次に、菊陽町農業委員会委員の推薦について、吉本孝寿君を議会推薦することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議会推薦による農業委員会委員に吉本孝寿君を推薦することに決定しました。

吉本孝寿君の除斥を解きます。

〔3番 吉本孝寿君 入場〕

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君にただいま農業委員会委員に推薦したことを会議規則第33条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議会活性化特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（大塚 昇君） 日程第11、議会活性化特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

議会活性化に関する調査研究に要するため、全議員で構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。

期間は、調査研究が終了するまでとしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、全議員で構成する議会活性化特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました議会活性化特別委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって全議員を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました全議員を議会活性化特別委員に選任することに決定しました。

なお、委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項により、委員会において互選となります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時1分

再開 午前11時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会活性化特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、報告いたします。

議会活性化特別委員会の委員長に坂本秀則君、副委員長に吉山哲也君が選任されました。

以上、それぞれ選任されたことを報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 議員派遣について

○議長（大塚 昇君） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に別紙のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要することは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第13、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本会議に当初提案されました案件はすべて終了しました。

これで平成23年第2回菊陽町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時8分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大塚 昇

菊陽町議会議員 吉本 孝寿

菊陽町議会議員 吉山 哲也

菊陽町議会会議録  
平成23年第2回6月定例会

平成23年6月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇  
編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 432-0781 (代表)

~~~~~  
菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話(代)(096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919